

第4 一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金

担当部局：環境森林部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	一般財団法人 群馬県森林・緑整備基金
所在地	群馬県前橋市大友町一丁目18番7号
設立年月日	平成2年7月10日
代表者名	代表理事 山口栄一
資本金	580,000千円
県の出資割合	100%
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 森林の育成・整備に関する事業・ 林業労働力の安定的確保に関する事業・ 緑化推進に関する事業・ 森林の造成・整備に関する調査・測量・設計等の受託事業・ 森林及び林業の活性化に関する事業・ 分収方式による造林又は育林の促進に関する事業・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 沿革

昭和52年、大口の水利用者である東京電力（株）より森林造成のための寄附を受け、これを基に県と企業局が応分の負担を行い「森林造成基金」を設置し、この基金から生ずる運用益を県単独造林補助事業の財源の一部に充当して森林造成を推進してきた。

平成2年7月10日、社会情勢の変化から森林の育成整備等を一層積極的に推進するためには幅広い事業を行う必要があることから、森林造成基金を廃止し、「財団法人群馬県森林・緑整備基金」を設立し、事務所を県庁内に置いた。

平成10年3月26日、群馬県知事から「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく、「林業労働力確保支援センター」の指定を受け、平成10年度から、林業労働者の雇用改善、新規就業者の確保対策等の業務を開始した。これに伴い、平成10年4月1日に事務所を北群馬郡榛東村（群馬県林業試験場内）に移転した。

平成20年4月1日、県の公社事業団改革の中で、林業公社との事務局統合を行うこととなり、林業公社が事務所を置く現在地（前橋市大友町）に移転した。

林業公社の民事再生手続きの中で、平成23年8月1日に治山・林道等の調査設計部門を、また平成25年9月20日には分収林事業を、さらに、同年10月1日には森林管理事業を林業公社から譲り受け、これら事業に携わっていた職員も基金が再雇用して事業を引き継いだ。これを以て、林業公社と基金の組織、事業の再編は完了し

た。

なお、当基金は平成25年3月18日に群馬県知事から一般財団法人の移行認可を受け、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行している。

このほか、平成25年10月1日に群馬県知事から森林整備法人に認定を受け、また、平成26年3月27日には、分収林事業及び森林管理事業を公益目的事業とする公益目的支出計画の変更認可を受けている。

(3) 基金設置の目的

森林や緑に包まれた潤いのある郷土群馬を築くために、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進を行うことにより、森林及び林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的としている。(定款第3条)

(4) 事業の概要

基金の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

①森林の育成・整備に関する事業

健全な森林を造成し、優良苗木(確認苗木)の安定的な供給体制を図るため、山行苗木生産者の生産実績に対し奨励金を支給する事業。

また、森林所有者個人では整備を行い難い森林については、市町村長の斡旋を受けるなどして基金が森林の施業を受託し、森林の造成・保育を行う事業。

②林業労働力の安定的確保に関する事業

林業への新規参入を促進及び定着を促進するため、新規就業者に対して支度金や住宅手当支援等の助成を行う事業。

③緑化推進に関する事業

森林や緑の大切さ、適切な整備・保全の必要性を広く県民にアピールするため、県植樹祭や巨木を語ろう全国フォーラム等の開催を支援するほか、情報発信、普及・啓発、広報活動等を行う事業。

④森林の造成・整備に関する調査・測量・設計等の受託事業

県、市町村等からの委託を受け、治山、林道、森林整備の調査・測量・設計業務を行う。

⑤森林及び林業の活性化に関する事業

森林・林業の活性化を図るために、資源としての間伐材の有効利用と森林施業の効率化を推進するための事業であり、具体的には次の事業を行っている。施業の団地化と高密路網、高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの推進・定着を図るため。施業集約化団地内で使用する高性能林業機械のレンタル経費に対して助成している。

⑥分収方式による造林又は育林の促進に関する事業

群馬県林業公社から譲渡を受けた分収林の管理運営について、森林整備事業執行規程及び分収林の管理・経営方針に基づき、森林の適正な維持管理と効

率的合理的な事業運営を行う。

特に、林業公社の民事再生の中で保育事業が十分に実施できなかった森林については、補助事業等を活用して積極的・計画的に整備を進めるとともに、利用間伐対象森林については、基金が実施主体となって林業作業道を開設し、高密路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な間伐を推進して収入の確保を図る。

⑦森林公園の管理に関する事業

県立森林公園「さくらの里」について、平成26年度から5年間の指定管理者に選定されたことから、「さくらの里」の施設管理、運営に必要な事業を実施する。

(5) 基本財産 580,000 千円
 (内訳) 投資有価証券 580,000 千円

(注記) 旧基金では、基本財産は寄附行為において定めていたが、一般財団法人に移行後は法令上の効力を持たなくなるため、定款の定めにより、平成25年6月開催の評議員会で、この法人の事業を行うために不可欠な財産として基本財産を定めた。

なお、旧基金から引き継いだ公益目的財産額は、1,582,606 千円、平成25年度末の正味財産合計は、1,568,429 千円となっている。

(6) 人員構成

区分		一般	プロパー	県現職	県OB	計
役員	理事長				1	1
	副理事長	1 (1)				1 (1)
	常務理事				1	1
	理事	1 (1)			2 (2)	3 (3)
	監事	1 (1)		1 (1)		2 (2)
職員	事務局長				(常務理事兼)	
	技術主監		1			1
	一般職員		15			15
	再雇用職員		1			1
	嘱託・臨時	1			1	2
合計		4 (3)	17	1 (1)	5 (2)	27 (6)

※ () 内の数字は非常勤者数で、内数

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	69,196	85,060	221,784	注 1
固定資産	1,584,789	1,600,138	2,206,290	注 2
流動負債	24,609	21,305	117,221	注 3
固定負債	111,229	124,832	742,423	注 4
正味財産	1,518,146	1,539,061	1,568,429	

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 流動資産 普通預金 115,486 千円、未収金 93,988 千円、仮払金 12,310 千円

○注 2 固定資産 投資有価証券（基本財産）580,000千円、

退職給付引当資産（特定資産）202,775千円

分収森林（その他固定資産）516,971千円

投資有価証券（その他固定資産）901,687千円

○注 3 流動負債 未払金101,984千円、仮受金11,000千円

○注 4 固定負債 県長期借入金539,647千円、退職給付引当金202,775千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	154,252	181,042	333,769	注 1
経常費用	129,534	160,127	321,250	注 2
当期経常増減額	24,718	20,914	29,177	
経常外収益	※ 1 944,831	0	82,389	注 3
経常外費用	※ 2 106,531	0	82,198	注 4
当期一般正味財産増減額	863,018	20,914	29,368	

※ 1 特例民法法人から一般財団法人へ移行準備のために、県の出捐金以外（835,949 千円）を、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えた額及び調査設計部門の事業譲渡に伴う退職給付引当資産受入額（106,531 千円）。

※ 2 調査設計部門の事業譲渡に伴う退職給付引当金繰入額（106,531 千円）

備考 収益・費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 経常収益

受託事業収益204,004千円、受取国庫補助金51,361千円、

受取地方公共団体補助金50,467千円

○注2 経常費用

事業費263,938千円、森林保全管理事業費39,037千円、管理費18,273千円

○注3 経常外収益

退職給付引当資産受入 82,198 千円（分収林部門）

○注4 経常外費用

退職給付引当金繰入 82,198 千円（分収林部門）

（3）群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	9,012	12,679	101,829	注 1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	—	—	—	—
合計	9,012	12,679	101,829	—
（参考）委託料	124,318	148,519	204,004	注 2

備考 注1 県からの補助事業及び補助金の内訳（平成 25 年度決算）

○森林整備担い手対策事業

林業技術向上研修補助 50千円、緑の雇用現場技能者育成対策事業補助4,890千円、群馬県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱

○森林整備機械化推進事業

高性能林業機械借用補助 4,000千円、林業担い手育成確保対策事業補助金交付要綱

○林業労働力確保支援センター活動推進事業

林業労働力確保支援センターの活動、及び県補助事業の執行必要な事務費、人件費補助 2,490千円、群馬県林業労働力確保支援センター活動事業補助金交付要綱

○造林補助事業 人工造林及び保育に対する補助 51,361千円 群馬県民有林造林事業補助金交付要綱

○分収林保全管理事業

分収林に係る巡視、森林国営保険料等の事業費補助 39,037千円 群馬県森林・緑整備基金分収林保全管理事業補助金交付要綱

備考 注2 委託料の内訳（平成 25 年度決算）

○治山・林道調査設計委託 200,750千円（うち県 171,770千円）

※競争入札により受託

・公的支援（ストック）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	539,647	注 1
出資金	580,000	580,000	580,000	
合計	580,000	580,000	1,119,647	

備考 注 1 貸付金の内容（平成 25 年度決算）

群馬県林業公社から分収林を取得するための資金の借り入れ

借入先：群馬県 無利子、返済期間 10 年一括償

【事業活動】

3. 「分収森林」勘定の評価の定期的・適時な見直しと台帳の整備

群馬県林業公社からの「分収森林」勘定の引き継ぎにあたって、個別のかつ詳細な評価を実施しているが、このような事例は少なく、画期的な取り組みである。

このような評価作業及び会計処理は、財務健全性の維持のためには今後も必要であり、林業公社会計基準が求めている減損処理に限定することなく、適時な評価替えが望まれるところである。

また、限られた経営資源のなかで効率的な事業運営に努めるために、群馬県森林・緑整備基金は、平成 26 年 3 月に「分収林の管理・経営方針」を策定して次のような森林区分と施業方針を設定しており、森林の現況や施業方針などの実態に即した評価も必要である。

<森林区分と施業指針>（抜粋・要約）

森林区分	施業指針
不成績造林地	<ul style="list-style-type: none"> 原則として森林には手を加えない。 針広混交林・広葉樹林へ誘導する。 災害発生の危険性等がある森林は、別途復旧方法を検討する。
条件不利森林	<ul style="list-style-type: none"> 疎仕立てで管理し、豊かな下層植生の導入に配慮しつつ、針広混交林・広葉樹林へ誘導する。 優勢木・将来木を残した強度間伐を行う。
経営対象森林 （優良林）	<ul style="list-style-type: none"> 疎仕立てで管理し、下層植生豊かな人工林へ誘導する。 施業の効率性を重視した優勢木・将来木を残した強度間伐を行う。 最終間伐後の立木密度の設定、枝打ちの想定。 分収方法に応じた施業方法の設定。

【意見 36】

ゼロ評価ではなくても少額評価のものも前提条件の変動（木材の下落等）に対する許容度に余裕がないため、将来費用の回収に関する不確実性が高いと想定されることから、同様に追加的な資産計上は、より保守的に回収可能金額（想定される将来費用等）の範囲内に止めるべきである。

また、原木の市況単価や補助金収入など、基礎となる前提が大きく変動した場合には、適時な評価替えや分収林契約の解約における譲渡金額の決定のためには、合理的かつ正確な配賦による台帳の整備（分収林の個別評価の継続的な算定）が必要である。

例えば、ゼロ評価のものは原則として将来施業は予定しておらず、将来費用の回収可能性も低いため、追加的な作業（費用）が発生した場合には、資産計上を行わず全額費用処理（償却処理）する。また、少額評価のものについては、実際の追加作業に関して想定外の将来費用等が発生した場合、評価性の引当金を設定することが考えられる。

ゼロ評価、少額評価の分収林に対する公益的機能の観点から追加作業に関しては、県の予算措置が必要となることも想定される。

4. 分収林契約の解約の促進

森林整備（分収林契約）は単に木材生産を目的としたものでなく、水源の涵養や災害防止といった公益的な目的に資するものであり、利益の有無など経済性のみで、その是非を問うべきものではない。しかしながら、昭和 55 年をピークとした木材価格の下落を主な要因として、分収林契約の採算性は当初想定よりも大きく低下し、利息負担を有する借入金に基づく分収林事業制度は継続が困難な状況に陥った。このような経営環境の悪化により、群馬県林業公社の清算（民事再生）、事業の整理・縮小という結果となったところである。

分収林契約は土地所有者との間の契約であり、一方的に解約することはできない。

また、解約に当っては、土地所有者による分収権の買い取りを原則的な解約条件としていることから、土地所有者の資金力も必要となっている。

群馬県林業公社の清算に当っては、合わせて分収林契約を解約することを原則としていたが、上記等の理由により解約できない分収林契約が残存し、群馬県森林・緑整備基金が引き継いでいるものである。

【意見 37】

解約ができずに引き継いだ分収林契約は、必ずしもその全件が今後とも継続すべき案件ではなく、立地条件が悪いものや道路網の整備が進んでいないものなど、採算性が極めて悪いため継続が困難なものなども含まれている。

また、分収林契約が解約できなかった理由には、土地所有者の合意や資金力の他に、時間的な制約に起因するもの（移転登記の未済み等）もあり、解約の促進は今後も時間をかけて取り組むべき課題となっている。

土地所有者による分収権の買い取りが、解約のひとつの障害（経済的な障害）となっているが、分収林契約は超長期的な契約であり、将来に関する負担を可能な限り減らすためには、短期的な損得に囚われない長期的な視点と判断が重要である。

したがって、解約の促進を図るためには、受入評価額がゼロ評価のものを積極的に解約すべきである。

なお、群馬県森林・緑整備基金は県とは別の独立した法人であるが、解約の促進のためには県の予算措置が必要となることも想定される。

5. 森林・緑整備基金事業の利用状況

群馬県森林・緑整備基金の事業目的は、定款第3条において、「森林や緑に含まれた潤いのある郷土群馬を築くために、森林の整備及びこれを支える林業労働力の確保並びに緑化の推進を行うとともに、造林又は育林に関する事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うとともに、森林と林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定められている。

群馬県森林・緑整備基金の実施する事業のうち、「森林・緑整備基金事業」は、上記の定款の目的に従い森林の育成整備、林業労働者の安定的確保、緑化推進、森林・林業の活性化を図るための各種助成事業を行っており、平成26年度は以下の事業を実施することとしている。

区分	事業種目	事業主体	補助の概要
森林の育成・整備に関する事業	山林用優良苗木生産推進事業	群馬県山種苗緑化協同組合	優良苗木の円滑供給体制を確立するために要する経費の補助
林業労働力の安定確保に関する事業	新規就労者支援事業	認定事業体及び一定条件を満たす事業主	新規就労者に対して用意する作業服、作業用具等の購入に要する経費、新規就労者の住宅手当の支給、移転料の負担に関する補助
	蜂刺アレルギー一症対策事業	林業事業主	蜂に刺されないための安全対策としての防止用具の整備に要する経費の補助
	高機能安全装置導入促進事業	林業事業主	林業従事者の労働災害防止のため、安全性の高い装具の配布に要する経費の補助
	資格取得促進事業	認定事業体及び一定条件を満たす事業主	林業現場における施工管理者と高性能林業機械等のオペレーターの養成や林業従事者の基礎的な資格取得に要する経費の補助
緑化推進に関する事業	緑化推進事業	公益社団法人群馬県緑化推進委員会	緑豊かな郷土群馬を築くため緑化思想啓発及び環境緑化事業に要する経費の補助
森林及び林業の活性化に関する事業	施業集約化支援事業	林業事業主	隣接する所有者の異なる林地を団地化し、そこでの施業に使用する高性能林業機械のリースに要する経費の補助
	林業技能競技会	主催者	林業技能競技会の開催に要する経費の補助

現在実施している事業は、過去において群馬県森林・緑整備基金に対し林業事業主等から要望があったもののうち、国や県において実施していない、いわば隙間的な事業を群馬県森林・緑整備基金が実施する事業として取り上げたものであるが、要望が少ない事業や利用頻度が少ない事業については、事業の継続の是非について検討を行い、廃止や隔年実施など事業内容や実施方法の見直しを行っている。

森林・緑整備基金事業における平成22年度から平成25年度までの個別の事業の利用状況は以下のとおりとなっており、予算に対して利用実績が下回っている事業が多くなっている。

(単位：千円、件)

事業名	平成23年度			平成24年度			平成25年度			備考
	予算	実績額	件数	予算	実績額	件数	予算	実績額	件数	
森林の育成整備に関する事業										
(1)山林用優良苗木生産推進事業	980	980	12	980	980	11	980	980	11	
(2)森林整備モデル事業	300	56	1	300	75	1	300	96	1	26年度 廃止
林業労働力の安定的確保に関する事業										
(1)支度金	800	194	2	400	429	3	560	195	1	
(2)住宅手当支援	800	880	4	1,000	622	4	840	462	4	
(3)蜂刺アレルギー対策事業	600	611	13	500	356	9	500	278	8	
(4)安全器具導入促進事業	800	792	9	1,000	1,197	17	1,000	905	16	
(5)資格取得促進事業	700	625	10	800	113	4	800	205	8	
(6)林業体験の開催	930			440	324	1	440	226	1	26年度 廃止
緑化推進に関する事業										
(1)緑化推進事業	1,500	1,500	1	1,500	1,500	1	1,500	1,500	1	
(2)ヒートアイランド対策緑化事業	1,200	328	1	600	0	0	300	0	0	26年度 廃止
森林・林業の活性化に関する事業										
(1)施業集約化支援事業	2,500	2,487	7	1,000	775	3	2,000	730	4	
(2)間伐材高度利活用支援事業	6,390	6,390	1	500	0	0	600	600	1	
その他の事業										
(1)林業技能競技会の開催等	1,600	909	1							
合計	19,100	15,752		9,020	6,371		9,820	6,177		

※寄附金、予備費、前期繰越金、特定預金計上額は含まない

このように事業の利用率が低い状況は、前述した群馬県森林・緑整備基金の設立目的を果たす観点から、また、群馬県森林・緑整備基金の財産を当該設立目的に対して有効に利用するという観点から望ましいものではなく、より事業の利用を高めるための対応が必要であると考えます。

利用率が低い要因としては、林業への新規従事者が減少傾向にあるという我が国全体における要因もあるが、群馬県森林・緑整備基金に特有の状況として以下の事項が挙げられる。

① 類似の制度の存在

国や県において、群馬県森林・緑整備基金が実施している助成と類似の事業を実施しており、事業者が補助率の有利さなどから、国の制度を選択するケースがある。例えば、林野庁が実施している「緑の雇用」事業において実施される研修において林業従事者に必要な資格取得が可能であるため、群馬県森林・緑整備基金が行っている資格取得促進事業における補助制度を利用しないケースもあるとのことである。

② 事業者の申請手続事務

林業事業者は小規模な事業者が多く、専任の事務職員がいないケースも多いため、補助金の申請事務を行う煩雑さから、補助の利用が可能にもかかわらず、補助金の申請を行わないケースがあるとのことである。これについては、事業者から申請手続等に関する問い合わせがあれば、群馬県森林・緑整備基金から説明などの対応をして補助の利用を促しているが、特に問い合わせがない場合には、群馬県森林・緑整備基金から対応を行うことはできず、結果として利用されない可能性がある。

事業の利用率を高める方策としては、当年度において、群馬県森林・緑整備基金の補助事業の利用を促すべく、群馬県森林・緑整備基金のホームページを見直したほか、平成25年度から年に1回林業事業主を訪問し、群馬県森林・緑整備基金の補助事業のPRを行うなど、群馬県森林・緑整備基金として対策は取ってきている。また、群馬県森林・緑整備基金（労働力確保支援センター）が林業事業主に対して実施している林業事業体雇用管理セミナーにおいて、群馬県森林・緑整備基金の事業も含めた群馬県全体の林業従事者対策を県の林業振興課で作成された体系図を示して林業事業主に説明している。

ただ、上記の①への対応としては、例えば、類似の事業を行っている他事業体と共同して助成制度の全体像を整理し一覧にした資料を作成し、それをインターネット上のホームページに掲載するなどして情報提供を行い、他の事業体の類似の事業との比較で、群馬県森林・緑整備基金の制度の特色をPRするなど、より群馬県森林・緑整備基金の助成制度のアピールを強化する施策の導入が検討されるべきである。

現状、国や県あるいは群馬県森林・緑整備基金が実施している助成制度については、現状は各助成事業体から個別に案内がされているが、各事業体が実施している類似の制

度を適用条件等の相違を明確にしたうえで一覧的に情報提供するような方法は林業事業主の利便性向上にも資するものと考えられる。

また、上記の要因の②については、群馬県の森林組合連合会が主催する経理関連セミナーに林業事業主の経理担当者等が出席した際に、群馬県森林・緑整備基金から事業主に申請手続について説明するという対応が考えられるとのことであるが、現状は特段実施していない。群馬県森林・緑整備基金では、平成 26 年度に事業の廃止、又は拡充を行ったほか、平成 27 年度には抜本的な事業の見直しを行う予定で、現在、林業事業体を対象に林業労働力関係事業に関するアンケート調査を実施中と聞く。補助事業の利用率を高め、林業従事者の雇用を促進するため、事業の内容、申請手続等に関する情報提供、普及・PR 等についても、是非とも実施を検討していただきたいところである。

【意見 38】

森林・緑整備基金事業について、当該事業の中を事業ごとにみると、実績が予算を下回っている事業が見られ、また、全体としても予算を実績が下回っており、事業として実施している補助制度の利用率が低い状況となっている。

この要因としては、国や県などの他の事業体が類似の補助制度を実施しているため、そちらの制度を利用しているということや、林業事業者が申請手続事務を煩雑と考えて本来利用できる制度を利用していないということがあるということである。

群馬県森林・緑整備基金としては、現状、群馬県森林・緑整備基金のホームページや事業者訪問を実施して PR に努めているが、より特色のある事業を模索し、例えば、国や県などの他の事業体が実施する制度と合わせて助成制度の一覧を作成提供し、他の制度との差別化要素を PR するなど、より一層効果的な PR の方策が検討されるべきと考える。

また、申請手続等に関する事業主への情報提供については、事業主が一同に会する群馬県森林組合連合会が主催するセミナーなどにおいて、群馬県森林・緑整備基金の補助内容や申請手続を説明する機会を設けるなど、より一層、事業主へ補助制度や申請手続の認知を促す方策が検討されるべきであると考えられる。

6. 経営計画とモニタリング

群馬県森林・緑整備基金においては、現状、年度開始前に当該事業年度の事業計画を策定し、年度の活動方針と事業ごとの予算額を定めているが、この事業計画の基礎となる中長期計画は作成されていない。したがって、各年度の事業計画の内容について、中長期的な活動目標との関連付けができない状況となっている。

群馬県森林・緑整備基金の事業は国や県が行う森林整備や林業支援等の事業と一体的に運用される性質のものが多く、国や県の施策次第で群馬県森林・緑整備基金の実施事業の内容も多分に変わってくることから、群馬県森林・緑整備基金の中長期的な計画を策定することにあまり意味はないとの意見もある。

また、中長期の計画といえるものとしては、公益事業について一般財団法人化に伴い県知事に提出してモニタリングを受ける公益目的支出計画があり、分収林事業等の森林整備事業については、森林法に基づき県知事に提出する森林経営計画がある。

ただ、これらの計画は法令に基づいて作成が義務付けられているものであり、計画の作成やモニタリングについては法令や国の政策の枠組みに照らして整合的か否かという観点で実施されるものである。

群馬県森林・緑整備基金は一般財団法人として独立した組織であり、今後も継続的かつ安定的に運営されることが求められる以上、「森林と林業の活性化を図り、もって県民福祉の向上に寄与する」という群馬県森林・緑整備基金の設立目的を果たす観点から、中長期的な当基金のあり方やそれに従った活動内容について明確な目標を定め、その目標に向けた具体的な行動計画を策定する必要があると考える。

中長期計画を策定した上で、それを各事業年度の事業計画に落とし込み、毎年度の事業計画の達成状況を確認し、必要な改善の方策を検討することにより、今後の活動の改善につなげていくことが望ましい。

【意見 39】

現状では、公益事業や分収林事業について、法令等に基づき個別の中長期計画が策定されているが、群馬県森林・緑整備基金全般に係る中長期的な観点からの事業計画は策定されていない。しかしながら、群馬県森林・緑整備基金は一般財団法人として独立し、独自の活動をしている組織である以上、継続的かつ安定的な事業活動が求められることから、将来の中長期的な基金の活動目標を定め、それを各年度の事業計画に落とし込んだ上で、達成状況をモニタリングしていくことが求められるものとする。

【組織】

7. 理事の構成

群馬県森林・緑整備基金は平成 25 年度をもって一般財団法人に移行しており、群馬県森林・緑整備基金の機関としては法の定めに従い、群馬県森林・緑整備基金の業務を執行する機関として理事及び理事会、また、理事の業務執行を監督し、かつ基金の重要な意思決定を行う機関として評議員及び評議員会が置かれている。

評議員は平成 26 年 6 月 27 日現在で 8 名おり、そのうち現職の県の職員が 1 名、それ以外は県職員及び OB はおらず、外部の林業関係者等で構成されている。一方、理事会は同日現在 6 名で、そのうち現職の県職員はいないが、県の OB が 4 名となっている。(常勤役員である理事長及び常務理事はともに県の OB である。)

理事会の構成について、上記のように県 OB 比率が高いのは、群馬県森林・緑整備基金が行う森林・緑整備等の事業が県の種々の政策と密接に関連しており、県と一体として運営される性質であるという要因がある。また、群馬県森林・緑整備基金の事業に関連する知見を有する理事としての適任者が他におらず、結果として県の OB 比率が高くなっているという状況もある。

また、現状の理事会の構成員は、群馬県の環境森林部の OB や地域の森林組合の OB など林業関係者で占められている。

しかしながら、群馬県森林・緑整備基金は独立した財団としての自立経営が求められるところであり、群馬県森林・緑整備基金が今後継続して安定的な経営を行っていくためには、事業の運営に従来にない新たな知恵や発想も必要となると考えられ、また群馬県森林・緑整備基金の経営の透明性を図る観点からも、群馬県 OB や林業関係者に限らず、より人材を広く登用するなど理事会の運営体制のあり方を検討することが望まれる。

【意見 40】

現状、理事会の構成員としては 6 名中 4 名が群馬県の OB であり、また、理事全員が林業関係者で占められているが、新たな知恵や発想を取り入れ、基金経営を安定的に維持する観点から、また群馬県森林・緑整備基金の経営の透明性を図る観点から、群馬県 OB や林業関係者に限らず、外部の人材を広く登用するなど運営体制のあり方が検討されることが望まれる。

8. 評議員会欠席者の対応

平成 25 年度中は林業公社からの事業受入等の重要な意思決定事項があったこともあり、理事会は 5 回、評議員会は 4 回開催され、比較的開催頻度は高かった。そのことから日程の都合ですべての評議員会に出席できない評議員がおり、平成 25 年度については、第 1 回から 3 回までに欠席した評議員に対して議案書及び議事録の写しを送付しており、また第 1 回から 3 回までの評議員会を連続して欠席した特定の評議員委員に対して、その後理事長が議案書を持参し説明を行っている。

評議員会を欠席した評議員に対する決議内容の説明や報告については、群馬県森林・緑整備基金の定款や規程上に特にルールが定められてはいないが、群馬県森林・緑整備基金としては、特に 25 年度は重要な決議事項が多かったことから、欠席評議員に対して報告、説明を行ったとのことである。

この報告説明は、開催された評議員会の後に数回の評議員会をまとめて実施されているが、評議員に対し基金の経営に係る重要事項について適時適切に情報提供を行うことにより知見のある評議員から群馬県森林・緑整備基金の経営に資する意見を入手することができるものと考えられ、また、一方で評議員に適時に情報提供し適切な対応を取っていただくことにより、評議員が自身の責任を全うすることができるものと考えられることから、説明のタイミングとしては、複数の評議員会の報告、説明をまとめて実施するのではなく、各評議員会の開催前か、開催後速やかに行うべきであると考えられる。

【意見 41】

平成 25 年度については重要な意思決定があったこともあり、評議員会を欠席した評議員に対して、事後的に、また数回の評議員会の報告をまとめて行っているが、知見のある評議員から群馬県森林・緑整備基金の経営に資する見解を入手する観点から、また、評議員に評議員としての職務を全うしていただく観点から、欠席した評議員に対しては評議員会の開催前か、開催後速やかに報告、説明を行う必要があると考える。

【人事】

9. 旅費に関する支出

群馬県森林・緑整備基金の旅費規程第 2 条には、「基金が支給する旅費は、鉄道賃、バス・タクシーの運賃、航空賃、船賃、レンタカー代金、私有自動車の運行経費、旅費雑費、宿泊料並びに負担金とする。」と規定されている。しかし、この規程には、宿泊料に関する具体的な定めがない。

また、第 6 条には「この規程に定めるもののほか、旅費支給に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。」と定められているが、他の規程の中には理事長による宿泊料に関する具体的な定めはない。

宿泊を伴う出張は、学会・研修会等で平成 25 年では 5 件であったが、平成 25 年 5 月に 3 泊 4 日で静岡の研修に参加した職員に対して、宿泊料が 1 日当たり 11,800 円の定額で支給されている。この金額は、群馬県職員等の旅費に関する条例 第 20 条 「別表第一の定額による」を参考にして、群馬県職員の場合と同額の 11,800 円の定額制にしたとのことであり、当該宿泊料の支給に当たっては、決議書では、事務局長の決裁がなされている。

宿泊料について詳細が定められていない場合、例えば平成 25 年 5 月の事例では、県の規程に準じた 11,800 円の定額を支給しているが、他の事例では実費精算にすることも考えられ、職員間で不公平が生じる可能性がある。(但し、現状では、同一の業務内

容では、支給基準を実費精算とする事例はなく、職員間の不公平は生じていない。）

よって、宿泊料について、実態に即して県の規程に準ずると明確に規定するか、又は基金独自の具体的な規程を設ける必要がある。

（注）これに対し基金では、宿泊を伴う職員の出張は、平成 23～25 年度の 3 年間で 15 件、うち県職員と同様が 67%を占める。このため、平成 26 年 11 月 18 日現在、県の規程に準ずることを明記した「一般財団法人群馬県森林・緑整備基金旅費支給要領（案）」を策定中である。

【意見 42】

平成 25 年 5 月に 3 泊 4 日で静岡の研修に参加した職員に対して、宿泊料が 1 日当たり 11,800 円の定額で支給されている。この金額は、群馬県職員等の旅費に関する条例第 20 条 「別表第一の定額による」を参考にして、群馬県職員の場合と同額の 11,800 円の定額制にしたとのことであり、決議書により事務局長の決裁がなされている。

しかし、群馬県森林・緑整備基金の旅費規程には、宿泊料についての定めがなく、また、同規程第 6 条には「この規程に定めるもののほか、旅費支給に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。」と定められているが、現状では、理事長との協議の上で事務処理を行っており、明文化されていない。このため、明文化する必要がある。

10. 県OB職員の採用過程の明確化

群馬県を退職したいわゆるOB職員は、その豊富な行政経験を求められ、各外郭団体において再雇用されることがある。一方で、県OB職員の外郭団体への再就職は、団体の自立性、手続の透明性、公平性等、多くの課題があり、県OB職員を採用する際にはそのような課題に留意することが必要であると考ええる。

群馬県森林・緑整備基金では、平成 24 年 3 月 31 日をもって群馬県からの派遣職員が引き上げになることになったため、この派遣職員に代わり新公益法人制度に移行する事務を担当する職員として、群馬県の退職職員（嘱託期間 1 年で週 4 日、28 時間勤務の非常勤嘱託）を採用した。

採用の際に群馬県森林・緑整備基金が入手した情報としては、履歴書のみであり、当該履歴書には、職歴として昭和 45 年 4 月 1 日群馬県庁採用（〇〇部〇〇課）、平成 24 年 3 月 31 日群馬県庁退職予定（〇〇事務所）の 2 行の記載があるのみであった。

業務の内容は、定年を迎えた群馬県職員であれば過去の県職員としての経験から容易に実施できるものであることから、採用者の情報が十分でなくても、業務における特段の支障はない。

しかしながら、県職員の外郭団体への再就職においては、退職者の知識や経験等を地域社会に還元し有効に活用するという意味がある一方で、採用に関しては手続の透明性や公平性を十分に確保することが求められていることに留意しなければならない。採用者の詳細な情報を入手し、選考過程を明確にしておくことにより、その人材を採用した

理由及び採用の判断の客観性・公平性を明確にすることができる。

したがって、採用の理由及び採用の判断の客観性・公平性を確保したことを明確にするために、履歴書等採用者の詳細な情報を入手するべきであると考える。

【意見 43】

群馬県森林・緑整備基金では、平成24年3月31日をもって群馬県からの派遣職員が引き上げになることになったため、この派遣職員に代わり新公益法人制度に移行する事務を担当する職員として群馬県OBを採用した。

採用の際に群馬県森林・緑整備基金が入手した情報としては、履歴書のみであり、当該履歴書には、職歴として昭和45年4月1日群馬県庁採用（〇〇部〇〇課）、平成24年3月31日群馬県庁退職予定（〇〇事務所）の2行の記載があるのみであった。

業務の内容は、定年を迎えた群馬県職員であれば過去の県職員としての経験から容易に実施できるものであることから、採用者の情報が十分でなくても、業務における特段の支障はない。

しかしながら、県職員の外郭団体への再就職においては、退職者の知識や経験等を地域社会に還元し有効に活用するという意味がある一方で、採用に関しては手続の透明性や公平性を十分に確保することが求められていることに留意しなければならない。採用者の詳細な情報を入手し、選考過程を明確にしておくことにより、その人材を採用した理由及び採用の判断の客観性・公平性を明確にすることができる。

したがって、採用の理由及び採用の判断の客観性・公平性を確保したことを明確にするために、履歴書等採用者の詳細な情報を入手するべきであると考える。

【資金運用】

11. ペイオフ対策の必要性

預金保険制度について

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としている。

預金保険の対象金融機関は、下記の金融機関である。

- ・ 銀行（日本国内にあるもの）
- ・ 信用金庫
- ・ 信金中央金庫
- ・ 信用組合
- ・ 全国信用協同組合連合会
- ・ 労働金庫
- ・ 労働金庫連合会
- ・ 株式会社ゆうちょ銀行

預金等の保護の範囲は決済性預金（全額保護）、一般預金（合算して元本 10,000 千円までとその利息）、であり、外貨預金等は預金保護の対象外である。

ペイオフとは、狭い意味では、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことであり、広い意味では、平成 8 年 6 月から講じられてきた預金等全額保護の特例措置が終了することを、「ペイオフ解禁」と呼ぶこともある。

上記のように銀行等に預けた一般預金について保護されるのは、合算して元本 10,000 千円とその利息までとなっている。

群馬県森林・緑整備基金は、平成 26 年 3 月 31 日現在において 115,486,247 円の普通預金を保有しており、当該預金を県内のある銀行の普通預金として全額預けているが、ペイオフ対策はされていない。

預けてある銀行は信用リスクも低く倒産の可能性も低いことから、全額普通預金に変更しているとのことであった。

ペイオフ解禁となっているため銀行の一般預金について合算して元本 10,000 千円とその利息までしが保護されないため、銀行が破たんした場合には、それ以上の預金ที่ไม่払いとなる。

【意見 44】

ペイオフ対策を実施していないと不払いとなるリスクがあるが、一方で預け入れる金額により利率が変更になる。

よって、金融機関の信用リスクと預入利率の双方を考慮し、必要があれば複数の銀行に預金を分散するなり、決済用預金に変更するなりのペイオフ対策を行うべきであると考え。また、適切なペイオフ対策が行えるよう「預金は決済性預金に限る。」等のペイオフ対策の基準を定めるべきであると考え。

12. 資金運用規程の見直し

群馬県森林・緑整備基金では、平成 26 年 3 月 31 日現在スウェーデン輸出信用銀行が発行しているユーロ円債を 50,000 千円保有している。

当該債券は、利率が豪ドルと円の為替比率によって 0%から 3.5%まで変動するデリバティブを有している。ただし元本が毀損するリスクを有するデリバティブは含まれていない。このようなデリバティブが組み込まれている債券は、「仕組債」と呼ばれる。これは、市場の利回りが低い時に高利回りの商品を求めて購入したものである。

現状の群馬県森林・緑整備基金の資金運用規程には、下記の記載がある。

資金運用規程

第5条 運用対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 預金・貯金
- (2) 国債、政府保証債、地方債
- (3) 特別な法律により法人の発行する債券（公社・公財団）
- (4) 事業債（劣後債・基金債を含む）
- (5) 円建て外債
- (6) その他理事会・評議会が特に認めた債券

第6条 資金運用にあたっては、流動性・安全性及び収益性を考慮した効率的な組み合わせと分散投資に努めるものとする。なお、前(5)の円建外債については、債権総額の30%を超えて取得することはできない。

「仕組債」は、デリバティブの内容によっては、債権元本を毀損するリスクを有するものもある。

群馬県森林・緑整備基金では、元本を毀損するリスクを有する仕組債は購入しない方針であるが、現状の資金運用規程の中には明記されていない。群馬県森林・緑整備基金としては、現状資金運用規程の中には運用対象として円建て外債の記載があり、その中に元本毀損のリスクを含むデリバティブが組み込まれた仕組債は購入しないとする方針が含まれているとする考え方である。

資金運用規程は、群馬県森林・緑整備基金が具体的にどのような内容の債券を運用するかを記載したものであり、理事会で決定され、その運用は資金運用委員会に委任される。

よって、資金運用規程の中に具体的な記載がないと理事会の意に反した資金運用が資金運用委員会において行われるリスクがある。現状、仕組債に関する明確な記載がないため、規程上は元本を毀損するようなデリバティブを含む仕組債の購入等様々な仕組債の購入も可能となっている。

【意見 45】

群馬県森林・緑整備基金においては、元本を毀損するデリバティブを含む仕組債の購入を行う方針はないことから、当該方針に合わせてその旨を資金運用規程の中に明確に記載するべきであると考えます。

また、資金運用規程には、「債券の格付けは、少なくとも1社以上からBBB格以上の格付けを取得しているものとする。」の記載があるが、BBB格の債券についても購入する方針ではないことから、資金運用規程のうち上記記載についても合わせて見直すべきであると考えます。

13. 資金繰り表の作成

現状、事業ごとに各担当者がそれぞれの形式で月次の資金繰り表を作成し、資金管理を行っている。群馬県森林・緑整備基金全体としての資金管理は、余剰資金を有する調査設計事業の資金管理を行うことにより実施している。

調査設計事業の資金管理を行うことにより把握された余剰資金を資金不足となっている他の事業へ貸し付けることにより、群馬県森林・緑整備基金全体としての資金管理を行っている。ただし、群馬県森林・緑整備基金全体としての資金管理の一定の形式は現状ない。

【意見 46】

全体的な資金管理は行っているが、事業ごとに担当者がそれぞれの形式で資金繰り表を作成しており、一定の様式がない。

また、群馬県森林・緑整備基金全体の資金管理の様式がないため、余剰資金の把握がしづらい状況であり、資金の効果的な活用が行われない懸念がある。

一定の様式に基づいて各事業での資金繰り表を作成するだけでなく、群馬県森林・緑整備基金全体の資金繰り表を作成し、どの事業で資金があまり、どの事業で足りないかを把握し、余剰資金が出るようであれば運用を行えるような効果的な資金管理を行うことができる仕組みを構築すべきである。

14. 退職給付引当資産の運用

平成26年3月31日現在において、職員の退職金に備えた資産202,775千円を普通預金で保有している。

一方、将来5年間で定年退職する職員の退職金合計（会社都合）は、下記のとおりである。

（単位：千円）

定年退職する時期	会社都合退職金合計
2年以内	40,828
3年以内	19,344
4年以内	34,820
5年以内	54,705
合計	149,680

【意見 47】

平成26年3月末現在において、今後5年間で定年退職をする職員の退職金が会社都合要支給額で149,680千円であるのに対して、職員の退職に備えた資金は202,775千円である。

よって、今後の5年間の退職金の支払いで算定した場合には、50,000千円ほどの余裕資金がある。

平成26年3月末現在、群馬県森林・緑整備基金では、職員の退職に備えた資金202,775千円を全額普通預金で保有しており、利率は0.02%と低金利となっている。当面使用見込みのない資金については、国債等の債券で運用する等の検討を行うべきである。なお、平成26年10月29日発行の5年物国債の利回りは、0.123%である。

【会計】

15. 「分収森林」勘定に関する当期経常増減額の振替処理

「分収森林」勘定については、分収森林事業に関する経常費用から経常収益を控除した残余の費用金額（当期経常増減額）を「分収森林」勘定に振り替える（資産計上する）会計処理が行われている。これは林業公社会計基準（全国森林整備協会策定）に準拠したものである。

しかしながら、分収造林（分収森林）事業は木材の販売による資金回収を前提としているが、木材価格の長期低迷・下落傾向に伴う採算性の悪化、補助金への依存、金利負担、生育リスク、長期事業であるが故の不確実性の高さなど、多くの問題点とリスクを有している。

これらの問題点及びリスクは潜在的なものではなく、実際上も群馬県林業公社の清算と多額の損失の発生という事態を招いているところでもある。

群馬県森林・緑整備基金は、「林業公社の二の舞にならない。轍は踏まない」を主眼に、平成26年3月に「分収林の管理・経営方針」を策定し、費用の縮減、収入の確保、会計経理区分の見直しに取り組んでいる。

分収林に関する会計処理については、より保守的な会計思想を持つ必要があり、将来負担を増加させる、あるいは結果として損失発生の先送りとなる可能性のある資産計上に関しては、林業公社会計基準の範囲内においてその計上額を極力少なくする会計方針を採用すべきである。

【意見 48】

「分収森林」勘定に関しては、価格下落や生育不良等のリスク並びに超長期に起因する変動性などリスクを数多く有することから、資産価値の毀損の可能性を極力軽減するために、その資産計上に関してはより保守的な会計方針を採用すべきである。なお、より保守的な会計方針としては以下の方法が考えられる。

- ✓ 分収林事業へ配賦される管理費の範囲を見直すなど、間接費の認識を必要最低限にする方法
- ✓ 経常費用の中身を見直して、解約に係る経費など森林整備への寄与度合いが低い費用や臨時的な費用を積極的に識別して、経常外費用の認識を増やす方法

16. 停止条件付き解約契約に関わる「分収森林」勘定の評価

群馬県森林・緑整備基金は、群馬県林業公社との事業譲渡契約に基づいて、以下の分収林契約の解約契約に関わる権利義務を引き継いでいる。

- ✓ 契約内容：分収林契約の解除、造林木の共有持分の譲渡
- ✓ 契約日：平成 25 年 3 月
- ✓ 譲渡対価：共有持分の評価額に消費税を加えた金額
- ✓ 消費税相当額：消費税の税率が平成 26 年 4 月以降は 5%から 8%にアップされているが、消費税相当額は契約当時の税率（5%）によって算定され、固定された金額として契約されている。
- ✓ 譲渡対価の支払い方法：平成 25 年 5 月から平成 29 年 5 月までの分割払い
- ✓ 付帯条件：契約締結後も譲渡対価の完済が行われるまでは、分収林契約及び地上権は存続し、完済をもって分収林契約の終了と地上権が消滅する（造林木の共有持分の譲渡が成立する）。

なお、消費税上の課税貨物（造林木の共有持分）の移動時期は、譲渡対価の完済を条件とした契約の終了と地上権の消滅する時点として認識しており、中間金の受入時においても仮払消費税を認識していない。

当該解約契約に関わる分収林契約は、譲渡代金の完済までは存続することから、他の分収林契約とともに群馬県林業公社から引き継いでおり、共有持分の評価額（解約契約における「共有持分の評価額」と同額）にて「分収森林」勘定として貸借対照表に計上されている。

しかしながら、譲渡対価の消費税相当額は契約上 5%で固定されているのに対して、税率改正により 8%となっているため（8%相当額の納税義務が生じるため）、実際上の「分収森林」勘定の帳簿価額の回収金額は、結果として消費税の 3%の上昇分だけ少なくなってしまう。

したがって、当該契約に関する「分収森林」勘定は、消費税率の上昇分だけ回収価値が毀損していると言える。

なお、支払不履行等が発生した場合には、解約契約は解除されて分収林契約が継続することとなるが（毀損の可能性が不確実となるが）、相手先の状況から判断して、そのような事態になる見込みは低いと考えられる。

また、譲渡金額が固定されていることから、今後、発生する森林の保育費等も群馬県森林・緑整備基金が負担することとなる。現在、完済までの間において間伐等の作業は想定しておらず、追加的な経費は発生しない見込みであるが、想定に反して追加的な作業（経費）が発生、あるいは発生する見込みとなった場合には、消費税の上昇分と同様に資産が毀損することとなるので、当該経費の資産計上は行わず、費用処理すべきである。

<解説図>

	譲渡対価の金額（消費税込み）	
解約契約上の金額	共有持分の評価額	消費税相当額 (5%相当額)
実際上の金額	帳簿価額の回収額	消費税相当額 (譲渡時の税率：8%)
帳簿価額	「分収森林」勘定	毀損

【指摘事項 10】

平成 25 年 3 月に締結された、旧税率を前提として譲渡対価が固定されている分収林の解約契約（譲渡代金の分割払いと完済後における持分譲渡の完了）に伴って、将来、森林・緑整備基金が負担することとなる消費税のアップ分（532,256 円）は、減損処理に準じて回収可能金額まで減額し、差額を費用処理すべきである。

当該費用は既存の分収森林の整備には寄与せず、また臨時性もあるため減損処理に準じて経常外費用として処理すべきである。

なお、解約譲渡対価に含まれていない森林の保育費等が追加的に発生した場合、あるいは消費税率が現行 8%から 10%に引き上げられた場合の消費税のアップ分（354,838 円）に関しても、同様に処理すべきである。

17. ゼロ評価で受け入れた「分収森林」勘定

群馬県林業公社から引き継いだ「分収森林」勘定の受入時の評価金額の算定は以下のようになっている。

なお、公社評価額がマイナス（赤字評価）のものについては、評価金額をゼロとして受け入れている。

- A. 原木の販売収入
- B. 伐出経費
- C. 土地所有者への分収交付金（(A-B) × 分収割合）
- D. 将来費用

公社評価額 = A - B - C - D ⇒ さらに年利 1.66%にて現在価値に割戻計算している

なお、将来費用は、今後、主伐可能になるまでに必要と想定される森林整備事業費、作業道等施設整備費、管理費等の将来支出から、その間に受け取れると想定される補助金収入及び間伐収入を控除して算出されている。

【指摘事項 11】

「分収森林」勘定は、群馬県林業公社から受け入れた際に、原木の販売収入等の将来収益から伐採経費や森林整備事業費等の将来費用を差し引いて評価されている。

なお、将来収益よりも将来費用が上回るものは、評価額をゼロとして受け入れている。「分収森林」勘定はリスクや不確実性を数多く有することから、その資産計上に関してはより保守的な会計方針を採用すべきである。

したがって、評価金額ゼロで受け入れた「分収森林」勘定は赤字評価のものであり、将来費用については回収の見込みが低いため、追加的な資産計上（当期経常増減額の振替処理）はすべきではない。

18. 内部取引の相殺消去の未処理

貸借対照表上の「未収金」「未払金」及び「仮払金」「仮受金」の各残高には、各事業間取引の内部貸借取引高が含まれているが、内部取引消去が行われていない。内部貸借取引は、主に各会計区分が負担すべき人件費等や運転資金などの資金振替であるが、各部門での金銭の精算が決算期末後に行われるため、このような残高が生じている。

具体的には、「未収金」勘定においては、実施事業会計での未収金残高 10,175,398 円のうち 5,379,830 円が他会計区分への振替額であり、その他会計事業での未収金残高 77,362,411 円のうち 34,272,020 円が他会計区分への振替額、法人会計での未収金残高 6,450,199 円のうち他会計区分への振替額は 2,584,432 円である。

同様に「未払金」勘定においては、実施事業会計での未払金残高 16,590,340 円のうち他会計区分への振替額は 7,129,313 円であり、その他会計事業での未払金残高 69,946,040 円のうち他会計区分への振替額は 17,104,779 円、法人会計での未払金残高 15,448,067 円のうち他会計区分への振替額は 15,417,758 円である。

なお、他会計区分には、実施事業どうし、あるいはその他会計事業どうしの内部振替分も含む。

また、「仮払金」勘定においては、その他会計事業での仮払金残高 12,310,000 円のうち、11,000,000 円が他会計区分への振替であり、「仮受金」勘定と相殺消去すべきものである。

貸借対照表内訳表（平成26年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
.
(2) その他流動資産					
未収金	10,175,398	77,362,411	6,450,199	0	93,988,008
仮払金	0	12,310,000	0	0	12,310,000
その他の流動資産合計	10,175,398	89,672,411	6,450,199	0	106,298,008
II 負債の部					
1. 流動負債					
.
(2) その他流動負債					
未払金	16,590,340	69,946,040	15,448,067	0	101,984,447
仮受金	0	11,000,000	0	0	11,000,000
.

貸借対照表内訳表（平成26年3月31日現在）（内部取引消去後）

（単位：円）

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
.
(2) その他流動資産					
未収金	10,175,398	77,362,411	6,450,199	39,651,850	54,336,158
仮払金	0	12,310,000	0	11,000,000	1,310,000
その他の流動資産合計	10,175,398	89,672,411	6,450,199	50,651,850	55,646,158
II 負債の部					
1. 流動負債					
.
(2) その他流動負債					
未払金	16,590,340	69,946,040	15,448,067	39,651,850	62,332,597
仮受金	0	11,000,000	0	11,000,000	0
.

【指摘事項 12】

公益会計基準注解2によると、「(中略) . . . 会計区分を有する場合には、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。」とある。とくに未収金勘定及び未払金勘定においては、それぞれの貸借対照表金額の約4割が内部貸借取引で占められており、金額的な重要性も大きい。

法人の未収金及び未払金、仮払金及び仮受金の残高を正しく表示するため、公益会計基準の注解どおりに、上記のように内部取引消去欄において相殺消去すべきである。

19. 固定資産の計上基準

会計規程によれば、固定資産の計上基準は 10 万円以上の支出となっているが、実際は下記の取得資産については、10 万円以上 20 万円未満であるが費用処理されており、税務申告書において「一括償却資産」として申告調整だけがなされている。

平成 25 年度該当資産	木製テーブルセット (177, 100 円) 林業公社からの移動書架一式 (164, 488 円)
平成 24 年度該当資産	電子野帳接続ソフト (147, 000 円) 大判プリンター (199, 500 円)
平成 23 年度該当資産	光波距離計 2 台 (286, 860 円)

【指摘事項 13】

会計規程には、固定資産の計上基準は、10 万円以上の支出となっているが、実際には 10 万円以上 20 万円未満の取得資産が費用処理されており、規程に定める事項が遵守されていない。

よって、会計規程に従って 10 万円以上の支出については、固定資産を計上するか、または固定資産の計上を実際の会計処理に合わせて 20 万円以上とするように規程を改定すべきである。

20. 固定資産の管理

固定資産は、法人の業務遂行上長期にわたって使用する資産であり、時の経過とともに当初期待された機能が低下する可能性や現品の移動などにより所在が不明確となる可能性が生じる。

そのような場合に、機能低下により使用不可能な資産が未だ会計帳簿上は計上されていたり、あるいは現物はもう既に処分して存在しないが、会計帳簿上は計上されているといった会計帳簿と現物資産がかい離する恐れがある。

そのようなリスクに対応し固定資産の現物管理を適切に行うため、固定資産台帳の整備を行うとともに、固定資産台帳と同じ資産番号を付した管理用のプレートに固定資産の現物に添付する必要がある。

【指摘事項 14】

群馬県森林・緑整備基金が所有する備品等は、法人全体では 3 1 1 個と非常に数が多いが、管理プレート等の現物管理が行われていないため、備品等を処分した場合に対応する固定資産台帳上の該当資産が処分されないといった適切な固定資産管理が行われない懸念がある。

よって、現物資産に管理プレートを付し、適正な現物管理を行える仕組みを整理すべきである。

21. 役員報酬の会計区分への配賦

平成 25 年度決算書では、理事長の役員報酬の会計区分への配賦において、実施事業への按分が 20%、その他の事業への按分が 30%、法人会計への按分が 50%であった。また、同様に常務理事の役員報酬の会計区分への配賦において、実施事業への按分が 40%、その他の事業への按分が 30%、法人会計への按分が 30%であった。

職員については、日報などにより各事業への従事割合を算出しているが、役員については「従事割合」を算出しておらず、上記会計区分への配賦は、根拠のない目安で行っており、その按分の根拠が不明確となっている。

なお、行政庁に提出した平成 25 年度 4 月 1 日を移行日とする「移行認可申請書」においては、役員報酬の各事業区分への配賦基準を「従事割合」としたうえで、理事長の役員報酬は、実施事業へ 23.4%、その他の事業へ 53.1%、法人会計へ 23.4%を按分しており、また、常務理事の役員報酬は、実施事業へ 30.4%、その他の事業へ 51.8%、法人会計へ 17.9%を按分している。

内閣府で公表する「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ)」において、移行法人（一般社団・財団法人）が作成すべき計算書類の留意点として、「法人全体の事業費と管理費に関連する費用は適正な基準（下記の表参照）によりそれぞれに配賦しなければならない、実施事業とその他事業に関連する事業費も同様に配賦しなければならない」としている。

現在の役員報酬の会計区分への配賦は、下記のとおり「従事割合」で配賦しているが、当該従事割合の根拠が不明確となっている。

さらに、関連費用額の配賦について、認定規則第 19 条において「配賦することが困難な費用額については、当該費用額が公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額である場合にあっては収益等実施費用額とし、当該費用額が公益実施費用額又は収益等実施費用額と管理運営費用額とし関連する費用額である場合によっては管理運営費用額とすることができる。」としている。

なお、管理運営費用額（管理費）の例示として、「総会・評議員会・理事会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事報酬、会計監査人監査報酬」が公益認定等ガイドラインに記載されている。

配賦基準

適用される共通費用

建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

【指摘事項 15】

現在の理事報酬の配賦基準としては、「従事割合」を用いているが、「従事割合」の実績の根拠が明らかとなっておらず、形式的な配賦基準を設けるだけとなっている。よって、理事報酬の配賦基準の具体的な根拠を整理しておくべきである。

また、理事報酬額の配賦が困難である場合は、認定規則に従い、配賦は行わずに管理運営費用額すなわち法人会計に全額計上することが求められると考えられる。

なお、適用される理事報酬は配賦基準の例示として「従事割合」が妥当であるとされている。

22. 退職給付引当金の不足

財務諸表の注記における退職給付引当金の計上基準は、「期末要支給額を計上している。」とされており、平成 25 年度では、退職給付引当金残高は 202,775,837 円となっている。なお、厳密には「自己都合による退職の場合の要支給額」となっている。

しかし、全員定年退職した場合（会社都合）を想定した際の平成 25 年度末現在での退職金残高は、238,925,578 円であり、不足額は 36,149,741 円である。

退職金の支給対象者 16 名のうち、5 年以内に定年退職を迎える職員が 8 名であり、平成 26 年 3 月末現在の会社都合の要支給額に対する不足額は 18,729,443 円となっている。

よって近い将来、大きな支出の発生可能性が高いことを鑑みると、自己都合による退職の場合の要支給額のみでは積立額が大きく不足している状況である。

【意見 49】

5 年以内に 8 名の職員が定年退職を迎え、会社都合による退職金が発生することを考慮すると、自己都合要支給額より積み立てられた退職給付引当金では、平成 26 年 3 月末時点で 18,729,443 円の不足が発生しており、当該不足額は支払時点での負担となる。

よって、例えば職員が 5 年後に定年を迎えることになった時点から、会社都合と自己都合の要支給額の差額を 5 年間で積み立てる方法等の差額の負担を一定期間で按分する方法も考えられる。

23. 賞与引当金の設定

現在、賞与が年3回（6月、12月期末・勤勉手当、3月期末手当）支給されており、平成25年度の賞与支給額合計は26,597,017円（嘱託分を含み役員分を含まない）である。

内訳は次のとおりである。

- ・6月支給額 7,639,642円（支給対象期間12月2日～6月1日）
- ・年末、勤勉手当支給額 15,199,476円（支給対象期間6月2日～12月1日）
- ・期末手当支給額 3,757,899円（理事長が別途定める額）

上記賞与は、支給時期に一時の費用として処理されている。

6月支給額のうち支給対象期間が12月2日から3月31日までの賞与については、3月末までの会計期間までに賞与引当金として計上すべきであるが、計上されていない。月次ベースでの引当金の必要計上額は概算額でおよそ2,000千円になり、金額的にも重要性があると考えられる。一時の費用とすることは、適正な期間計算が図られない可能性があるため、賞与引当金の設定が望ましい。

【意見 50】

費用と収益の期間対応の適正化を図るため、また、会計基準に則した処理を行うためにも、今後は継続的に賞与引当金を計上することが求められると考える。なお、会計規程第44条の重要な会計方針においても、(4)引当金の計上基準アでは、「賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上することができる。」と定めている。

24. 理事報酬の支給方法

現在、常勤の理事報酬については、月次の報酬のほかに、年2回（6月、12月年末・勤勉手当）賞与が支給されており、職員の給与及び賞与の支給に類似した方法となっている。

このうち収益事業に配賦される理事報酬のうち、税務上、損金不算入となる定期同額以外の報酬額（年2回 6月、12月に支払われる分）については、税務申告上で課税所得へ加算処理されている。

【意見 51】

一般的に役員報酬は、役員と法人との委任契約により職務執行の対価として得るべき性質のものであり、一般の職員が労働の対価として給与を得るものとは性質を異にするものであることから、支払方法が同一である必要はない。

支払方法が同一であるために、税務上、役員報酬のうち賞与について、損金に算入されず加算されており、その分だけ課税負担が生じている。

役員報酬のうち賞与についても、税務上の課税負担の追加を生じさせないようにする必要がある。例えば、月次の報酬に含めて月割りで同額支給することが考えられる。

第5 公益財団法人 群馬県農業公社

担当部局：農政部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人 群馬県農業公社
所在地	群馬県前橋市総社町総社 2326-2
設立年月日	昭和 45 年 10 月 1 日
代表者名	理事長 樋口 努
資本金	631,121 千円
県の出資割合	49.8%
事業内容	1. 農地利用の効率化・高度化及び農地保有の合理化を促進する事業 2. 農業保有の合理化に関する事業の実施に必要な資金の供給 3. 青年農業者等担い手の確保・育成 4. 農業用機械等による作業の受託 5. 農用地等の造成、改良 6. 農業用機械等の購入、借入れ及び貸付け

(2) 沿革

昭和 45 年 10 月 1 日 財団法人群馬県農業公社設立

昭和 46 年 2 月 6 日 農地保有合理化法人指定

平成 6 年 2 月 21 日 農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針に県段階の農地保有合理化法人として位置付けられる

平成 10 年 10 月 1 日 農業後継者育成基金と農業公社の統合、青年農業者等育成センター指定

平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行後 26 年 4 月 23 日 農地中間管理機構として指定を受ける

平成 26 年 4 月 23 日 農地中間管理機構として指定を受ける

(3) 群馬県農業公社設置の目的

群馬県農業公社は、農地の流動化、農業の担い手の確保・育成、農業生産基盤の造成整備等に関する事業を行い、もって農業者の経済的、社会的地位の向上と本県農業の振興に寄与することを目的とする（定款第3条）。

(4) 事業の概要

群馬県農業公社の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

① 農地流動化の促進

(ア) 農地中間管理事業

農地中間管理事業とは、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」で示された「10 年後に目指す姿」の実現に向け、農用地等の効率的な利用と有効利用を推進するために各都道府県毎に設立される農地中間管理機構が行う事業で、農業構造の改革と生産コストの削減により、農業競争力を強化することをねらいとしている。

群馬県農業公社では、農地を借受け（農地中間管理機構）、担い手（個人経営・法人経営・集落営農など）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付け、貸し付けるまでの間、農地として管理し、必要な場合、簡易な条件整備を実施している。

（注）農地中間管理機構とは……担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、都道府県知事が「農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人」を指定し、都道府県に 1 つ設置される。

(イ) 農地売買等事業ほか

昭和 45 年に創設された農地保有合理化事業が、法律の一部改正により、平成 26 年度から新たな制度に変更となり、これまで農地保有合理化法人が行ってきた農地と買入れと売渡しは、群馬県農業公社が農地中間管理機構の特例事業として引き続き実施する。この事業は農業経営の改善と計画的に進めようとする農業者等に対する農業経営の規模拡大や農用地の利用集積、農業経営基盤の強化等を総合的に講ずることによる農業の健全な発展をねらいとしている。

● 農地売買等事業

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を促進するための国庫補助事業で、売買は、一般事業と農用地等売渡事業で構成されている。

一般事業……農業委員会のあっせん等により、農用地等の買入れ、売渡しを行う。（本事業は、国庫補助対象外であるため、一部の費用につき利用者負担が発生する。）

農用地等売買事業……認定農業者等への農用地等の利用集積のために、農用地等の買入れ、売渡し、交換、一時貸付けを行った後に売渡しを行う。また、農地に付帯する農業用施設等についても、買入れ、売渡し、一時貸付けを行った後に売渡しを行う。

● 農地売買信託等事業

農地価格の下落等により、農地中間管理事業を活用した農地の流動化が困難な地域において、規模縮小農業者等から農地の売渡しについて信託を引き受けることと併せて、売買信託委託者に売り渡しする。

● 農業生産法人出資育成事業

農業生産法人の自己資金充実と経営規模拡大の支援のため、認定農業者資格を持つ農

業生産法人に農地の現物出資等と併せた金銭出資をし、その現物出資等に伴い付与される持分を、その法人の他の構成員に 25 年以内に計画的に分割譲渡する。

● 研修等事業

農業売買等事業により買入れ又は借入れた農用地等を利用し、新規就農希望者等に対して農業技術や農業経営等を実施に習得してもらうための研修事業を行う。

② 青年農業者等担い手の確保・育成

(ア) 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益による農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活用及び組織活動等に対して助成する。

(イ) 青年農業者等就農支援事業

農業経営基盤強化促進法（平成 25 年度以前は青年等就農促進法）に基づき、県青年農業者等育成センターとして、就農を希望する青年等に対して就農啓発や就農相談等の支援活動を行うとともに無料職業紹介活動にも取り組む。

(ウ) 就農支援資金貸付け事業

青年等就農促進法に基づき、県青年農業者等育成センターとして、就農を希望する青年に対し、就農研修及び就農準備に要する資金を貸し付ける。

③ 未利用農地の有効活用への取組み

(ア) 再生作業等の取組みを支援

各地で取り組んでいる未利用農地（耕作放棄地又は遊休農地）再生について、作業費積算や再生作業など、農地活用の取組みを円滑に進めるための支援を行う。

④ 活力ある農業・農村への取組み

(ア) 農地と担い手とのマッチングを支援

農地や農業用施設の遊休化を解決するため、群馬県農業公社の農地中間管理事業と農業後継者育成基金事業等を生かしながら、農地と担い手の相互調整事業という新たな事業に取り組む。

(5) 基本財産 631,121 千円

(内訳)

基本財産（群馬県農業公社） 15,000 千円（寄付金）

群馬県 10,000 千円、農協中央会 5,000 千円

基本財産（農業後継者育成基金） 616,121 千円（出捐金）

群馬県 304,000 千円、市町村 142,500 千円、農協団体等 169,621 千円

(6) 人員構成 (平成 26 年 12 月 15 日現在)

区分		一般	県現職	県 OB	計
役員	理事長		1		1
	理事	4	1		5
	監事	2			2
職員	事務局長		1		1
	事務局次長		1		1
	一般職員	4	2		6
	嘱託・臨時	3		1	4
合計		13	6	1	20

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	339,677	291,958	220,300	注 1
固定資産	975,578	973,943	669,849	注 2
流動負債	65,400	41,739	4,361	注 3
固定負債	272,795	233,773	197,508	注 4
正味財産	977,059	990,388	688,279	—

備考 資産・負債の主な内訳 (平成 25 年度決算)

○注 1 流動資産 担い手事業用地 121,740 千円 担い手タイプ事業用地 41,235 千円

○注 2 固定資産 基金 (基本財産) 616,121 千円、

退職給付引当資産 (特定資産) 20,914 千円

○注 3 流動負債 未払金 3,216 千円

○注 4 固定負債 担い手事業借入金 121,740 千円、担い手タイプ借入金 41,235 千円

退職給付引当金 20,914 千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	167,871	276,761	197,575	注 1
経常費用	201,248	270,112	202,854	注 2
当期経常増減額	△33,377	6,649	△5,278	—
経常外収益	1,076	3,474	296,000	注 3
経常外費用	110	757	296,027	注 4
当期一般正味財産増減額	△32,410	9,367	△5,306	—

備考 収益・費用の主な内訳

○注 1 担い手事業用地売却益 94,694 千円 (25 年度)

平成 24 年度、経常収益が大きかった理由

担い手タイプ用地売却収益 89,864 千円 (23 年度なし、25 年度 22,243 千円)

○注 2 農業用地費 (事業費) 132,401 千円 (25 年度)

平成 24 年度、経常費用が大きかった理由

農業用地費 176,856 千円 (23 年度 68,010 千円、25 年度 132,401 千円)

○注 3 経常外収益内訳

平成 23 年度、平成 24 年度…車両運搬具売却益

平成 25 年度…基金取崩収入 296,000 千円

○注 4 経常外費用内訳

平成 23 年度、平成 24 年度…車両運搬具除却損、備品除却損

平成 25 年度…基金返還額 296,000 千円、車両運搬具除却損

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援 (フロー)

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金 (助成金)	9,012	15,833	13,282	注 1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他 (貸付金)	—	—	—	—
合計	9,012	15,833	13,282	
(参考) 委託料	5,059	10,299	12,488	注 2

備考 注 1 補助金の内訳

○平成 23 年度 農地保有合理化事業 3,732 千円、新規就農者育成事業 3,386 千円、就農牧野振興対策事業 1,894 千円

○平成24年度 農地保有合理化事業 11,365千円、新規就農者育成事業 3,314千円、
 収穫調整等事業 1,150千円、はばたけ！ぐんまの担い手支援事業 4千円

○平成25年度 農地保有合理化事業 9,920千円、新規就農者育成事業 3,314千円
 はばたけ！ぐんまの担い手支援事業 48千円

備考 注2 委託料の内訳

○耕作放棄地利用促進対策事業委託（ふるさと雇用再生特別基金事業）
 （平成21年度～平成23年度）

○農地と担い手の相互調整事業委託（平成24年度～）

・公的支援（ストック）

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	216,780	200,103	164,057	注1
貸付金残高	37,067	12,537	12,537	注2
出資金	610,000	610,000	314,000	群馬県
合計	863,847	822,640	490,594	

備考 注1 損失補償契約に係る債務残高の内容

農地保有合理化関連事業に係る農地等買入資金の借入れについて、損失補償を行う。

備考 注2 貸付残高の内容

就農支援資金事業に係る費用を貸付け

【事業活動】

3. 運営方針の改訂の必要性

群馬県農業公社の抜本的な改革方向を検討するため、外部有識者5人からなる「財団法人群馬農業公社改革検討委員会」が平成22年8月に設置され、「財団法人群馬県農業公社のあるべき姿・改革の方向について」という報告書が平成23年2月に取りまとめられている。

この報告内容とともに群馬県農政部による現状と課題の検討に基づいて、平成24年3月に「財団法人群馬県農業公社の運営方針について」が、同じく群馬県農政部により作成されている。

現在、群馬県農業公社はこの運営方針に基づく目標設定と事業推進を行っている。しかしながら、群馬県農業公社は平成26年4月より農地中間管理機構として指定されており、農地保有合理化事業のうち、農地の借受け・貸付け事業は農地中間管理事業として、農地の買入れ・売渡し事業は農地中間管理機構の特例事業として位置づけられることとなった。

また、これに伴って平成26年度の予算内容及び規模が、以下のように大きく変動している。

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	増減	増減内容
経常収益	310,631	807,422	+496,791	農地中間管理事業補助金及び基盤整備促進事業補助金
経常費用	309,734	815,885	+506,151	農地条件整備工事、業務委託費及び農用地の借入料

なお、農地流動化の促進のための事業形態としては、主に農地売買方式と農地賃貸借方式とがあり、旧来の農地保有合理化法人の農地流動化手法は売買が原則であったが、下記のような問題点があった（農林水産省「農地中間管理機構の検討状況」資料より抜粋）。

- ✓ 農地所有者は、基本的に農地を売りにたくない。
- ✓ 受け手も収益価格より高い価格では買えない。
- ✓ 農地保有合理化法人も、多額の買取資金が必要であること、買ってうまく売れなければ不良資産となること。

そこで新たに制度化された農地中間管理機構は、この問題点を解消するためにリース（賃貸借）方式を中心として事業推進することとなっている（農林水産省「農地中間管理機構に関するQ&A」より）。

【指摘事項 16】

群馬県農業公社の運営方針が平成 24 年 3 月に群馬県農政部により作成されている。この運営方針は、平成 27 年度を最終目標年度としている。なお、外部有識者で構成された検討委員会によって取りまとめられた平成 23 年 2 月の報告書等を基礎として、運営方針は作成されている。また、群馬県農業公社はこの運営方針に基づく目標設定と事業推進を行っている。

しかしながら、当該運営方針の作成後、平成 26 年 4 月より農地中間管理機構として指定されるなど、事業構造が大きく変化している。

<主な変更点>

- ✓ 新たに制度化された農地中間管理機構においては、農地の借受け・貸付け事業が中心的な施策として位置づけられていること。
- ✓ 予算規模が従来とは比較にならないほど大きなものとなっていること。

したがって、新たに加えられた農地の借受け・貸付け事業の位置づけ・規模等を踏まえて、運営方針を改訂する必要がある。

4. 収益目的事業（受託事業）

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとされている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 14 条）。また、公益法人は、公益目的事業比率（公益目的事業が 50%以上）を達成する範囲内で収益事業等を行うことができるが、収益事業等により獲得した利益の 50%は公益目的事業に使用しなければならないとされている（同法律第 18 条第 4 項）。このように、公益法人では、公益目的事業からは利益を獲得してはならないため、公益目的事業の財源を確保するためには、いかに収益事業を効率的に実施するかが鍵となる。

現在、群馬県農業公社では、収益目的事業として、受託事業を行っている。受託事業は、農用地改良のために、群馬県農業公社が所有している機械等を使用して草地造成や牧草地除染作業を行う請負制事業と、時間制による耕作放棄地対策事業の他、機械の貸付等がある。

平成 24 年度～平成 26 年度及び平成 27 年（予算）での受託事業の内容は以下の通りである。

（単位：千円）

	H24/3	H25/3	H26/3	H27/3(予)
設計業務委託	—	—	2,961	—
草地造成等	2,600	3,836	—	—
基本構想業務	829	—	—	—
牧草地除染作業	—	23,001	8,990	25,650
小規模土地改良	47	3,297	—	—

耕作放棄地対策	69	789	1,024	2,800
農地中間管理機構関係	—	—	—	2,970
機械貸付	—	11	—	—
計	3,546	30,938	12,976	31,420

注：（予）は予算書の金額である。

平成 24 年度～平成 26 年度は東京電力の原発事故による牧草地除染作業があったが（平成 26 年度で終了予定）、それを除くと受託事業の金額は毎年 5,000 千円程度である。

また、平成 23 年 2 月に報告書が提出された、財団法人群馬県農業公社改革検討委員会による「財団法人群馬県農業公社のあるべき姿・改革の方向について」によれば、受託事業は縮小方向とし、粗飼料収穫調整事業（公益目的会計）、耕作放棄地解消作業のみ実施するとされている。

しかし、公益目的事業では利益計上を目的とすることが出来ず、収益目的事業会計において利益計上が出来なければ、財政状態が悪化する懸念がある。

ただし、平成 27 年度の暫定予算書によれば、受託事業による収益を 18,500 千円計上しており、平成 26 年度までの牧草地除染作業を除けば、増額見込みである。この中には、平成 26 年度から実施される農地中間管理事業に関する事業が以下の通り含まれている。

（単位：千円）

	平成 27/3 予算	平成 28/3 予算
農地中間管理機構農地再生（抜根等含む）	1,300	2,600
農地中間管理機構簡易な圃場整備（畦畔除去、暗渠排水等）	170	340
農地中間管理機構保全管理（草刈り等）	1,500	1,500
計	2,970	4,440

今後、牧草地除染作業が終了するため、農地中間管理機構関係の業務等を積極的に受注し、核となる事業を育てていくことが望まれる。

【意見 52】

公益法人では、公益目的事業からは利益を獲得してはならないため、公益目的事業の財源を確保するためには、いかに収益事業を効率的に実施するかが鍵となる。現在、群馬県農業公社では、収益目的事業として、受託事業を行っているが、東京電力の原発事故による牧草地除染作業を除くと受託事業の金額は毎年 5,000 千円程度である。

また、平成 23 年 2 月に報告書が提出された、財団法人群馬県農業公社改革検討委員

会による「財団法人群馬県農業公社のあるべき姿・改革の方向について」によれば、受託事業は縮小方向とし、粗飼料収穫調整事業（公益目的会計）、耕作放棄地解消作業のみ実施するとされている。

しかし、公益目的事業では利益計上を目的とすることが出来ず、収益目的事業会計において利益計上が出来なければ、財政状態が悪化する懸念がある。

平成27年度の暫定予算書によれば、受託事業による収益を18,500千円計上しており、平成26年度までの牧草地除染作業を除けば、増額見込みである。平成26年度及び平成27年度の予算書では、平成26年度から開始された農地中間管理機構関連事業がそれぞれ2,970千円、4,440千円計上されていることから、今後、農地中間管理機構関係の業務等を積極的に受注し、核となる事業を育てていくことが望まれる。

5. 農地と担い手の相互調整事業（体験農園事業）

新たな就農者を生み出す場とした体験農園について、平成25年7月～平成26年6月まで第1回体験農園コースを実施し、11名が参加した。また、平成26年4月～平成27年3月まで第2回体験農園コースを実施中であり、8名が参加している。第1回の参加者11名に対して6月29日の終了時にアンケート調査を実施し、10名から回答を得たが、10月15日の往査日現在、アンケート結果がまとめられていない。

アンケートは参加者の生の声を聴き、次回以降の事業に活かすために重要なツールである。しかし、アンケートはただ実施するだけでなく、その結果を取りまとめて分析し、この情報を関係者で共有することで初めて、次回以降の事業に活かすことが可能となる。

しかし、アンケート実施から3か月以上経過しているが、アンケート結果がまとめられていないため、関係者に対して回覧されておらず、このため、当該結果が現在実施中の第2回体験農園コースに活用されていない。現在、第2回の体験農園コース実施中であること、また、第3回の体験農園コースも実施予定であることから、アンケート結果については速やかにまとめ、回覧し、現在及び次回以降の事業の実施に活用する必要がある。

【意見 53】

新たな就農者を生み出す場とした体験農園について、平成25年7月～平成26年6月まで第1回体験農園コースに11名が参加し、6月29日の終了時にアンケート調査を実施した。

しかし、アンケート実施から3か月以上経過しているが、アンケート結果がまとめられていないため、関係者に対して回覧されておらず、このため、アンケート結果が、現在実施中の第2回体験農園コースに活用されていない。現在、第2回の体験農園コース実施中であること、また、第3回の体験農園コースも実施予定であることから、アンケート結果については速やかにまとめ、回覧し、現在及び次回以降の事業の実施に活用する必要がある。

6. 農業後継者育成基金事業（農業青年仲間づくり活動推進事業（共同プロジェクト活動費））の助成

農業青年仲間づくり活動促進事業は、農業経営と農業生活の向上を目的として組織的実践活動を行う者に対して助成し、優れた農業後継者の確保・育成を図るものである。農業青年仲間づくり活動促進事業では3つの事業に対して助成金を支出しており、それぞれの助成金の額は以下のとおりである。

種 類	助成金額
視察事例研究調査及び研究研修会	助成を受けようとする事業に要する経費の1/2（千円未満のは数切り捨て）若しくは35,000円のいずれか低い額
共同プロジェクト活動費	助成を受けようとする事業に要する経費（千円未満のは数切り捨て）若しくは70,000円のいずれか低い額

共同プロジェクト活動費の助成金は、農業又は村づくりに関する共同プロジェクトの実施に要する経費とされており（農業後継者育成基金事業実施規程第12条第2項）、助成額は、助成を受けようとする事業に要する経費（千円未満のは数切り捨て）若しくは70,000円のいずれか低い額とされている（同実施要領第8条第2項）。

助成を受けようとする者は、関係機関の推薦を得て、申請書を公社に提出し、公社は、その内容等について審査を行い、事業を実施することが適当であると認めるときは助成を行う（同実施規程第14条）。

共同プロジェクト活動費に対して、平成25年度では3団体に対して助成金が交付されているが、以下の1団体は事業に要する経費として検討会費が総事業費の47%を占めていた。支出内容は以下のとおりであり、検討会費の支出内容は、夕食、お茶代であった。

【収入】	金額	摘 要
会費	26,921	
助成金（群馬県農業公社）	70,000	
計	96,921	
【支出】		
土壌分析費	48,000	土壌分析代
送料	501	分析機関に送る土の送料
コピー代	2,420	印刷・コピー代
検討会費	46,000	夕食、お茶代
計	96,921	

（注：他の2団体では、1団体は検討会の食事代が総事業費の17%であり、もう1団体は検討会の食事代は支出されていなかった。）

当該事業の助成対象は、農業又は村づくりに関する共同プロジェクトの実施に要する経費であるが、検討会費の内訳は会場代等ではなく、その支出は飲食代であることから、プロジェクトに対する直接不可避な経費ではない。また、総収入に占める検討会費の金額は47%と高く、会費をすべて検討会費に回したとしても、残額19,079円は助成金から支出されたことになる。他の団体では、検討会の食事代には助成金を当てていない事例もあることから、不公平が生じるおそれがある。

また、共同プロジェクト活動費は研究等に経費がかかるとの理由から、他の助成金と比較して、助成金額が引き上げられている。しかし、実際の支出内容を見ると、助成金の増額分の多くが、実際の研究費ではなく、検討会の飲食代に支出されているため、有効活用されているとは言い難い。従って、群馬県農業公社において、助成の申請書類及び実際の支出内容について詳細に検討し、助成金が有効に活用されているか否かを検証する必要がある。検証の結果によっては、必要に応じて、助成割合を設ける、上限を減額するなどの措置を講ずることが望ましい。

【意見 54】

農業青年仲間づくり活動促進事業は、農業経営と農業生活の向上を目的として組織的実践活動を行う者に対して助成し、優れた農業後継者の確保・育成を図るものである。

共同プロジェクト活動費の助成金は、農業又は村づくりに関する共同プロジェクトの実施に要する経費とされており、助成額は、助成を受けようとする事業に要する経費若しくは70,000円のいずれか低い額とされている。

助成を受けようとする者は、関係機関の推薦を得て、申請書を群馬県農業公社に提出し、群馬県農業公社は、その内容等について審査を行い、事業を実施することが適当であると認めるときは助成を行っている。

共同プロジェクト活動費は研究等に経費がかかるとの理由から、他の助成金と比較して、助成金額が引き上げられている。しかし、実際の支出内容を見ると、助成金の増額分の多くが、実際の研究費ではなく、検討会の飲食代に支出されているため、有効活用されているとは言い難い。従って、群馬県農業公社において、助成の申請書類及び実際の支出内容について詳細に検討し、助成金が有効に活用されているか否かを検証する必要がある。検証の結果によっては、必要に応じて、助成割合を設ける、上限を減額するなどの措置を講ずることが望ましい。

【組織】

7. 評議員会の決議

財団法人には、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律の規定により、評議員（会）を設ける必要がある。評議員（会）は、役員（理事及び監事）の選任並びに重要な業務運営について意見を述べる等、役員（理事及び監事）の諮問に応じ、独善的運営をチェックするなど、法人の業務を公正に行うための重要な機関である。

群馬県農業公社が平成 24 年度に公益法人化してから、平成 25 年度までにおいて評議員会が開催された回数は、全部で 4 回となっている。

日時	H24 年 5 月 30 日	H24 年 6 月 26 日	H25 年 6 月 28 日	H26 年 3 月 20 日
決議方法	書面決議	出席決議	書面決議	書面決議

定款第 24 条には下記の規程がある。

（定足数）

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

また、第 26 条には下記の規程がある。

（決議の省略）

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

群馬県農業公社の評議員は 9 名であるが、評議員の出席のもと評議員会が開催されたのは平成 24 年 6 月 26 日に開催された 1 回だけであり、それ以外の評議員会は多忙な評議員が出席できないことから、定足数である過半数が出席できず、全て書面決議となっている。

評議員（会）は、役員（理事及び監事）の選任並びに重要な業務運営について意見を述べ、また理事の諮問に応じ独善的運営をチェックするなど、法人の業務を公正に行うための重要な機関である。

群馬県農業公社の評議員会では、評議員会での決議が書面議決により行われているため、重要な業務運営について意見を述べ、また当該業務運営についてチェックを行うなどの評議員会に求められている機能が果たされていない。

出席が困難な評議員が多いことから評議員会が開催できないのであれば、評議員会に求められている機能を果たすためにも出席可能な評議員を選任すべきである。

【指摘事項 17】

群馬県農業公社が平成 24 年度に公益法人化してから、平成 25 年度までにおいて評議員会が開催された回数は、全部で 4 回となっている。

しかし、評議員が出席して質疑応答が行われ決議が行われているのは 1 回だけであり、それ以外の 3 回の評議員会は、多忙な評議員が出席できないことから定足数（評議員の過半数）に満たないため、決議の省略の規程（評議員が書面により同意の意思表示をした場合には、評議員会の決議があったものとする。）により、評議員会の決議があったものとして処理されている。

評議員（会）は、役員（理事及び監事）の選任並びに重要な業務運営について意見を述べ、また理事の諮問に応じ独善的運営をチェックするなど、法人の業務を公正に行うための重要な機関である。

この点に関して、群馬県農業公社の評議員会では、評議員会での決議が書面議決により行われることが多くなっているため、重要な業務運営について意見を述べ、また当該業務運営についてチェックを行うなどの評議員会に求められている機能が十分に果たされているとは言い難い状況となっている。

したがって、可能な限り評議員会を開催して直接的な意見交換並びに審議の場を設けるべきであり、出席が困難な評議員が多いことから評議員会が開催できないのであれば、評議員会に求められている機能を果たすためにも出席可能な評議員を選任すべきである。

【資金運用】

8. 資金運用の方針

群馬県農業公社では、定款第 7 条において下記のとおり、財産（資金）の維持管理及び運用について定めている。

（財産の維持管理及び運用）

第 7 条 公社の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は信託会社（投資信託を除く）に信託し、若しくは国債、公債その他の確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

群馬県農業公社では、上記規程に準拠し平成 26 年 3 月末において下記のとおり資金運用を行っている。

勘定科目	種類	金額 (千円)	利率 (%)	期間
基本財産	群馬県債	62,600	1.9	10年(平成18年12月から平成28年11月)
	群馬県債	50,000	1.71	10年(平成20年11月から平成30年11月)
	群馬県債	114,500	0.38	5年(平成23年11月から平成28年11月)
	群馬県債	150,000	0.801	10年(平成24年11月から平成34年11月)
	国債	159,000	1.5	10年(平成16年10月から平成26年10月)
	定期預金	30,505	0.025	1年(平成26年3月から平成27年3月)
	群馬県債	50,000	1.9	10年(平成18年11月から平成28年11月)
合計		616,605		

上記の基本財産の受取利息として、平成 25 年度は、7,273,504 円を計上している。

上記国債のうち平成 16 年から平成 20 年に購入したものについては、1.5%から 1.9%で運用されている。

平成 26 年 3 月末を基準とした場合には、今後 3 年間で 386,100 千円の国債が償還される予定である。償還された金額で同じ 10 年の商品を購入した場合、利率は 0.5%程度まで下落することになり、仮に上記基本財産の全額が 0.5%程度での運用利回りとなった場合には、受取利息は 3,000 千円程度となる。

上記利回りを獲得するには、20 年物国債等(148号 平均利回り 1.527%)の長期債券の購入が必要になるが、一方で長期債券には将来金利が上昇した場合に、その時に発行された債券であれば得られたであろう利息が得られない機会損失のリスクや含み損のリスクがある。

上記状況が見込まれるにも関わらず、現在、群馬県農業公社において、将来どのような運用を行っていくのかといった特段の検討が行われていない。

将来の償還に備えて、群馬県農業公社として運用利回りを確保するためにどの程度長期の債券を保有するのか、又は当面は将来の金利上昇リスクがあることから長期債券の保有は行わず短期債券の運用を行っていくといった検討を行うことが必要である。

【意見 55】

群馬県農業公社では、平成 26 年 3 月末において保有している債券(616,605 千円)は、1.5%から 1.9%の利回りで運用されているが、今後 3 年間で 386,100 千円の国債が償還される予定である。

現状の利回り水準を維持するためには、20 年物国債等(148号 平均利回り 1.527%)の長期債券の購入が必要になるが、一方で長期債券には将来金利が上昇した場合に、その時に発行された債券であれば得られたであろう利息が得られない機会

損失のリスクや含み損のリスクがある。

上記状況が見込まれるにも関わらず、現在、群馬県農業公社において、将来長期債券をどの程度保有するのか、または長期債券の保有は行わず将来の金利上昇に備えて短期債券での保有するのかといった特段の検討が行われていない。

将来の償還に備えて、群馬県農業公社として運用利回りを確保するために長期の債券を保有するのか、保有する場合にはどの程度保有するのか又は当面は将来の金利上昇リスクがあることから長期債券の保有は行わず短期債券の運用を行っていくといった運用方針の検討及び決定を行うことが必要である。

9. ペイオフ対策

預金保険制度

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としている。

預金保険の対象金融機関は、下記の金融機関である。

- ・ 銀行（日本国内にあるもの）
- ・ 信用金庫
- ・ 信金中央金庫
- ・ 信用組合
- ・ 全国信用協同組合連合会
- ・ 労働金庫
- ・ 労働金庫連合会
- ・ 株式会社ゆうちょ銀行

預金等の保護の範囲は決済性預金（全額保護）、一般預金（合算して元本 10,000 千円までとその利息）、であり、外貨預金等は預金保護の対象外である。

ペイオフとは、狭い意味では、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことであり、広い意味では、平成 8 年 6 月から講じられてきた預金等全額保護の特例措置が終了することを、「ペイオフ解禁」と呼ぶこともある。

上記のように銀行等に預けた一般預金について保護されるのは、合算して元本 10,000 千円とその利息までとなっている。

群馬県農業公社では、平成 26 年 3 月末現在において、群馬銀行の普通預金に 19,339 千円（普通一般 9,975 千円、普通特別 9,364 千円）の普通預金を保有しているが、すべて利息の付く普通預金となっており、ペイオフ対策はされていない。

しかし、ペイオフ解禁となっているため銀行の一般預金について合算して元本 10,000 千円とその利息までしが保護されないため、銀行が破たんした場合には、それ以上の預金が不払いとなる。

【意見 56】

群馬県農業公社では、平成26年3月末現在において、群馬銀行の普通預金に19,339千円の普通預金を保有している。

「預金保険制度」により保護されるのは、一般預金に関しては合算して元本10,000千円とその利息までであるため、金融機関が倒産した場合には不払いとなるリスクがあるが、一方で預け入れる金額により利率が変更になる。

よって、金融機関の信用リスクと預入利率の双方を考慮し、必要があれば複数の銀行に預金を分散するなり、決済用預金に変更するなりのペイオフ対策を検討すべきであると考えます。

【会計】

10. 固定資産の貸借対照表及び減価償却費の区分経理への配賦計算

貸借対照表の内訳表において固定資産の事業ごとへの配賦が、行政庁に提出した計算表と整合性がとれない。同時に正味財産増減計算書における、使用割合による減価償却費の区分経理の配賦計算が正しく行われていない。

行政庁に提出する事業報告（定期提出書類）では、法人が所有する資産のうち、公益目的保有財産について、各事業への配賦基準と配賦率を示す計算表（別表C(3)）があるが、その計算表では、車両運搬具は使用割合に応じて、公益目的事業（公2）へ99.9%（帳簿価額8,022,309円）、収益事業へ0.1%（帳簿価額9,669円）を配賦することとしている。工具・器具も使用割合に応じて、公益目的事業（公2）へ10.5%（帳簿価額445,818円）、収益事業へ89.5%（帳簿価額3,790,350円）を配賦することとしている。備品についても使用割合に応じて公益目的事業（公1）へ99.9%（帳簿価額33,601円）、収益事業へ0.0%（帳簿価額13円）、法人会計へ0.1%（帳簿価額15円）配賦するとしている。リサイクル預託金についても、公益目的事業（公2）へ61.7%（29,510円）、収益事業へ38.3%（18,360円）を配賦している。

しかし、貸借対照表の内訳表では、車両運搬具は公益目的事業へ全額の8,031,978円（帳簿価額ベース）が計上され、工具・器具は、公益目的事業へ922,269円（帳簿価額ベース）が計上され、収益事業に3,313,899円（帳簿価額ベース）計上されている。同様に備品は、公益目的事業へ全額の33,629円（帳簿価額ベース）が計上され、リサイクル預託金はその全額が法人会計に計上されており、実績ベースでの報告である事業報告（定期提出書類）と配賦額、配賦率とも一致していない。

一方、正味財産増減計算書では、公益目的共通区分に車両運搬具の減価償却費の全額3,660,792円、工具器具減価償却費351,664円及び備品減価償却費23,412円が計上され、収益事業について、工具器具減価償却費が802,248円の合計4,838,116円が配賦されている。しかし、使用割合に基づいた区分によれば、公益目的事業のうち粗飼料増産

推進事業に、車両運搬具の減価償却費が 3,455,113 円、工具器具減価償却費が 116,785 円計上されるべきであり、公益目的事業のうち就農支援事業の区分に減価償却費 8,399 円が計上されるべきであった。また、収益事業については、車両運搬具の減価償却費が 1,037,127 円、工具器具減価償却費が 205,679 円、また備品の減価償却費が 3,883 円計上されるべきであり、法人会計には備品減価償却費が 11,130 円計上されるべきであることが判明した。

行政庁に提出する定期提出書類は計算表（別表 C(3)）も含め、法人の事業計画ではなく、年度実績の報告となるため、財務諸表と内容が一致している必要があるが一致していない。

定期提出書類が正しく作成されていないと、財務 3 基準である遊休財産の保有制限の判定の計算や、公益目的取得財産残額の計算が正しく行われな可能性はある。

また、正味財産増減計算書では、実際の使用割合に応じた減価償却費が配賦されておらず、事業区分ごとに正しい損益計算ができていない。合わせて車両運搬具の使用割合に比例したりサイクル預託金の正しい配賦がなされていない。

【意見 57】

貸借対照表の内訳表における固定資産の事業ごとへの配賦は使用割合に基づいた適正な金額でなされるべきであり、同時に正味財産増減計算書においても使用割合による減価償却費の区分経理の配賦計算を正しく行うことが必要である。また、車両運搬具の使用割合に比例したりサイクル預託金の正しい配賦処理も必要である。

なお、行政庁に提出する定期提出書類は、法人の事業計画ではなく年度実績の報告となるため、財務諸表と内容が一致している必要がある。定期提出書類を正しく作成し、財務 3 基準である遊休財産の保有制限の判定の計算や公益目的取得財産残額の計算を正しく行うことが必要であると考えられる。

11. 固定資産の減価償却費の計算

平成 20 年度の税制改正によって、農業用設備について法定耐用年数が 7 年に統一されているが、固定資産台帳を確認したところ、改正後、新たに取得した減価償却資産だけでなく、償却中の資産も改正後の耐用年数で減価償却を計算する必要があるにもかかわらず、耐用年数が 7 年に統一されず、旧耐用年数による償却率で減価償却費が計算されていた。

すなわち、旧別表第 7 が廃止され、別表第 2 の農業用設備に統合されて、トラクターをはじめ耕うん整地用機具や作物の収穫調整用機具など幅広い農業用設備の耐用年数が 7 年に統一されているが、旧別表による耐用年数が附されて減価償却費が計算されていた。平成 20 年 4 月 1 日以降開始事業年度からは、新たに取得した減価償却資産だけでなく、既存の減価償却資産も改正後の耐用年数で減価償却を行うことが必要であるが、旧耐用年数による償却率のまま減価償却費を計算していた。

また、「会計ソフト」が備品勘定に計上されており、耐用年数6年で減価償却を行い、残存価額が5円残っている計算となっている。

新規に取得した固定資産だけではなく既存の固定資産も法定耐用年数が統一化された税法改正に応じた正しい減価償却費が計算されていない。また、無形固定資産に分類されるべきであるが、有形固定資産に計上され、耐用年数や残存価額などの誤りにより、会計ソフトの正しい償却額が計算されていない。

【指摘事項 18】

農機具の税制改正後の耐用年数は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用されることになる。ただし、その資産の取得時にさかのぼって再計算するものではなく、昨年申告の資産の未償却残高について、新たな耐用年数で計算することが正しい減価償却計算となる。また、会計ソフトについては無形固定資産の区分の「ソフトウェア」という勘定科目で処理し、残存価格をゼロとして5年間で均等に償却する方法が正しい減価償却費計算となる。

12. 固定資産の現物管理及び台帳管理

- ① 所有する固定資産や資産計上されていない（取得価額10万円以下）物品についての現物管理が十分に行えていない。一部の所有する固定資産については、年度・番号（例 61年3号）を附したプレートを作成して資産に貼付しているが、プレート貼付を実施しているのはすべての資産ではないため、現物の管理が徹底されていない。さらに、定期的な資産の実地調査によるチェックも行われていない。また、固定資産の管理責任者が不在あるいは曖昧である。
- ② 現在、固定資産台帳を手書きで作成しており、固定資産の管理システムを導入していない。

群馬県農業公社が所有する車両運搬具や農業用設備は平成25年度末では減価償却資産だけでも60近くにも数が及び、減価償却対象となっていない少額な部品も含めると群馬県農業公社の資産は多数にのぼると考えられる。移動が容易な取付部品（アタッチメント）も多いため、個別管理を怠ると、紛失や盗難の可能性が高くなるおそれがある。また、群馬県農業公社の会計規程において「固定資産の管理は別に定めるもののほか、理事長が行わなければならない」（第37条）や「有形固定資産に属さない物品に関しては、保管は出納責任者が行うものとし、その状況を明らかにしなければならない」（第30条）としているが、現状では管理責任者が曖昧になっており、徹底した管理を実行する人が欠けていると考える。

さらに、固定資産台帳が手書きによる作成の場合、計算誤りや専門的な知識不足、また税制改正による計算方法の変更などへの対処が遅れるなど、減価償却費の正確な計算が担保出来ない。

【意見 58】

群馬県農業公社の所有する減価償却の対象資産やその他の物品は、数多く存在すると考えられ、また、農機具においても移動が可能であるものが多いため、それらの紛失や盗難を防止するためにも、現品管理をしっかりと行うことが望ましい。その際、資産に貼付する管理プレートは、原則全ての物品に貼付し、かつ定期的に現物の棚卸しチェックを行うことが望ましい。また、固定資産の管理者と監督者を明確に定めたいと、徹底した資産管理を行うことが重要だと思われる。

さらに、固定資産台帳を手書きによるのではなく、システム化することで減価償却費の計算誤りや税制改正による計算方法の変更などへの対処遅れなどを防止できると期待されるので固定資産管理のシステム化を検討されたい。

13. データのセキュリティ対策

農地の売買を管理するデータ（農地台帳）は、ネットワーク化を進めているが、現状での運用はエクセルデータで管理している。農地台帳のデータは、ネットワーク回線で接続されたハードディスク内の共有ファイルに保存されている。農地台帳のデータの使用者は法人内の3名が行っている。共有ファイルは、ネットに接続されている法人内のパソコンであれば、農地台帳のデータの閲覧や操作が誰でも可能となっている。

また、会計システムは事務担当者2名が単体のパソコン上でパスワード管理を行い、月1回程度の会計データの入力業務を行う際に、バックアップを行っている。会計システムは、外部委託業者に依頼しないとインストールできず、現在は1台の運用パソコンに会計システムが入っているのみである。会計システムの運用上の疑問点や不具合が生じたときは、外部委託業者にデータを添付したメールを伝送したうえで対処を依頼している。外部委託業者は受信した法人のデータは、3か月間の保管後、削除しているとのことであり、以下のようにまとめることができる。

	農地台帳データ（エクセル）	公益法人会計システム
運用パソコン	ネットワーク接続あり	1台単体 (ネットワーク接続なし)
セキュリティ (アクセス制限)	パスワード管理なし	パスワード管理あり
セキュリティ (外部委託業者との接続)	—	データをメール添付によって外部委託業者とデータ共有 (外部委託業者はデータ受信後、3か月保管し削除)
バックアップ媒体	ハードディスク内	ハードディスク1台・USBフラッシュメモリー1本・事務担当者本人の法人内のパソコン

バックアップ頻度	—	月1回
パスワード変更	—	前任の担当者変更時
パスワードの共有	なし（担当者のみ(1名)）	あり（事務担当者2名）

農地の売買を管理するデータ（農地台帳）は、現在、データベース化を進めてはいるものの、実際の運用はエクセルデータがメインとなっており、このデータが容易に外部へと漏えいしないためのセキュリティ対策が必要であるところ、ネットワークに接続されているパソコンでの閲覧や操作が誰でも可能となっており、セキュリティ体制がとられていないといえる。農地台帳は、農地の売買実績等多数の個人情報が含まれており、担当者以外の者が制限なく閲覧及び操作が可能であること、さらに複製が可能であることは、容易に外部へと情報が漏えいしてしまうおそれがある。

【意見 59】

農地の売買を管理するデータ（農地台帳）は、農地の売買実績等多数の個人情報が含まれているため、担当者以外の者が制限なく閲覧や操作を行うことができないよう、セキュリティ管理を厳密に行うことが望ましい。今後、ネットワーク化を進める際も、データ管理・保管体制をきちんと構築し、万が一の情報漏えいが発生するおそれがないよう十分配慮する必要がある。

また、会計システムのパスワード管理を行っている者は、現在、事務担当者2名のみであるが、セキュリティ強化のためには、定期的なパスワード（運用パソコンのパスワードを含む）の変更が望まれる。

14. 消費税の中間申告納付時の区分経理

消費税の中間申告額 882,600 円を平成 25 年 11 月末に納付しているが、消費税が発生した事業区分ごとに発生額を区分経理せずに、粗飼料増産推進事業区分の諸税負担金勘定に中間申告額の全額を計上していた。なお、期末時における確定消費税は還付が少額生じている。

事業区分ごとに課税売上高と課税仕入高の発生額が異なり、消費税を負担すべき事業区分に消費税が計上されていないため、粗飼料増産推進事業区分の諸税負担金勘定のみが過大計上となり、事業ごとの損益計算が正しく計上されていない。

【意見 60】

事業区分ごとに課税売上高と課税仕入れ高の発生額が異なるため、事業ごとの損益計算を正しく行うためには、それぞれの事業ごとに消費税の受取分（課税売上）と支払い分（課税仕入れ）を計算し、その差額を各事業にかかる確定消費税分として区分して把握すべきである。中間申告分についても同様に、それぞれの事業ごとに負担すべき消費税を計算し、もしくは各事業での負担按分比率を計算して各事業における正しい消費税の発生額を計上すべきと考える。

第6 公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会

担当部局：農政部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会
所在地	群馬県高崎市金古町 888 番地 1
設立年月日	平成 11 年 10 月 1 日
代表者名	理事長 藤枝 貴和
資本金	1,229,234 千円
県の出資割合	53.9%
事業内容	1. 各種蚕糸振興対策事業（自主事業）の実施 ・ 地域養蚕継承対策事業 ・ 稚蚕共同飼育所違作助成金交付事業 ・ 製糸業振興対策事業 ・ 蚕糸絹業関係交流支援事業 2. 受託事業 ・ ぐんま絹遺産解説業務 3. 群馬県立日本絹の里の指定管理業務（平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日） 4. シルクショップ運営事業

(2) 沿革

昭和 36 年、社団法人群馬県蚕糸振興事業協会設立

昭和 45 年、社団法人稚蚕共同飼育所経営安定協会設立

昭和 58 年、財団法人蚕糸業振興基金設立

平成 4 年、財団法人群馬県養蚕振興基金設立

平成 11 年、蚕糸関係 4 団体を統合し、財団法人群馬県蚕糸振興協会が発足

平成 18 年、第 1 期指定管理者として日本絹の里管理運営受託開始

平成 23 年、第 2 期指定管理者として日本絹の里管理運営受託開始

平成 25 年、公益財団法人群馬県蚕糸振興協会へ移行登記

(3) 協会の設置の目的

養蚕、蚕種、製糸の安定的な生産及び経営の改善を支援するとともに、群馬県産繭及び生糸の品質向上並びにブランド化を促進し、もって蚕糸業の振興と本県農業の維持発展に寄与することを目的としている（定款第 3 条）。

(4) 事業の概要

群馬県蚕糸振興協会の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

①自主事業

基本財産の運用収入を財源に、蚕糸業の振興と本県農業の維持発展を図るため、関係団体への各種助成を行う。

(ア) 地域養蚕継承対策事業

● 蚕種・養蚕資材購入支援事業

繭生産のコスト削減と生産力向上を図るため、蚕種及び稚蚕人工飼料の購入に対して助成を行う。

● 稚蚕共同飼育助成事業

稚蚕共同飼育所における1～3令飼育経費の一部に対して助成を行う。

● 稚蚕共同飼育所施設改善事業

地域の養蚕を支えている稚蚕共同飼育所について、蚕児の安定供給を図るため、その改善等に要する経費の一部の助成を行う。

(イ) 稚蚕共同飼育所違作助成金交付事業

稚蚕共同飼育所において蚕病等により違作（劣悪な蚕作不良）が生じた場合、その経費の一部を補てんし、養蚕農家の繭生産確保を図る助成を行う。

(ウ) 製糸業振興対策事業

● 県産高品質繭生産奨励事業

養蚕農家の高品質繭生産を奨励するとともに、碓氷製糸農業協同組合が実施する高品質かつ特徴ある生糸製造等に必要経費の一部の助成を行う。

● 繭品質評価協議会支援事業

群馬県繭品質評価協議会が実施する、繭品質評価に対して、その経費の一部を補助する。

(エ) 蚕糸絹業関係交流支援事業

養蚕農家、製糸業者、絹織物業者、染織物業者、染織作家が「群馬の絹」を使った新製品開発と広報宣伝、資質向上のために結成した組織である、「群馬の絹活性化研究会」の活動に対しての助成を行う。

(オ) 絹製品活性化推進事業

県から受託したオリジナル絹製品開発事業の実績を活用して、さらなる県産絹製品の需要拡大を促進し活性化を図る。

②受託事業

群馬絹遺産の解説マニュアル等の作成及び現地解説指導、並びに富岡製糸場来場者へのぐんま絹遺産群解説普及活動等を行う。

③日本絹の里運営事業

群馬県の伝統ある蚕糸絹業の交流と蚕糸業振興の拠点である「群馬県立日本絹の里」について、県から管理・運営を指定管理者として受託し、群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例、施行規則、基本協定、事業計画の関係法規等の遵守のもと効率的な維持管理及び企画運営を行う。

④シルクショップ運営事業

県内の製造業者や卸業者・織物組合を中心に、蚕糸絹業振興及び日本絹の里運営に寄与する製品の取引を行う。

(5) 基本財産 1,232,638 千円

(内訳)

預金 422,269 千円

有価証券 810,369 千円

(6) 人員構成 (平成 26 年 7 月 1 日現在)

区分		一般	県現職	県OB	計
役員	理事長			1	1
	副理事長	1			1
	常務理事			1	1
	理事	3	1		4
	監事	2			2
職員	館長			(注1)	—
	事務局長			(注2)	—
	一般職員	5		1	6
	嘱託	8		3	11
	臨時	3			3
合計		22	1	6	29

(注1) 理事長が館長(嘱託)を兼務している。

(注2) 常務理事が事務局長を兼務している。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	25,290	18,888	16,931	注 1
固定資産	1,259,987	1,260,808	1,258,310	注 2
流動負債	15,698	13,155	10,671	注 3
固定負債	4,034	4,356	5,378	注 4
正味財産	1,265,544	1,262,185	1,259,193	—

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 流動資産 現金預金 16,306 千円

○注 2 固定資産 預金（基本財産）422,269千円
投資有価証券（基本財産）810,369千円

○注 3 流動負債 未払金9,814千円

○注 4 固定負債 退職給付引当金5,378千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	143,769	135,431	135,647	注 1
経常費用	143,805	139,289	135,120	注 2
当期経常増減額	△36	△3,858	527	—
経常外収益	—	—	—	—
経常外費用	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△36	△3,858	527	—

備考 経常収益・経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 経常収益

受託補助金等収益102,715千円 事業収益16,633千円

○注 2 経常費用

日本絹の里受託事業費98,774千円 シルクショップ事業費11,460千円

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・ 公的支援（フロー）

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	—	—	—	—
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
（参考）委託料	102,400	102,100	102,715	注 1

備考 注 1 委託料の内訳（平成 25 年度決算）

日本絹の里指定管理業務 94,000千円、文化遺産解説等業務 8,715千円

・ 公的支援（ストック）

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—
出資金	662,500	662,500	662,500	—
合計	662,500	662,500	662,500	—

【事業活動】

3. 富岡製糸場のホームページ（以下；‘HP）での「日本絹の里」のリンク掲載

日本絹の里は、繭・生糸に関する資料や群馬の絹製品などの展示、絹を使った染織体験などにより、多くの人々が集い、伝統ある群馬県の蚕糸絹業の足跡と天然繊維であるシルクの素晴らしさを紹介する情報発信の拠点として設置されている。

群馬県蚕糸振興協会では、情報発信の手段として蚕糸絹業に関する広報活動を下記のとおり行っている。

マスメディア等の活用

- ・ ホームページ
- ・ 新聞（上毛、読売、朝日）
- ・ ぐんまテレビ
- ・ FM ぐんま、ラジオ高崎
- ・ 観光雑誌等への掲載
- ・ バナー広告

バナー広告とは、インターネット広告の一種。Web サイトに広告の画像（多くの場合は横長）を貼り、広告主の Web サイトにリンクする手法。インターネット広告としては最も広く用いられる手法である。

上記各種広報媒体を通じて企画展・特別展の情報を発信している。

ポスター、チラシ等による情報発信

日本絹の里便り、絹つづれ（友の会会員）合わせてポスター、チラシの掲示、配布を依頼（博物館、美術館等県内414か所、県外96か所、高崎市を中心とした地域への回覧）

夏休みこども特別展・関連行事案内（県内全小学校、近隣小学校全生徒）

「ぐんまちゃん家」からの情報発信

「ぐんまちゃん家」における旅行会社等を招待し県観光情報等を発信する場に、企画展を中心としたリーフレットを配布し、首都圏からの来館者の掘り起しに努めている。また、日本絹の里公式 HP の管理運営をしており、各種企画展、常設展、染織体験教室等の情報も掲載している。HP の月間アクセス件数は 10,000 件から多い時で 20,000 件となっている。

上記のように群馬県蚕糸振興協会は、様々な媒体を使用して蚕糸絹業に関する情報発信を行っている。

一方で、絹文化の振興を目的とした施設として群馬県内には富岡製糸場がある。（2014年6月には世界遺産に登録されている。）

富岡製糸場の HP 上にも「日本絹の里」のリンクを掲載することにより、日本絹の里の HP へのアクセスを増加させる機会となり、その結果、群馬県の絹文化を紹介する機会を増加させる手段となる。よって、さらなる群馬県の絹文化の情報発信の一つの手段として、富岡製糸場の HP でのリンクの添付を検討するべきである。

【意見 61】

群馬県蚕糸振興協会では、マスメディア等の活用、ポスター及びチラシ等による情報発信など様々な媒体を使用して蚕糸絹業に関する情報発信を行っている。

一方で、絹文化の振興を目的とした施設として群馬県内には富岡製糸場がある。(2014年6月には世界遺産に登録されている。)

富岡製糸場の HP 上にも「日本絹の里」のリンクを掲載することにより、日本絹の里の HP へのアクセスを増加させる機会となり、その結果、群馬県の絹文化を紹介する機会を増加させる手段となる。よって、さらなる群馬県の絹文化の情報発信の一つの手段として、富岡製糸場の HP でのリンクの添付を検討するべきである。

注 平成 26 年 12 月 9 日現在において富岡製糸場の HP には、「日本絹の里」の HP リンクが添付されている。

4. シルクショップでの商品開発

群馬県蚕糸振興協会では、県内の製造業者や卸売業者・織物組合を中心に、蚕糸絹業振興及び日本絹の里運営に寄与するため、収益事業として群馬の絹を使った絹製品、県推奨絹製品や桑細工、繭クラフト、染織材料などを取りそろえたシルクショップを運営している。

シルクショップで販売している製品は、県内の製造業者等から提案されたものの中から群馬県蚕糸振興協会において選択し販売しているだけでなく、「オリジナルポストカード」など群馬県蚕糸振興協会において開発作成した商品も販売している。

なお、一定期間販売実績のない製品については、新製品と置き換えている。

公益法人では、一般会計は「収支相償」が原則とされており、公益目的に事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこととされている。

よって、公益法人では一般会計は赤字であるため、収益会計で利益を獲得しそれを一般会計に繰り入れことにより存続することが前提であることから、収益事業で利益を獲得することが目標となる。

収益事業で利益を獲得するためには、顧客のニーズにあった商品を販売することが重要であり、そのために顧客のニーズを把握することが必要である。

従来においても、群馬県蚕糸振興協会では、常設展エリアにおいて人気のあった「生糸の商標」(欧米に生糸輸出が始まったところから長い間活躍したシルク商標)を使用したポストカードを作成するなど顧客のニーズを把握した製品を開発・販売していた。

しかし、さらに積極的に顧客のニーズを把握する活動として、例えばシルクショップ

での顧客の要望する商品等のアンケートを実施し、それを商品開発にフィードバックすることも一つの方法である。

また、群馬県では、首都圏における群馬県の情報発信・収集拠点としての、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」を運営しており、群馬県の物産品を販売している。そこで販売されている絹に関連した商品の販売実績情報を蚕糸振興協会にフィードバックすることも一つの方法である。

上記の活動を通して、顧客のニーズを把握し、「シルクショップ」での商品開発を行うべきである。

【意見 62】

「日本絹の里」では、収益事業としてシルクショップを行っており、群馬の絹を使った絹製品、県推奨絹製品や桑細工、繭クラフト、染織材料等を販売している。

シルクショップで販売している製品は、県内の製造業者等から提案されたものの中から群馬県蚕糸振興協会において選択し販売しているだけでなく、「オリジナルポストカード」など群馬県蚕糸振興協会において開発作成した商品も販売している。

公益法人では、一般会計は「収支相償」が原則とされており、公益目的に事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこととされている。

よって、公益法人では、一般会計は赤字であるため収益会計で利益を獲得し、それを一般会計に繰り入れことにより、存続することが前提であることから、収益事業で利益を獲得することが目標である。

収益事業で利益を獲得するためには、顧客のニーズにあった商品を販売することが重要であり、そのために顧客のニーズを把握することが必要である。

従来においても、群馬県蚕糸振興協会では、常設展エリアにおいて人気のあった「生糸の商標」（欧米に生糸輸出が始まったころから長い間活躍したシルク商標）を使用したポストカードを作成するなど顧客のニーズを把握した製品を開発・販売していた。

しかし、さらに顧客のニーズを積極的に把握する活動として、例えばシルクショップでの顧客の要望する商品等のアンケートを実施し、それを商品開発にフィードバックすることも一つの方法である。

また、群馬県では、首都圏における群馬県の情報発信・収集拠点としての、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」を運営しており、群馬県の物産品を販売している。

そこで販売されている絹に関連した商品の販売実績情報を蚕糸振興協会にフィードバックすることも一つの方法である。

上記の活動を通して、顧客のニーズを把握し、「シルクショップ」での商品開発を行うべきである。

5. ぐんまちゃん家との連携

群馬県では、首都圏における群馬県の情報発信・収集拠点としての、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」を運営している。

ぐんま総合情報センターは、東京都中央区銀座 5 丁目(歌舞伎座の真向い)にあるビルの1階及び2階を賃借して、1階は物産販売及び観光案内、2階は主にイベントスペースとして利用・運営しており、これまでの物販中心の自治体アンテナショップ(注)とは一味違い、首都圏に向け、群馬県のあらゆる魅力を発信することにより、観光の誘客促進など経済効果につなげることを目的として、平成 20 年 7 月 5 日にオープンしている。

なお、1階の物産販売及び観光案内については、公益財団法人群馬県観光物産国際協会に業務委託している。

(注)：アンテナショップとは(「大辞林 第三版」より)

- ① 新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつこと。パイロットショップ。
- ② 地方自治体の特産品を販売するために東京などに構える店舗。

設立の背景として、「コンセプトは「東京から見た群馬の距離を短くする」。草津、伊香保、水上等、有名な温泉地を抱え、尾瀬や谷川岳などの美しい自然を有する当県ですが、いまいち県の知名度が低いのが現状です。農産品についても、生産額トップ5に入る産物が23品目もあります。また、世界遺産の登録が待たれる富岡製糸場、SUBARUで有名な富士重工業など、歴史・文化を背景にした近代産業も大いに発展しております。このような群馬県の魅力を、総合的にPRするために設立されました。」とある。

一方で、日本絹の里は、繭や生糸に関する資料や群馬の絹製品などの展示、絹を使った染織体験などにより、多くの人々が集い、伝統ある群馬県の蚕糸絹業の足跡と天然繊維であるシルクの素晴らしさを紹介する情報発信の拠点として設置されている。

よって、「ぐんまちゃん家」において、日本絹の里の紹介や情報発信を行うことにより、群馬県の絹文化を首都圏においても発信することが可能である。

日本絹の里では、「ぐんまちゃん家」が、旅行会社等を定期的に招待し県観光情報等を発信する場に、企画展を中心としたリーフレットを配布し、首都圏からの来館者の掘り起しに努めている。

また、「ぐんまちゃん家」では、「ぐんまちゃん家」で企画した旅行会社における商品開発担当者のモニターツアーに「日本絹の里」を組み込むことにより、展示物の周知と染織体験等を通して観光地としての魅力を発信している。

【意見 63】

群馬県では、首都圏における群馬県の情報発信・収集拠点としての、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」を運営している。

一方で、日本絹の里は、繭や生糸に関する資料が群馬の絹製品などの展示、絹を使っ

た染織体験などにより、多くの人々が集い、伝統ある群馬県の蚕糸絹業の足跡と天然繊維であるシルクの素晴らしさを紹介する情報発信の拠点として設置されている。

よって、「ぐんまちゃん家」において「日本絹の里」の情報発信を行うことにより、首都圏において群馬県の絹文化の情報を発信することが可能であり、「ぐんまちゃん家」では、旅行会社を招待し県観光情報を発信する場に「日本絹の里」の企画展のリーフレットを配布し、また旅行会社における商品開発担当者のモニターツアーに「日本絹の里」を組み込むことにより群馬県の絹文化の魅力を発信している。

今後は、「ぐんまちゃん家」において開催される旅行会社を招待する場に「日本絹の里」から担当者が出席し、積極的に「日本絹の里」を宣伝することで商品ツアーが企画されるなど、群馬県の絹文化の情報を発信する機会が増えていくことが期待される。

【資金運用】

6. 余資運用

群馬県蚕糸振興協会では、基本財産については基本財産運用規程に基づき、元本保持、安全確実な方法での運用を基本としている。

運用に対する考え方は下記のとおりである。

- ① 国債、農林債により元本を保持し、その運用を長期にすることによって一定の運用益を上げるため、5年債・10年債で運用する。
- ② 金利変動に的確に対応するため、一定額を元本割れのリスクの少ない金融機関へ大口定期によって運用する。
- ③ 基本財産取り崩し等非常事態に備え、一定額を短期運用する。
- ④ 過去の出捐団体の出捐趣旨に基づき運用する。

その結果として、平成26年3月31日現在の基本財産1,232百万円のうち、739百万円は国債（10年6口、5年3口）、70百万円は農林債（5年1口）で、422百万円は定期預金（3か月1口、1年2口、2年1口）で運用している。

利率及び利息総額は、国債が0.3%から1.6%、利息総額10,990千円、農林債が1.35%、利息総額は945千円、定期預金が0.065%から0.09%、利息総額292千円となっている。

基本財産の定義は、下記のとおりである。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第2節 機関 第172条

2. 理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならない。かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない。

以上より、基本財産は維持することが前提であることから、長期的な運用が可能である。

一方で、現在の低金利の状況において、長期債券等で長期の運用を行うことは将来金利が上昇した際に含み損が発生するリスクがある。

基本財産の 34.2%にあたる 422 百万円が 1 年から 2 年の定期預金で運用されている結果、その利率が 0.065%から 0.09%と低利率となっている。また、平成 28 年 3 月には、総額 628,638 千円の国債が償還となる。

今後低金利が見込まれる中で低金利の運用を行うのか、長期の債券をある程度保有するのか、または、リスクを取って事業債、外債等の債券を保有していくのかといった検討を行うべきである。

【意見 64】

平成 26 年 3 月 31 日現在の基本財産 1,232 百万円のうち、739 百万円は国債（10 年 6 口、5 年 3 口）、70 百万円は農林債（5 年 1 口）で、422 百万円は定期預金（3 か月 1 口、1 年 2 口、2 年 1 口）で運用しており、その利回りは、0.065%から 1.6%となっている。また、利息総額は、全額で国債が 0.3%から 1.6%、利息総額 10,990 千円、農林債が 1.35%、利息総額は 945 千円、定期預金が 0.065%から 0.09%、利息総額 292 千円となっている。

基本財産は維持することが前提であることから、長期的な運用が可能である。

一方で、現在の低金利の状況において、長期債券等で長期の運用を行うことは将来金利が上昇した際に含み損が発生するリスクがある。

基本財産の 34.2%にあたる 422 百万円が 1 年から 2 年の定期預金で運用されている結果、その利率が 0.065%から 0.09%と低利率となっている。また、2016 年 3 月には、総額 628,638 千円の国債が償還となる。

今後低金利が見込まれる中で低金利の運用を行うのか、長期の債券をある程度保有するのか、または、リスクを取って事業債、外債等の債券を保有していくのかといった検討を行うべきである。

7. ペイオフ対策

銀行等に預けた一般預金について保護されるのは、合算して元本 10,000 千円とその利息までとなっている。

群馬県蚕糸振興協会は、平成 26 年 3 月 31 日現在において群馬銀行の普通預金に 18,118 千円及び群馬県信連の定期預金に 422,223,900 円を預け入れているが、ペイオフ対策はされていない。

ペイオフ解禁により銀行の一般預金について合算して元本 10,000 千円とその利息までしか保護されないため、金融機関が破たんした場合には、10,000 千円以上の預金が不払いとなる。

【意見 65】

ペイオフ解禁となっているため銀行の一般預金について合算して元本 10,000 千円とその利息までしか保護されない。

平成 26 年 3 月末において群馬県蚕糸振興協会では、普通預金 18,118 千円、定期預金 422,223 千円を預けているが、銀行等が破たんした場合には、10,000 千円以上の預金が不払いとなる。

一方で、定期預金などは預け入れる金額により利率が変更になる。

したがって、金融機関の信用リスクと預入利率の双方を考慮し、必要があれば複数の銀行に預金を分散するなり、決済用預金に変更するなりのペイオフ対策を行うべきである。

また、預金管理の担当者が変更になっても、引き続き適切なペイオフ対策が行えるようペイオフ対策の基準を設けるべきである。

【リスク管理】

8. コンプライアンスに関する体制整備

日本絹の里の指定管理に関する協定書に基づいて群馬県に提出する事業計画書において、法令遵守の取組みについて記載している。

平成 25 年度の事業計画書には、以下の記載がある。

7) その他

条例、施行規則等、日本絹の里を適正に管理するために必要な関係法令を遵守します。

① 法令遵守等への取組み

(基本的な方針)

当協会は公益財団法人として、関係法令や条例及び規則等はもちろんのこと、諸規定等を定め、次の項目を主として徹底した管理体制の確保を目指します。

ア 社会的責任を認識し、社会から信頼、信用を確保します。

イ 適正な会計経理事務等を徹底します。

ウ 労働法令の厳守を徹底します。

エ 施設及び設備の維持管理または保守点検については適切に実施します。

オ 個人情報については、適切かつ厳正に管理します。

カ 暴力団の排除を推進し、安全で平穏な施設を確保します。

(倫理規程、公益通報者保護制度の整備等)

通報等の案件が生じた際には、所管する県蚕糸園芸課へ報告を行うとともに、企画運営会議が窓口となり公正な検討を行い、通報者等が不利にならないよう配慮しながら適切に対処します。

上記のとおり法令遵守に係る取組方針が事業計画上に記載されているものの、現状は上記の方針を遂行するための組織体制や行動指針を定めたコンプライアンス規程あるいは倫理規程は存在していない。

ただし、群馬県蚕糸振興協会の業務に関する協会内における種々の情報の共有や発生事象に対する対応方針の検討は、月1回（必要な場合には臨時開催）常勤職員全員が出席する「企画運営会議」にて行われており、コンプライアンスに対する情報共有や対応方針の検討もこの企画運営会議にて行われているとのことである。（なお、非常勤職員を含めた職員全員に対しては、毎日行われる朝礼にて情報の周知が図られている）。

また、実質的にはコンプライアンスに関する事務は事務局長が所管しており、日々の業務におけるコンプライアンスに係る情報把握や発生事象への対応は、事務局長が責任を持って実施する体制ができているとのことである。

しかしながら、小規模な組織とは言え、コンプライアンスに係る規程等が整備されていないという状況は、急な発生事象に対して職員が取るべき行動が明確になっていないことから、迅速かつ適切な対応ができない可能性が否定できない。

また、コンプライアンスに対する組織体制や行動規範の整備は、上記の事業計画に記載されている基本方針に記載されている内容の実行を担保するものと考えられるが、これらがルール化されていない場合、コンプライアンス遵守に対する協会内外からの信頼性を欠くことになる可能性もあることから、コンプライアンスに係る規程あるいはマニュアルを整備することが望まれる。

【意見 66】

現在、コンプライアンスに関する規定の整備がされていないが、コンプライアンスに係る発生事象に対して迅速適切に対応する観点から、またコンプライアンスに係る基本方針を遵守していることを協会内外に示し、コンプライアンスに係る信頼性を確保する観点から、コンプライアンスに係る規程あるいはマニュアルを整備することが望まれる。

9. 情報管理

群馬県蚕糸振興協会では原則として嘱託や臨時職員を含めた職員に対してパソコンを一台ずつ配布しており、各職員はそれらのパソコンを利用して日常の業務を行っている。

これらのパソコンはスタンドアロンで利用されており、複数のパソコンでネットワーク化されていることもなく、また共通のファイルの閲覧なども行っていないため、基本的に職員は他の職員のパソコンに保存されている情報を閲覧することはできない。また、群馬県蚕糸振興協会は少人数の組織であることから、外部の第3者が協会内に入ってパソコン内の情報を閲覧することや職員が他の職員のパソコンを不正に利用するといったことが行われにくい環境であると考えられる。

また、特定の担当者が利用しているパソコンの中に保存されている絹の里友の会の会員情報については、当該情報が管理されているデータベースへアクセスするにあたってパスワードの入力が求められていることから、一定の情報漏えい対策はなされている。

そのような状況であることから、現状においては各職員の使用するパソコンを利用する際に特段 ID やパスワードの入力は求められていない。

しかしながら、各職員の使用しているパソコンに保存されている情報は、必ずしも外部へ漏れても問題のない情報ばかりではないと考えられ、また、悪意を持った外部者が侵入してパソコンそのものやパソコン内のデータを盗み出す可能性も否定できないことから、最低限のセキュリティ対策として各職員の利用しているパソコンを起動する際にはパスワードの入力を求めるようにする必要があると考える。

【指摘事項 19】

現状、職員が業務に利用するパソコンを使用する際には、特にパスワードの入力は求められていないが、情報漏えいのリスクを軽減する観点から、少なくとも各職員の利用しているパソコンを起動する際にパスワードの入力を求めるようにする必要があると考える。

【指定管理者制度】

10. 群馬県立日本絹の里観覧料免除申請書

群馬県立日本絹の里利用料金は観覧料と利用料があり、以下のように定められている。

観覧料（一人につき）

区 分		個 人	団 体 (二十人以上)
常設展示	一般	200 円	160 円
	大学、高等学校等	100 円	80 円
企画展	一般	400 円	320 円
	大学、高等学校等	250 円	200 円

利用料（施設及び附属設備）

	午前	午後	夜間	一日
企画展示室	2,200 円	3,000 円	/	5,200 円
機織体験室	500 円	600 円	600 円	1,700 円
染織体験室	1,200 円	1,700 円	1,700 円	4,600 円
第一会議室	600 円	800 円	800 円	2,200 円
第二会議室	600 円	800 円	800 円	2,200 円
第三会議室	600 円	800 円	800 円	2,200 円
物品販売所	一年につき			422,000 円

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の各号において、利用料金を減免する場合がある。

観覧料については、小中学生は無料であるが、県内の高校生、その学校の引率者及び県内小中学生の学校の引率者並びに県外の学校の引率者や社会福祉施設入所者等も事前に観覧料免除申請書（別記様式第8号）を指定管理者に提出し、承認を受けることにより無料になる。

また、利用料（物品販売所、附属設備を除く）については、1. 県及び群馬県蚕糸振興協会が行う行事、又は日本絹の里が行う企画運営の関連行事で、施設を行事の参加者が利用するとき、及び、2. 日本絹の里友の会会員が自主研修で染織体験室、機織体験室、会議室を占有しないで利用するときには、全部の額を免除するとしている。なお、1.（県の機関の場合）は、事前に免除申請書を指定管理者に提出し、承認を受け、2. は事前連絡をし、当日受付で会員証により確認と承認を受けている。

このように、観覧料を免除する場合には、申請者に免除申請書を記載してもらい、群馬県蚕糸振興協会で決裁を行っているが、平成25年度の利用料金免除承認の状況を調査した結果、免除申請は45件あり、その中の平成26年3月6日に申請された申請書については、事務局長印が漏れていた。施行規則で定められている別記様式第8号では、承認欄に明記されているのは、発議者と指定管理者であるが、実際の運用では、指定管理者欄を事務局長とし、その他、プロデューサー、チーフD、管理係長、主任が承認し、押印する様式となっている。

施行規則では、指定管理者の承認が求められていることから、原則は理事長の承認が必要であると考えられるが、「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会事務処理規程第4条別表」、事務局長の専決事項（18）有料施設の利用に伴う使用料徴収及び納入に関することに該当することから、事務局長が承認する必要がある。担当者及び上席者が複数押印していることから、担当者の独断で免除している訳ではないが、事務局長の押印漏れは、指定管理者として承認を決定したと認められないことから、今後の事務処理に十分配慮すべきである。

【意見 67】

群馬県立日本絹の里利用料金は観覧料と利用料があり、原則として有料であるが、一部申請により免除となる場合がある。当該免除申請は、群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の各号において定められており、これらは、一部を除き、事前に観覧料免除申請書（別記様式第8号）を指定管理者に提出し、承認を受ける必要がある。

この指定管理者の承認については、原則は理事長が行う必要があると考えられるが、「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会事務処理規程第4条別表」、事務局長の専決事項（18）有料施設の利用に伴う使用料徴収及び納入に関することに該当することから、事

務局長が承認する必要がある。

しかし、実際の免除申請書を閲覧したところ 45 件中、平成 26 年 3 月 6 日に 1 件申請された申請書については、事務局長印が漏れていた。

担当者及び上席者が複数押印していることから、担当者の独断で免除している訳ではないが、事務局長の押印漏れは、指定管理者として承認を決定したと認められないことから、今後の事務処理に十分配慮すべきである。

11. 指定管理に関する情報公開

群馬県の情報公開条例においては、第 41 条の 2 第 1 項において、以下の通り指定管理者が行う指定管理業務に関する文書に関する情報公開について定めている。

第 41 条の 2

指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第 244 条 1 項に規定する公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

群馬県蚕糸振興協会は上記の規定に基づいて、情報公開を行うための必要な手続を定めた「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会指定管理者情報公開に関する要綱」（以下、要綱）と文書の開示に関する事務の取り扱いについて定めた「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会情報公開事務取扱要領」（以下、取扱要領）を策定している。

これらの要綱及び取扱要領には、指定管理者の行う指定管理業務に関する文書等について、開示の申出があった場合に開示することのできる文書等の定義や、開示の申出の方法等が定められているほか、開示申出者が申出を行う場合や群馬県蚕糸振興協会が開示決定通知を行う場合に利用するための所定の様式が定められている。

また、要綱の第 3 条には「協会は、指定管理者業務に関して県民への積極的な情報の公開に努めるものとする。」とあり、群馬県の情報公開条例の趣旨に従い、群馬県蚕糸振興協会が自らに指定管理業務に関する情報公開を積極的に行うこととしている。

しかしながら、このように情報公開条例の趣旨に則り要綱や取扱要領が定められているものの、当該要綱及び取扱要領に従った情報公開の制度は一般に周知されていないため、当該制度を利用した開示の申し出は現在まで 1 件も実行されていないとのことである。

他県においては指定管理者の情報公開制度として、群馬県蚕糸振興協会が要綱や実施要領で定めているものと同ーの内容を県のホームページに掲載し、一般市民からの開示請求を受け付けている例もみられることから、群馬県においても県と群馬県蚕糸振興協会とで協力を図りながら、指定管理者の情報公開のあり方や周知方法等について改めて検討し、情報公開制度をより実効性のあるものにする必要があると考える。

【意見 68】

群馬県の情報公開条例における指定管理者が行う指定管理業務に関する文書に係る情報公開の定めに基づき、協会側では保有文書の情報公開を行うための定めとして「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会指定管理者情報公開に関する要綱」及び「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会情報公開事務取扱要領」を定めているが、これらに定められている内容が一般に周知されていないため、現在までこの制度を利用した開示請求の実績が1件もないという状況となっている。

指定管理者の情報公開のあり方や周知の方法等について、県と協力を図りながら改めて検討し、情報公開制度をより実効性のあるものにする必要があると考える。

【会計】

12. 消耗品費に含まれる交際費等

一般事業会計及び日本絹の里運営事業会計の「消耗品費」勘定の中に、「交際費」や「広告宣伝費」と認められる内容の支出が含まれていた。

消耗品費とは、一般には原則として自社で使用収益を得るために購入される事務備品、器具などのもののうち、1個又は1組の金額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の少額の減価償却資産に該当するものをいう。

交際費とは、接待費・機密費その他の費用で、法人がその得意先・仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待・供給・慰安・贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

広告宣伝費とは、不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した支出をいい、例として、新聞などの広告、カタログ・チラシ・ポスター・看板などの作成費用、社名入りのカレンダーや手帳などの作成費用、試供品、見本品、キャンペーンに係るものをいう。

平成26年3月期における一般事業会計では、接客用お茶代、挨拶用菓子折り、視察研修用手土産代が消耗品費で処理されていたほか（一般事業会計の合計で38,080円）、来場客への配布用の普及推進用石けんや人形作家のDVD（100枚）、ひざ掛けの購入代（一般事業会計の合計で193,035円）についても消耗品費で処理されていた。さらに、日本絹の里運営事業会計では、同様に挨拶用、借用謝礼用の菓子折り、手土産代が（絹の里運営事業の合計で217,059円）消耗品費で処理されていた。

接客、謝礼、挨拶用に購入される菓子折り等の購入代金は、贈答の対象となる相手先がその便益を得ることから、消耗品費とは支出の性格が異なる。同様に、来場客等へ群馬県蚕糸振興協会の宣伝的効果を意図したと思われる物品の配布についても、支出の効果は中長期的には群馬県蚕糸振興協会の利益に結びつくものであるが、直接的には物品を受け取った相手方がその便益を得るため、消耗品費とは支出の性格が異なるといえる。

これらの相手先が便益を得る交際費や広告費は、群馬県蚕糸振興協会の事業を順調に

運営するうえで不可欠な戦略的な支出であり、また、群馬県蚕糸振興協会の運営方針に基づくものであれば、財務諸表の利用者に、群馬県蚕糸振興協会の活動の成果や結果を正確に示すべきと考えられる。

接客用、挨拶用、謝礼用菓子折り・土産代は、群馬県蚕糸振興協会の自主事業や受託・運營業務を遂行するにあたって、その取引関係者への贈答となることから、消耗品費ではなく、交際費が正しい会計処理である。

また普及推進用石けんや人形作家のDVD（100枚）、ひざ掛けの配布は、群馬県蚕糸振興協会の事業や取扱商品の周知宣伝を目的とするものであることから、広告宣伝費で処理すべきものである。

【意見 69】

一般事業会計及び日本絹の里運營業業会計の「消耗品費」勘定の中に、接客用お茶代、挨拶用菓子折り、視察研修土産代など交際費として処理すべきものや来場客への配布用の普及推進用石けんや人形作家のDVDや、ひざ掛けの購入代など広告宣伝費と認められる内容の支出が含まれていた。

消耗品費は、一般には原則として自社で使用収益を得るために購入される事務備品、器具などの有形の少額減価償却資産が該当する。

一方、接客、謝礼、挨拶用に購入される菓子折り等は、群馬県蚕糸振興協会の自主事業や受託・運營業務を遂行するために必要な費用であるが、贈答先がその便益を得ることから、消耗品費とは支出の性格が異なる。同様に、来場客等へ群馬県蚕糸振興協会の宣伝的効果を意図したと思われる物品の配布についても、支出の効果は中長期的には群馬県蚕糸振興協会の利益に結びつくものであるが、直接的には物品を受け取った相手方がその便益を得るため、消耗品費とは支出の性格が異なるといえる。

これらの相手先が便益を得る交際費や広告費は、群馬県蚕糸振興協会の事業を順調に運営するうえで不可欠な戦略的な支出であり、また、群馬県蚕糸振興協会の運営方針に基づくものであれば、財務諸表の利用者に、群馬県蚕糸振興協会の活動の成果や結果を正確に示すべきと考えられる。

したがって、接客用、挨拶用、謝礼用菓子折り・土産代は、群馬県蚕糸振興協会の自主事業や受託・運營業務を遂行するにあたって、その取引関係者への贈答となることから、消耗品費ではなく、交際費の勘定科目を用いて会計処理すべきである。また、普及推進用石けんや人形作家のDVD（100枚）、ひざ掛けの配布は、群馬県蚕糸振興協会の事業や取扱商品の周知宣伝を目的とするものであることから、広告宣伝費で処理すべきものとする。

13. 使用する会計ソフトと会計業務

群馬県蚕糸振興協会では、平成13年から会計業務のため、会計ソフトを導入しているが、予算の都合から公益法人対応のものではなく株式会社対応の会計ソフトを使用して月次試算表を作成している。

同会計ソフトでは、公益法人用の外部報告の財務書類は作成できないことから、同時に会計伝票の情報（勘定科目や金額、摘要、消費税の課税区分など）を別途 Excel に入力しデータの集計加工を行い、外部報告用の財務書類（正味財産増減計算書（総括表、会計区分ごと）、収支計算書（総括表、会計区分ごと））を作成している。よって、現在の外部報告用の財務書類は、会計帳簿に基づいて作成されているものではない。

また、消費税の申告書の作成のための基礎資料（各取引ごとの課税、不課税等の区分）も Excel に入力した同データから作成している。

なお、Excel に入力したデータを集計加工して作成した財務書類の金額の正確性を確認するために会計ソフトから作成された月次試算表と照合確認を行っている。

しかし、会計ソフトは株式会社対応のものであるため、同会計ソフトから作成される月次試算表は、公益法人特有の勘定科目（一般正味財産や指定正味財産等）や資産区分（基本財産、特定財産等）に対応していない。そのため、Excel で作成した外部報告用の財務書類と会計ソフトで作成された試算表では、容易に照合が出来ない科目もある。例えば、一般事業会計では、貸借対照表において「基本財産」に「預金」422,269,545円が計上され、「その他固定資産」に「特別積立預金」20,293,817円が計上されているが、総勘定元帳では「定期預金」に両者の合計額442,563,362円が計上されているのみであった。

財務諸表は総勘定元帳をもとに作成されるものであるため計上の区分や勘定科目、金額等において両者に相違があってはならないと考える。

以上のように外部報告用の財務書類、会計処理の正確性を確保するために会計ソフトへの入力及び Excel への入力、データの集計・加工という2重の作業を行っているが、下記の短所がある。

1. 公益法人会計基準第2一般原則(2)では、「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない」としている。

しかし、現在の財務書類は Excel に入力したデータから作成しており、会計ソフトから出力された総勘定元帳に基づいて作成しているわけではないので、同規程に準拠しているとは言えない。

2. 消費税の申告業務も含めて会計業務が二重の作業となっており、業務が非効率となっている。

これらの問題は、現在、株式会社対応の会計ソフトを使用していることが起因となっている。

公益法人会計基準に準拠した会計ソフトを導入することにより、会計帳簿に基づいた

財務書類を作成することができ、また同ソフトにおいて消費税の計算も行えることから、消費税の申告手続きを含めた業務を効率的に実施することが出来る。

以上より、公益法人会計基準に準拠した会計ソフトを導入するメリットは大きいといえる。

【意見 70】

群馬県蚕糸振興協会では、予算の都合から公益法人対応のものではなく株式会社対応の会計ソフトを使用して月次試算表を作成している。

また、同会計ソフトでは、公益法人用の外部報告の財務書類は作成できないことから、会計伝票の情報（勘定科目や金額、摘要、消費税の課税区分など）を別途 Excel に入力してデータの集計加工を行い、外部報告用の財務書類（正味財産増減計算書（総括表、会計区分ごと）、収支計算書（総括表、会計区分ごと））を作成している。

よって、現在の外部報告用の財務書類は、会計ソフトから出力される会計帳簿に基づいて作成されているものではない。

なお、Excel から作成した財務書類の金額の正確性を確認するために会計ソフトから作成された月次試算表と照合確認を行っている。

以上のように外部報告用の財務書類、会計処理の正確性を確保するために会計ソフトへの入力及び Excel への入力、データの集計・加工という 2 重の作業を行っているが、下記の短所がある。

1. 公益法人会計基準第 2 一般原則 (2) では、「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない」としているが、同規程に準拠しているとは言えない。

2. 消費税の申告業務も含めて会計業務が二重の負担となっており、業務が非効率となっている。

公益法人会計基準に準拠した会計ソフトを導入することにより、会計帳簿に基づいた財務書類を作成することができ、また同ソフトにおいて消費税の計算も行えることから、消費税の申告手続きを含めた業務を効率的に実施することが出来る。

以上より、公益法人会計基準に準拠した会計ソフトを導入するメリットは大きいといえる。

14. 切手及びはがきの管理

群馬県蚕糸振興協会では、切手及びはがきを購入した時点で費用処理しているが、枚数の管理は別途管理簿にて行っている。切手及びはがきの在庫は、原則として貯蔵品として資産計上すべきものであり、また、金券ショップ等で現金化することも可能であることから、適切に管理する必要がある。

現在、管理簿は一般事業と絹の里会計で分かれており、使用した理由ごとに日付、差出人、郵送先、金種別に記載し、使用したことについて常務理事が確認して押印してい

る。また、毎月月末には、金種ごとにそれぞれの使用数が記録され、群馬県蚕糸振興協会としての在庫枚数が把握されている。

しかし、記入漏れが多いため、一般会計、絹の里会計のどちらで発生したのか判明せず、どちらの会計でいくら使用したのかが不明確となっている。記入漏れが発生する理由としては、最近はほとんどが料金後納郵便を使用しており、切手をそれほど使用していないことから、意識が希薄になっているのではないかとのことである。

絹の里会計は指定管理事業であり、当該事業において発生した費用は正しく県に報告する義務があることから、記入漏れのないように、使用の都度、管理簿に記載する必要がある。また、記入漏れが減少しないようであれば、切手及びはがきの管理者を決め、その担当者の承認がなければ、使用出来ないようにすることも一案であると考えられる。

なお、ボールペン書きについて修正液を使用して修正している事例や、鉛筆書きが散見され、安易に修正が行われている。安易に修正出来ないようにすること、および誰がいくつ修正したのが分かるようにボールペン書きとし、修正する場合には二重線により修正して訂正印を押印することが望ましい。

【意見 71】

切手及びはがきを購入した時点で費用計上しているが、枚数の管理は別途管理簿にて行っている。切手及びはがきは、原則として貯蔵品として資産計上すべきものであり、また、金券ショップ等で現金化することも可能であることから、適切に管理する必要がある。

しかし、記入漏れが多いため、一般会計、絹の里会計どちらで発生したのか明確になっておらず、どちらの会計でいくら使用したのかが不明確となっている。

絹の里会計は指定管理事業であり、当該事業において発生した費用は正しく県に報告する義務があることから、記入漏れのないように、使用の都度、管理簿に記載する必要がある。また、記入漏れが減少しないようであれば、切手及びはがきの管理者を決め、その担当者の承認がなければ、使用出来ないようにすることも一案であると考えられる。

なお、ボールペン書きについて修正液を使用して修正している事例や鉛筆書きが散見され、安易に修正が行われている。安易に修正出来ないようにすること、および誰がいくつ修正したのが分かるようにボールペン書きとし、修正する場合には二重線により修正して訂正印を押印することが望ましい。

第7 公益社団法人 群馬県青果物生産出荷安定基金協会

担当部局：農政部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	公益社団法人 群馬県青果物生産出荷安定基金協会
所在地	群馬県前橋市亀里町 1310 番地
設立年月日	昭和 46 年 6 月 30 日（登記 昭和 46 年 8 月 21 日）
代表者名	会長理事 亀井 勝男
資本金	31,610 千円
県の出資割合	47.5%
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者補給資金の造成および管理 ・ 青果物価格が低落した場合の生産者補給金の交付 ・ 価格回復緊急出荷調整事業に関する事務 ・ 契約特定野菜等安定供給促進事業に関する事務 ・ 野菜生産出荷安定資金造成円滑化に関する事務 ・ そのほか、協会の目的を達成するために必要な事業

(2) 沿革

昭和 46 年 6 月 30 日	社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会として設立 会員数 32（群馬県・農協県連 4・農協 27） 出資金 11,000 千円 事務所 前橋市大手町 2 丁目（経済連内）
昭和 48 年度	市町村が会員として加入、生産者補給資金の一部を負担 会員数 53 出資金 14,100 千円
昭和 56 年 3 月	農協ビル（現 J Aビル（前橋市亀里町））に移転
昭和 58 年度	県単事業の青果物生産出荷安定事業に加え、国庫事業の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を導入、事業開始。以後、県単事業の青果物生産出荷安定事業との二本柱によって運営されている。
平成 26 年 4 月 1 日	公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会 移行登記

(3) 設置の目的

青果物の市場価格が著しく低落した場合に生産者補給金、価格回復緊急出荷調整費用交付金の交付並びにあらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等を行い、もって集団産地の育成と共同販売体制等の強化を図り、あわせて生産農家の経営の安定向上及び消費者への青果物の供給安定に資することを目的とする。

(4) 事業の概要

野菜は、天候等の影響を受けやすく、供給量によって価格が大きく変動している。この事業は、野菜の供給と価格の安定のため計画的な生産・出荷を推進するとともに、県内の野菜産地から市場に出荷した野菜の販売価格が著しく低下した場合に、あらかじめ国・県・市町村・全農・農協及び生産者が積み立てておいた資金を生産者に交付することにより、生産農家の経営安定と産地の育成、及び消費生活の安定を図るものである。

① 青果物生産出荷安定事業（県単事業）

・青果物安定事業

本県の特産的品目・産地として育成段階の品目を対象とし、設立時は2品目（にら・みょうが）・交付予約数量633トンで事業を開始。平成25年度末現在8品目13区分・交付数量1,406トンを対象に事業を実施した。

◎対象品目・・・みょうが・いちご・えだまめ・生うめ・ほしだいこん・ほうれんそう・夏ねぎ・春ねぎ

② 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国庫補助事業）

・特定野菜事業

昭和58年度より8品目33区分・交付予約数8,846トンで事業を開始。平成25年度末現在10品目51区分・交付予約数量9,206トンを対象に事業を実施した。

◎対象品目・・・ごぼう・さやいんげん・しゅんぎく・スイートコーン・にら・ふき・えだまめ・ちんげんさい・ブロッコリー・やまのいも

・指定野菜事業

昭和60年度より事業を開始。平成25年度末現在5品目20区分・交付予約数量1,752トンを対象に事業を実施した。

◎対象品目・・・夏秋きゅうり・夏はくさい・トマト（夏秋トマト・冬春トマト（ミニトマト））・夏秋なす・春キャベツ

事業の特徴

- ・独立行政法人 農畜産業振興機構が担当している指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業、協会が担当している前ページの事業間の連携・補完・総合化を図るとともに、各種各様の農業生産振興対策との調和、生産・消費ニーズの対応、事業の効率的運営を骨子として、県・市町村・農業団体・協会が一体となって、事業を推進している。
- ・全国的にみても市町村が会員となっている例は貴重で、わが町・わが村づくりの一環として当事業を位置づけ、積極的な制度の推進を図っている。

(5) 会員の状況

(単位：千円)

	群馬県	中央会	信連	全農群馬 県本部	全共連群 馬県本部	市町村	農協	計
会員数	1	1	1	1	1	26	15	46
出資金額	15,000	240	2,110	5,030	1,610	1,440	6,180	31,610

(6) 人員構成

区分		一般	プロパー	県現職	県OB	計
役員	会長理事	1 (1)				1 (1)
	副会長理事	2 (2)				2 (2)
	常務理事	1				1
	理事	12 (12)		1 (1)		13 (13)
	監事	3 (3)				3 (3)
職員	事務局長		1			1
	事務局次長		2 (注1)			2 (注1)
	事務局員		1			1
合計		19 (18)	4	1 (1)		24 (19)

() 内の人数は、非常勤である。

(注1) 2名のうち1名は、全農群馬県本部園芸販売課長との兼務である。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	543,164	548,078	482,374	注 1
固定資産	47,479	47,310	47,141	注 2
流動負債	539,544	543,680	477,683	注 3
固定負債	46,690	46,690	46,690	注 4
正味財産	4,408	5,017	5,141	—

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 流動資産 現金預金 477,166 千円

○注 2 固定資産 出資金引当資産（特定財産）31,610千円

特別積立預金（その他固定資産）15,080千円

○注 3 流動負債 青果物生産者補給資金115,246千円

特定生産者補給資金293,849千円

指定生産者補給資金61,296千円

○注 4 固定負債 出資金31,610千円 特別積立金15,080千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	740,089	674,429	784,504	注 1
経常費用	741,249	673,819	784,380	注 2
当期経常増減額	△1,160	609	124	—
経常外収益	31,610	0	0	—
経常外費用	31,610	0	0	—
当期一般正味財産増減額	△1,160	609	124	—

備考 経常収益・経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 経常収益

補給資金補助金42,926千円 円滑化事業185,607千円 補給資金戻入516,353千円

○注 2 経常費用

事業費288,663千円 補給資金返還11,394千円 補給資金繰入470,392千円

管理費13,930千円

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・ 公的支援（フロー）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	147,761	77,452	202,451	注 1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	—	—	—	—
合計	147,761	77,452	202,451	—
（参考）委託料	—	—	—	—

備考 注 1 補助金の内訳（平成 25 年度決算）

○野菜生産出荷安定法等に基づく野菜価格安定対策事業のための資金造成（県負担分）を補助…200,681千円

・ 指定野菜生産出荷安定資金造成費補助（県負担分補助率 25%, 20%, 17.5%）
…185,607千円

・ 特定野菜等生産出荷安定資金造成費補助（県負担分補助率 1/3, 1/4）…10,101千円

・ 群馬県青果物生産出荷安定資金造成費補助（県負担分補助率 55%）…4,973千円

○価格差補給事業推進費補助（補助率 1/2 以内）…1,770 千円

・ 公的支援（ストック）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—
出資金	15,000	15,000	15,000	—
合計	15,000	15,000	15,000	—

【事業活動】

3. 事務処理の管理体制

青果物生産出荷安定事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業において、補給金の主な事務処理の流れは、以下のとおりである。

- (1) 生産物の出荷が行われる。
- (2) 生産物の出荷期間終了後、群馬県青果物生産出荷安定基金協会は、平均販売価格を算定し、関係会員等に価格を通知する。価格の算定は、出荷期間終了後5日程度で行い、関係会員等への価格の通知は、出荷期間終了後7～8日程度で行われている。価格の通知は、補給金が発生するかどうかにかかわらず、関係会員等へ通知する。
- (3) 平均販売価格が補給金の発生する価格に該当した場合において、関係会員等は、補給金の交付を受けたいときには、補給金の交付申請書を作成し、群馬県青果物生産出荷安定基金協会に提出する。交付申請書の提出期限は、価格の通知を受けてから、10日又は14日となっている。
- (4) 群馬県青果物生産出荷安定基金協会は、交付申請書に基づき、補給金を関係会員等に交付する。補給金は、出荷期間終了後、2か月程度で交付されている。
- (5) 関係会員等は、群馬県青果物生産出荷安定基金協会から受け取った補給金を生産者に配分した場合には、遅滞なく交付報告書を作成し、群馬県青果物生産出荷安定基金協会に提出する。

(1) 提出書類の不備（記載もれ）

青果物生産出荷安定事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業において、会員又は共同出荷組織等は、申請時に交付申請書を、報告時に交付報告書を作成し提出することとなっている。

(参考) 青果物生産出荷安定事業 業務方法書

(補給金の交付申請)

第16条 会員は、補給金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から2週間以内に生産者補給金交付申請書(別記様式第3号)を協会に提出するものとする。

(報告及び調査)

第19条 会員は、第17条第2項に基づいて補給金を生産者に配分したときは遅滞なくその結果を別記様式第4号により報告しなければならない。

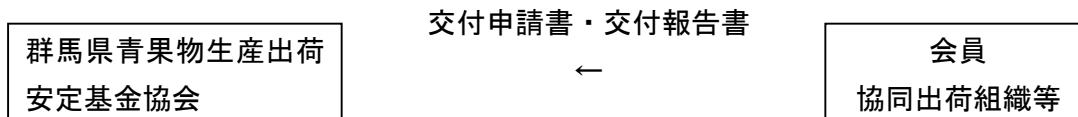
(参考) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 業務方法書

(価格差補給交付等の交付申請)

第17条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から10日以内に、別記様式第3号の交付申請書により申請するものとする。

(補給金の交付)

2. 共同出荷組織は、補給金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式第4号の報告書によりその交付の結果を協会に報告しなければならない。



群馬県青果物生産出荷安定基金協会に提出された各書類を閲覧したところ、以下のようない不備（記載もれ）があった。

- ・「生産者補給金交付申請書」において、作成日付の記載がない。
 - ・「生産者補給金交付報告書」において、生産者に対する補給金交付済額の記載がない。
 - ・「特定野菜等価格差補給交付金等交付申請書」において、作成日付の記載がない。
- また、出荷委託者別補給金額の記載がない。
- ・「補給金交付報告書」において、生産者に対する補給金交付済額の記載がない。

申請書及び報告書は、申請及び報告時において会員又は共同出荷組織等から群馬県青果物生産出荷安定基金協会に提出されているものであり、申請書及び報告書の記載内容は、群馬県青果物生産出荷安定基金協会が申請及び報告時に確認すべき情報である。また、作成日付は、申請及び報告した日を確定する上で重要な情報である。

書類の記載もれがあった場合には、書類の提出先に対して記載するように適宜指導することが必要である。書類の記載内容に確認する必要がない項目がある場合には、書類から当該項目を削除すべきであるとする。

【意見 72(1)】

交付申請書及び交付報告書を閲覧したところ、作成日付や金額等の記載がないものがあった。

申請書及び報告書は、申請及び報告時において会員又は共同出荷組織等から協会に提出され、その記載内容は、群馬県青果物生産出荷安定基金協会が申請及び報告時に確認すべき情報である。また、作成日付は、申請及び報告した日を確定する上で重要な情報である。

書類の記載もれがあった場合には、書類の提出先に対して記載するように適宜指導することが必要である。書類の記載内容に確認する必要がない項目がある場合には、書類から当該項目を削除すべきであるとする。また、書類に日付の記載がない場合には、協会での日付の受領印で代替することも一案であるとする。

(2) 価格決定通知の報告遅れ

群馬県青果物生産出荷安定基金協会は、対象品目及び月（旬）ごとに当該対象出荷期間終了後、平均販売価格を算定し、その結果を関係会員等に通知しなければならない。

補給金が発生したかどうかを各関係会員等に知らせるための必要な手続となっている。

(参考) 青果物生産出荷安定事業 業務方法書

(平均販売価格の通知)

第 15 条 協会は、対象品目及び月(旬)ごとに当該対象出荷期間終了後遅滞なく、平均販売価格を算定し、その結果を関係会員に通知しなければならない。

(参考) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 業務方法書

(旬別平均販売価額の通知)

第 16 条 協会は、業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、対象特定野菜等の出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定し、その結果を関係共同出荷組織等、関係市町村、全農群馬県本部及び群馬県知事に通知しなければならない。

(事例) 価格の報告遅れ

平成 25 年度のいちご I (4 月) の青果物生産出荷安定事業に係る平均販売価格等の通知に関して、5 月に平均価格が決定したにもかかわらず、処理漏れがあり、1 か月遅れて 6 月に報告を行った事例があった。本来であれば、当該報告は 6 月でなく、5 月に報告すべきであった。

平成 25 年度のふき (4 月) の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る旬別平均販売価格等の通知に関して、5 月に平均価格が決定したにもかかわらず、処理漏れがあり、1 か月遅れて 6 月に報告を行った事例があった。本来であれば、当該報告は 6 月でなく、5 月に報告すべきであった。

価格決定通知が遅れてしまった原因には、担当者の入替が 4 月にあり、業務マニュアルのないまま人員の交代が行われてしまったため、新しい担当者は、補給金の交付が発生しない場合にも価格決定通知を出さなければならないことを知らなかったことにある。

今後は人員の交代時に、適切な事務の引き継ぎが迅速に行えるように、事務処理のマニュアル等を整備することが必要であると考えます。

【意見 72(2)】

販売価格等の通知に関して、1 か月遅れて報告を行った事例があった。このような事務処理の不備は、3 名という少人数の事務処理体制において、人員の交代があり十分な引き継ぎがなされないために発生したものである。

今後は人員の交代時に、適切な事務の引き継ぎが迅速に行えるように、事務処理のマニュアル等を整備することが必要であると考えます。また、事務処理のチェックリスト等を作成し、毎月事務処理漏れがないかどうかをチェックすることも有効な手段であると思われる。

4. 預金口座の管理

群馬県青果物生産出荷安定基金協会には銀行口座が3つあるが、会計システムにおいて口座ごとの残高管理が行われていない。会計システムにおいて月次試算表の普通預金勘定は、各口座の預金残高の合計額で作成されており、銀行口座の残高（通帳等）と会計上の普通預金勘定の残高を口座ごとに照合することができない。

また、銀行口座の残高チェックは、入力担当者のみが行っている。口座の残高管理は、担当者任せになっているため、振込が正しく行われているかを確認する体制が整備されていない。

（事例）銀行振込の振込先誤り

事務担当者は、補給金の交付金額が確定後、各農業協同組合に対して補給金を銀行振込にて送金している。

平成25年8月の農業協同組合への銀行振込において、本来送金すべきでない農業協同組合に補給金を送金してしまった事例があった。なお、誤って送金された補給金は、後日当該農業協同組合から全額返金を受けている。

【意見 73】

口座ごとの預金残高のチェックを容易にするために、口座ごとに補助コードを設けるとともに、担当者による預金残高の確認だけでなく、第三者による預金残高の確認を行うべきであると考えます。

また、平成25年8月に、銀行振込の振込先誤りが発生している。その時、振込口座先を確認したのは、担当者のみであった。仮に、別の担当者が再度確認していれば、振込先の誤りは防止できたかもしれない。担当者だけでなく、別の担当者が再度確認するというダブルチェック体制を整備すべきであると考えます。

3名という少人数の事務処理体制において、すべての事務手続に関してダブルチェック体制を整備することは困難であると思われるが、事務処理の中でも金銭的なものについては重要性が高く、厳重な管理が求められることに留意する必要がある。

また、事務処理のチェックリスト等を作成し、毎月事務処理漏れがないかどうかをチェックすることも有効な手段であると思われる。

【組織】

5. 業務マニュアルの整備

平成26年9月8日現在、事務局長、事務局次長2名（1名は兼務）、事務局員の4名体制となっているが、常勤の3名のうち2名は平成26年4月1日付で採用された嘱託であり、1名は平成25年4月1日付で採用された出向者となっている。

なお、前任者と現在の事務局次長との職務期間が1年間重なっている以外は、重複期

間がなく、十分な引き継ぎ期間の確保がなされているとは言い難い。

また、前任者の職務期間も各 4 年間となっており、短い期間での交代が繰り返されているように見受けられる。

<前任者の職務期間等>

役職名	職務期間	職務年数
事務局長	平成 22 年 4 月～平成 26 年 3 月	4 年
事務局次長	平成 21 年 4 月～平成 25 年 3 月	4 年
事務局員	平成 22 年 3 月～平成 26 年 3 月	4 年

【意見 74】

現在の組織体制は、長期の職務経験のある職員が不在で、全員 1 年半足らずのキャリアしかない状態となっている。また、前任者との職務期間の重複も短いことから、業務内容や会計処理に関する十分な引き継ぎがなされていないおそれがある。

予算面の制約や少人数での組織運営では無理もない面もあるが、職員の長期雇用制度を導入して人員体制の安定化を図るか、あるいはマニュアル等を整備するなど十分な引き継ぎを図ることが必要である。

6. 理事会への出席

理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事・業務執行理事の選定・解職のほか、規則の制定・改廃や法人のガバナンスを担う中心的重要な機関であり、すべての理事で組織される。

群馬県青果物生産出荷安定基金協会の理事会についての定めは、規約第 19 条～第 21 条に定められている。理事会は必要に応じ開催するほか、理事総数の 3 分の 1 以上又は監事の請求があったとき会長が招集するものとされている。

実際には、年に 2 回開催されており、その他必要に応じて書面決議が行われている。

平成 23 年度～平成 25 年度（毎年 2 回開催）の理事会の出席状況は、以下のとおりである。

	H23. 6. 16	H24. 3. 19	H24. 6. 13	H25. 3. 19	H25. 6. 14	H26. 3. 17
理事の人数	17 名	17 名	17 名	17 名	17 名	17 名
出席者の人数	13 名	10 名	11 名	9 名	11 名	13 名
出席率	76%	59%	65%	53%	65%	71%

この 6 回の理事会のうち、すべて欠席している理事が 1 名、また群馬県農政部長は途中で人は交代しているものすべて欠席である。また、2 名いる副会長の出席率は 33% と 17% と他の理事よりも低くなっており、副会長が 2 名とも欠席している理事会が 6 回中 3 回となっている。副会長は、会長がやむを得ず業務を遂行することが出来ない場

合には、会長に代わって業務を遂行する立場であるにも関わらず、2人ともに欠席している現状ではその役割を果たすことが出来ない。

(注)：平成26年度より、群馬県農政部長ではなく、群馬県農政部蚕糸園芸課長が理事に就任しており、理事会へも出席している。

上記定義に記載したとおり、理事会は公益社団法人にとって重要な機関であり、有効に機能する必要がある。そのため理事は理事会に出席し、積極的に意見を述べることにより理事会はその機能を果たすことになる。

理事会に出席しない理事がいることにより、活発な議論が出来ず理事会として求められている機能を果たせないだけでなく法人の業務執行等の理事に求められている任務を十分に果たせない恐れがある。

【意見 75】

理事会は原則として毎年2回開催されているが、理事会を欠席する理事に偏りがある。出席率の低い理事は、多忙により欠席せざるを得ないこともあろうが、理事会は理事が出席して議論に参加することが重要であることから、理事である以上は理事会に出席すべきである。

特に、副会長という理事会の要職にある者が、他の理事よりも出席率が低く、2人とも欠席する状況が多い現状は、副会長が機能していないことになる。理事会への出席率を高める施策が必要であり、理事会に出席することが困難であれば、出席できる理事を副会長に選任することが望ましい。

【人事】

7. 職員の雇用

(1) 職員の雇用に関する決議

平成26年4月1日に職員を2名採用しており、それに関する決議が平成26年3月25日に起案され、3月27日に常務理事が決裁をしている。

庶務規程別表第1には、常務理事及び事務局長の専決事項が規定されているが、職員の雇用に関する事項については、常務理事の専決事項とされていない。したがって、この場合、原則どおりに会長による決裁が必要と考えられるが、当該起案には常務理事の承認印はあるものの、会長の承認印は押印されていなかった。

なお、過年度の雇用に関する決裁についても、すべて常務理事が決裁を行っていた。これは、会長は非常勤であり毎日出勤しないため、常勤の常務理事が実際には決裁を行っているとのことである。

決裁とは、権限を持っている上位者が、部下の提案した案の可否を決めることであり、決裁が正しく行われなければ、当該組織にとって望ましくない意思決定がなされる恐れがある。あるいは、本来の決裁権限者以外の者が決裁を行っていても、特に問題がな

いのであれば、決裁権限者と実際の実務の実態が合致していないということになる。実務上、会長による決裁が困難であり、常務理事が決裁を行うことにより、組織として特段問題がないのであれば、規程を改訂し、規程を実務に合致させること（常務理事の決裁にすること）も考えられる。また、3名という少数の事務体制においては、1人の人員の採用はきわめて重要性が高いと考えられるため、雇用に関する決裁を理事会で実施することも一案である。

【指摘事項 20(1)】

職員の雇用に関する決議は、会長の決裁事項であるが、会長による決裁が行われていない。これは、庶務規程に違反しており、規程に従った適切な決裁が行われるべきである。

なお、過年度の雇用に関する決裁についても、すべて常務理事が決裁を行っていた。これは、会長は非常勤であるため、常勤の常務理事が実際には決裁を行っているとのことである。実務上、常務理事が決裁を行っており、組織としてその運用で特段問題がないのであれば、規程を改訂し、規程を実務に合致させること（常務理事の決裁にすること）も考えられる。また、3名という少数の事務体制においては、1人の人員の採用はきわめて重要性が高いと考えられるため、雇用に関する決裁を理事会で実施することも一案である。

(2) 選考理由の明確化

群馬県青果物生産出荷安定基金協会では、平成26年4月1日に事務局長と臨時職員の2名を採用した。その際職員の雇用についての伺い書に、臨時職員は履歴書が添付されていたが、事務局長は履歴書が添付されていなかった。履歴書が添付されていない経緯や採用基準等について質問したが、事務局次長は職員の採用に関与しておらず、当時の事務局長は退職しており、特に文書も残っていないため、詳細を把握することは出来なかった。

採用に際して、伺い書に履歴書が添付されていない場合には、事務局長をどのような基準で選んだのか分からず、決裁の判断を的確に行うことが出来ないと考えられる。

一般的に、職員の選考にあたっては、選考した理由について適切性、客観性、透明性を確保することが必要であり、どのような理由でその人材を採用したかを明確にしておかなければならない。

また、組織において一度採用した者は、雇用契約期間は雇用し続ける義務があることから、選考基準を明確にしておくことは、極めて重要である。

特に群馬県青果物生産出荷安定基金協会は、3名という少数の事務体制であり、1人の人員の採用は事務体制全体に大きな影響を与える。どのような基準で選考したか、人材の選考過程を明確にしておくことは、職員と組織との間で何等かのトラブルが発生した場合や今後の職員の採用においても重要である。

したがって、職員の選考にあたっては、どのような基準で採用するかについて採用を実施する前に明らかにし、その基準に基づいて実際の採用が実施されたことが分かるように文書化しておく必要がある。

【指摘事項 20(2)】

平成 26 年 4 月 1 日に事務局長と臨時職員の 2 名を採用した。その際、職員の雇用についての伺い書に、臨時職員は、履歴書が添付されていたが、事務局長は履歴書が添付されていなかった。

採用に際して、伺い書に履歴書が添付されていない場合には、事務局長をどのような基準で選んだのか分からず、決裁の判断を的確に行うことが出来ないと考えられる。

一般的に、職員の選考にあたっては、選考した理由について適切性、客観性、透明性を確保することが必要であり、どのような理由でその人材を採用したかを明確にしておかなければならない。したがって、職員の選考にあたっては、どのような基準で採用するかについて採用を実施する前に明らかにし、その基準に基づいて実際の採用が実施されたことが分かるように文書化しておく必要がある。

8. 労働条件通知書の承認の押印

平成 26 年 4 月 1 日付にて採用される「職員の雇用について」の伺いが平成 26 年 3 月 25 日に起案され、3 月 27 日に決裁されている。これに添付されている労働条件通知書は、平成 26 年 3 月 31 日付にて本人と所属長（事務局長）の押印があるが、当該押印は平成 26 年 3 月 31 日付にて退任した前任の所属長ではなく、平成 26 年 4 月 1 日付にて新任した所属長であった。

これは、前任の所属長が退任した後で承認印が押印されていないことが分かったことから、後任の所属長が確認し押印を行ったためである。

押印の意義として、部下の行った行為を把握するとともに決裁を行った責任者を明確化することにある。

平成 26 年 4 月 1 日付で採用された職員の採用に関する伺いは、前任の所属長が行っており、当該職員の採用についての責任は前任の所属長にあることから、前任の所属長が押印すべきである。

【指摘事項 21】

平成 26 年 4 月 1 日付にて採用となった職員に関する採用の決裁承認の押印が、平成 26 年 4 月 1 日付で新任した所属長の押印となっていた。

押印の意義として、部下の行った行為を把握するとともに決裁を行った責任者を明確化することにある。

平成 26 年 4 月 1 日付で採用した職員の採用に関する伺いは、平成 26 年 3 月 31 日付で退任した前任の所属長が行っており、当該職員の採用に関する責任は前任の所属長にあることから、前任の所属長が押印すべきである。

9. 旅費の実費精算

公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会旅費規程により、役職員が会務のため出張した場合には、この規程の定めるところにより旅費を支給するとされている。旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当および宿泊料とし、別表により金額が定められている。なお、別表は以下のとおりである。

区 分	役職員	
	県外	県内
航空賃	会が認めた実費支給	
船賃	1 等	
鉄道賃	普通車	普通車
車賃（1km あたり）	17 円	17 円
日当	2,500 円	—
宿泊料	12,000 円	12,000 円
備考		

旅費制度は、本来旅行に要した費用の「実費弁償」である。しかし、旅費計算や証拠資料の提出などの業務を効率化する観点から、旅費を「定額支給」により支給している。ただし、この定額支給は、標準的な実費額を基礎として計算された定額を支給する方式であるため、実際の費用と定額支給額に乖離が生じるという課題がある。実際の費用が定額支給額よりも少ない場合には、その差額が実質的には給与に該当すると思われる。

当法人では、宿泊料は 12,000 円の「定額支給」となっており、精算に際し領収書の提出は不要となっている。

平成 25 年度では、5 月に東京で開催された 1 泊 2 日の研修があり、それに参加した職員に対して、宿泊料 12,000 円と日当が 2 日分 2,500 円×2=5,000 円支給されている。

【意見 76】

平成 25 年 5 月に 1 泊 2 日で東京での研修に参加した職員に対して、宿泊料が 1 日当たり 12,000 円の定額で支給されているが、東京は 1 泊 12,000 円以下で宿泊できるホテルも多く、実際の宿泊代と定額支給額に乖離が生じている可能性がある。

群馬県青果物生産出荷安定基金では、旅費計算や証拠資料の提出などの業務を効率化する観点から、旅費を「定額支給」により支給しているが、旅費制度は、本来旅行に要した費用の「実費弁償」である。

よって、定額制により、実費以上に支給することは望ましくなく、経費削減の観点からも、実費精算とすることが望ましい。宿泊代以外必要経費も含めて定額制で実施するのであれば、宿泊代以外の経費がどの程度発生しているのかを明確にしておく必要がある。

【資金運用】

10. ペイオフ対策の必要性

預金保険制度

「預金保険制度」は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としている。

預金保険の対象金融機関は、下記の金融機関である。

- ・ 銀行（日本国内にあるもの）
- ・ 信用金庫
- ・ 信金中央金庫
- ・ 信用組合
- ・ 全国信用協同組合連合会
- ・ 労働金庫
- ・ 労働金庫連合会
- ・ 株式会社ゆうちょ銀行

預金等の保護の範囲は決済性預金（全額保護）、一般預金（合算して元本 10,000 千円までとその利息）、であり、外貨預金等は預金保護の対象外である。

ペイオフとは、狭い意味では、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことであり、広い意味では、平成 8 年 6 月から講じられてきた預金等全額保護の特例措置が終了することを、「ペイオフ解禁」と呼ぶこともある。上記のように銀行等に預けた一般預金について保護されるのは、合算して元本 10,000 千円とその利息までとなっている。

群馬県青果物生産出荷安定基金協会は、平成 26 年 3 月 31 日現在において群馬銀行に普通預金 6,458 千円及び J A 前橋市に普通預金 42,707 千円、定期預金 428,000 千円を預けているが、ペイオフ対策はされていない。

【意見 77】

ペイオフ解禁となっているため銀行の一般預金について合算して元本 10,000 千円とその利息までしか保護されない。

平成 26 年 3 月末において群馬県青果物生産出荷安定基金協会では、普通預金 42,407 千円、定期預金 428,000 千円を預けているが、銀行等が破たんした場合には、10,000 千円以上の預金が不払いとなる。

一方で、定期預金などは預け入れる金額により利率が変更になる。

したがって、金融機関の信用リスクと預入利率の双方を考慮し、必要があれば複数の銀行に預金を分散するなり、決済用預金に変更するなりのペイオフ対策を行うべきである。

また、預金管理の担当者が変更になっても、引き続き適切なペイオフ対策が行えるようペイオフ対策の基準を設けるべきである。

11. 生産者補給金の交付状況に見合った資金運用

群馬県青果物生産出荷安定基金協会は野菜価格安定事業（青果物生産出荷安定事業等）として、国・県・生産者等から資金を預かり（資金の造成）、野菜価格の変動に備えて交付までの間、当該資金を管理・運用している。

これらの資金は、対象野菜の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、生産者に対して生産者補給金として交付される。

現状各事業で造成された資金については、主に定期預金で運用しており、その金額は平成 26 年 3 月末現在で 428,000 千円である。定期預金の現金預金に占める割合は約 9 割となっており、この割合は過去 5 年間ほぼ変わっていない。

なお、定期預金の預け期間は 3 年であり、利率は 0.06%となっている。

<過去 5 年間の現金預金残高の内訳（単位：千円）>

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	38,250	72,969	59,656	62,160	49,166
定期預金	478,000	478,000	478,000	478,000	428,000
合計	516,250	550,969	537,656	540,160	477,166

また、過去 5 年間の資金の造成、生産者補給金の交付状況等は下記のとおりである。造成資金の繰越額に対する生産者補給金の交付額の割合（使用割合）は、最も高かった時でも約 2 割となっており、必ずしも造成資金の全額が使用されるわけではない。

むしろ、造成資金のうち一定金額は、長期間にわたり継続的に運用されているのが実態である。

（単位：千円）

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
既造成額 （繰越）	559,133	511,027	540,111	531,286	516,353
造成額	66,321	106,931	53,809	73,511	68,490
返還額	13,379	3,719	16,350	9,767	11,394
補給交付額	101,047	74,126	46,284	78,677	103,056
既造成額 （残高）	511,027	540,111	531,286	516,353	470,392
使用割合	18.07%	14.50%	8.56%	14.80%	19.95%

注：記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

※ 使用割合＝補給交付額÷既造成額（繰越）

毎年の造成額と補給交付額の関係から考察すると、使用されない（補給交付されない）造成額も一定金額あり、当該一定金額の一部については、より長期の視点からの運用等も可能と考えられる。

長期的な運用を行うことにより、現在の運用利回りよりも高い利回りを獲得することが可能となる。

群馬県青果物生産出荷安定基金協会の定款にも下記の記載があり、理事会の承認を得れば預金以外の運用も可能となっている。

第5章 資産および会計（資産の管理）第33条

協会の資産は、預金その他もっとも確実かつ有利な方法をもって管理する。ただし、預金以外の管理の方法については、理事会において決める。

急な資金需要に対しては、国債などの売買市場がある債券等の運用であれば、容易に換金は可能である。

【意見 78】

造成資金 470,392 千円（平成 26 年 3 月末現在）は、主に預入期間 3 年の定期預金（428,000 千円）で運用している。

一方で、造成資金の使用状況（補給交付額）は、最も高かった時でも約 2 割（平成 25 年度で 103,056 千円）となっており、必ずしも造成資金の全額が使用されるわけではない。

現状は、定期預金（0.06%）で運用されているが、上記のような両者の関係から考察して、より長期の視点からの運用等も可能と考えられ、それにより現在の利回りよりも高い利回りを獲得することが可能となる。

群馬県青果物生産出荷安定基金の定款においても、理事会の承認を得れば預金以外でも運用は可能である。

よって、資金の流動性（動き）・資金の使用状況に応じた資金運用を検討すべきである。例えば、造成資金のうち一部については預入期間 1 年の定期預金、一部については償還期間 3 年の国債、一部については償還期間 5 年の国債といった運用形態（定期預金、国債・県債）及び運用年数（短期・長期）を考慮したポートフォリオとすることも考えられる。

【会計】

12. 財務諸表の表示

補助金等に関する会計処理方法

群馬県青果物生産出荷安定基金協会に対して、国又は地方公共団体等から補助金等の交付業務を代行してもらうことを目的として補助金や助成金（以下：補助金等）が支払われている。

群馬県青果物生産出荷安定基金協会では、当該補助金等を正味財産増減計算書の「一般正味財産増減の部」の「経常収益の部」に収益として計上するとともに、当該補助金等の前期末残高を「補給資金戻入」として計上されている。

また、当該補助金等の生産者への給付額、協会の管理費用を同計算書の「一般正味財産増減の部」の「経常費用の部」に計上するとともに、当該補助金等の当期末残高を「一般正味財産増減の部」の「経常費用の部」に繰入計上（準備資金として流動負債の部に計上）している。

現状の群馬県青果物生産出荷安定基金協会の仕訳は下記のとおりである。

A. 補助金等を国又は地方公共団体等から補助金を受け取った場合			
(借方) 現金預金 (流動資産)	× × ×	(貸方) 生産者補給資金 (流動負債)	× × ×
B. 当該補助金の前期末残高			
(借方) 生産者補給資金 (流動負債)	× × ×	(貸方) 補給資金戻入 (一般正味財産増減の部—経常収益)	× × ×
C. 補助金等の生産者への給付及び協会の管理費用の支出			
(借方) 事業費あるいは管理費 (一般正味財産増減の部—経常費用)	× × ×	(貸方) 現金預金 (流動資産)	× × ×
(借方) 生産者補給資金 (流動負債)	× × ×	(貸方) 補給資金戻入 (一般正味財産増減の部—経常収益)	× × ×
D. 当該補助金の当期末残高			
(借方) 補給資金繰入 (一般正味財産増減の部—経常費用)	× × ×	(貸方) 生産者補給資金 (流動負債)	× × ×

法人が受け入れる補助金等の会計処理について、公益法人会計基準注解（注 13）では以下のように規定されている。

「法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。

なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。」

上記のように公益法人会計基準の注解 13 では、補助金等を受け入れた場合、原則的な処理として、正味財産増減計算書の「指定正味財産増減の部」にいったん記載し、目的たる支出があった際には、指定正味財産から一般正味財産へ振替処理を行う（指定解除）という二段階の会計処理を要求している。

これは、補助金等は用途が特定された収入（資産）であり、法人の裁量により自由に支出が行える一般正味財産とは性格を異にするため、その明確な区別と、特定の目的たる支出の際は、「指定」という束縛の解除を会計処理上で残すことによって法人の公益的な活動による収入と支出のプロセスを残すしくみとなっているからである。

公益法人会計基準注解 13 に従うと会計処理は下記のとおりとなる。

A. 補助金等を国又は地方公共団体等から補助金を受け取った場合			
(借方) 現金預金 (特定資産)	× × ×	(貸方) 受取補助金等 (指定正味財産増減の部)	× × ×
B. 事業費を支出した場合			
(借方) 事業費 (一般正味財産増減の部—経常費用)	× × ×	(貸方) 現金預金 (特定資産)	× × ×
C. 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替（解除処理）			
(借方) 一般正味財産への振替額 (指定正味財産増減の部)	× × ×	(貸方) 受取補助金等 (一般正味財産増減の部—経常収益)	× × ×

正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部において、当期分の補助金、助成金等の受入や給付の他に前期末残高の準備資金の戻入れや当期末残高の繰入れが経常損益の項目に計上される場合、収益・費用とともに法人の実際の事業規模とかい離した表示となる傾向がある。

それに対して、公益法人会計基準の注解の原則的処理による場合では、支出した補助金等は、事業費として経常費用に計上されると同時に、同額が正味財産増減計算書の経常収益に「指定正味財産からの振替」として表示されるため、実際の事業規模を損益計算に反映することができる。

また、当期中に国や地方公共団体等から受け入れた補助金等は正味財産増減計算書の「指定正味財産増減の部」で明らかになり、準備資金としての保有資産残高は貸借対照表の「指定正味財産」上で表示されるという構造になる。

このように、原則的な会計処理による表示方法では、補助金等の資金の動きと準備資金としての保有残高が財務諸表に反映でき、読み手となる第三者にとっても理解しやすい形式であると考えられる。

他県の事例を挙げると、群馬県以外の野菜等の価格安定法人（公益（社団、財団）法人、一般（社団、財団）法人）のうち、決算数値等の広告（電子公告）により会計処理方法が確認できた法人は 28 県である。

そのうち、公益法人会計基準の注解における原則的な処理を採用している法人は 18

県であった。

一方、公益法人会計基準の注解の但し書き（負債の部に計上）による処理を採用していると思われる法人は 28 県のうち 10 県である。

その 10 県のうち、正味財産増減計算書を電子公告している法人（貸借対照表のみ公開している法人を除いた場合）については、補助金等を負債で受入れ処理を行うが、留保する準備資金の前期末残高を経常収益に戻入れると同時に当期末残高を経常費用に繰入れ処理をしていると判断できる法人は 4 県（宮城、千葉、石川、三重県）であった。

なお、「指定正味財産」という資産区分を設定したり、その指定の解除を行うなどの一連の会計処理は企業会計には見られない非営利法人固有の考え方に基づくものであるため、こうした会計処理を実際にシステム上で行う必要が生じた際は、公益法人会計に準拠した会計ソフトを使用することが必要であると考えられる。

ソフトウェアの資産計上区分

貸借対照表及び財産目録の「その他固定資産」また、財務諸表の注記の「4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」において、“青果物価格安定事業システム”が「事務機」（経理規程の別記様式第 3 号におけるひな形及び総勘定元帳では「事務器」という勘定科目で表示されている。

平成 12 年 4 月の税制改正によりソフトウェアを購入（あるは制作）した場合は、無形固定資産の「ソフトウェア」という勘定科目で処理することとなっている。

「事務機」では、パソコンなどのハードウェア（器具備品）を読み手に連想させ、通常、ソフトウェアであることが判断できないため、「ソフトウェア」という勘定科目で表示することが必要である。

【意見 79】

補助金等に関する会計処理方法

群馬県青果物生産出荷安定基金協会では、正味財産増減計算書の「一般正味財産増減の部」には、補助金、助成金の受入額や給付額のほかに、将来の価格補給金を交付するための準備資金について前期末残高を「補給資金戻入」として全額を経常収益の部に計上し、当期末残高を「補給資金繰入」として全額を経常費用として計上しており、収益・費用とともに法人の実際の事業規模とかい離した過大な表示となっている。

群馬県青果物生産出荷安定基金協会が受け入れる補助金等の会計処理について、公益法人会計基準の注解 13 では、一部の例外規定を除き、原則的な処理として、正味財産増減計算書の「指定正味財産増減の部」にいったん記載し、目的たる支出があった際には、指定正味財産から一般正味財産へ振替処理を行う（指定解除）という二段階の会計処理を要求している。

他県の事例を挙げると、群馬県以外の野菜等の価格安定法人で、決算数値等の電子

広告により会計処理方法が確認できた法人 28 県のうち、公益法人会計基準の注解における原則的な処理を採用している法人は 18 県であった。

公益法人会計基準の注解の原則的処理による場合では、支出した補助金等は、事業費として経常費用に計上されると同時に、同額が正味財産増減計算書の経常収益に「指定正味財産からの振替」として表示されるため、実際の事業規模を損益計算に反映することができ、読み手となる第三者にとっても理解しやすい形式であると考えられるため、原則的処理の採用及び表示が本来は望ましいと考える。

なお、「指定正味財産」という資産区分を設定し、その指定の解除を行うなどの一連の会計処理は企業会計には見られない、非営利法人固有の考え方に基づくものであるため、こうした会計処理を実際にシステム上で行う必要が生じた際は、公益法人会計に準拠した会計ソフトを使用することが必要であると考えられる。

ソフトウェアの資産計上区分

貸借対照表及び財産目録の「その他固定資産」や財務諸表の注記で“青果物価格安定事業システム”が「事務機」という勘定科目で表示されている。

平成 12 年 4 月の税制改正によりソフトウェアを購入（あるいは制作）した場合は、無形固定資産の「ソフトウェア」という勘定科目で処理することとなっているため、「ソフトウェア」という勘定科目が正しい表示である。

13. 各種規程の内容の見直し

経理規程

現在の経理規程では、公益法人認定移行前の特例民法法人と同様の内容となっており、公益法人移行後の定款や一般に公正妥当と認められる公益法人会計に準拠されたものとなっていない。

例えば、経理規程の「第 5 決算」の第 21 条から第 24 条では、下記の規程がある。

第 21 条 会長は、収入支出決算書を作成しなければならない。

2. 収支計算書は、収入予算書と同一の区分をもって別記様式 2 号（収支計算書）を作成しなければならない。

第 22 条 会長は、監事の監査を経た収入支出計算書および財務諸表（別記様式第 3 号）を作成し、翌年度の総会に提出するものとする。

第 23 条 毎会計年度において収入支出の決算上収支差額を生じたときは、次年度に繰越しするものとする。

第 24 条 毎会計年度において、収入支出の決算上不足金を生じたときには、特別積立金をもってこれを補てんするものとし、補てんしても不足を生ずるときは、翌会計年度の収入をもってこれを補てんするものとする。

上記のように、会長の“収入支出決算書”作成義務や、決算剰余金の処理（決算上収支差額を次年度に繰越する、という記載）及び決算不足金の処理（決算不足金の補てん方法に関する記載）が記載されており、全体的に収支計算書の作成が主目的とされる文言となっている。

一方で、公益法人では法令上作成が必要な書類や公益認定基準のうち財務会計関係の基準は、損益計算をベースとする計算書類が求められており、収支計算ベースで作成される計算書類では、法令で求められている書類とはみなされない。【「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）」】

経理規程は、経理に関する法人の方針・手続き・処理方法などについて成文化したものであり、下記の目的がある。

内部統制

経理業務における不正やミスの発見及び防止機能を高め、内部監査機能を盛り込むことで、財務諸表の信頼性及び処理効率性を高めること。

標準化

経理業務の詳細を定型化することで効率化及び処理の標準化を図ることにより、誰でも同様の会計処理が行えるようにすること。

法令遵守

経理業務には、多くの関連法令（公益法人会計基準等）を遵守する必要があり、これらの法令に則して、会計処理を行うこと。

現状の規程では、文言上で、公益法人が必要とされる決算書の作成が定められていないことから、担当者が変更することにより公益法人会計基準や公益法人が遵守すべき法令に準拠した財務諸表が作成されないおそれがある。

また、公益社団法人移行後の定款第 39 条には、「事業報告及び決算として、事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書、財産目録を作成し、報告あるいは承認を受けるとしている。」としていることから、定款違反となるおそれもある。

よって、公益法人会計基準に準拠した財務諸表を作成し、また定款に準拠するためにも公益法人会計基準に準拠した経理規程を作成すべきである。

なお、経理規程中の「別記様式第 3 号」において、「財務諸表に対する注記」の特定資産の増減額、残高、内訳（表中の 2. と 3.）の「減価償却引当預金」が「減価商伽引当預金」と誤記されているので訂正されたい。

固定資産管理規定

平成 26 年 3 月末の貸借対照表において、ソフトウェア 450,800 円が事務機として固定資産に計上され、5 年で償却されている。

現状の経理規程において固定資産の計上基準や減価償却の方法等の方針に関する固定資産の規程がないため、固定資産取得当時の担当者が自主的に税務基準を参考に処理している。

よって、担当者が変わることにより固定資産への計上基準、償却方法及び償却年数が変更になるリスクがある。

固定資産に関する規程は、法人の固定資産の取得、異動（除却、売却）、管理等について定める規程であり、固定資産の取得、売却等の手続の承認者を記載することにより、責任の所在を明確にし、固定資産台帳の整備、現物の保全等の管理方法を記載することにより、固定資産の長期的な使用を可能とする。

また固定資産への計上基準、減価償却方法及び耐用年数を記載することにより、一定の基準で資産計上、減価償却を行うことになるため、会計処理の恣意性を排除し、財務諸表の期間比較が可能となる。

よって、固定資産の範囲について、例えば「耐用年数が 1 年以上で、かつ取得価額が 10 万円以上の資産」等の計上基準、管理方法では固定資産の具体的な管理者の任命や台帳の整備に関することなどを規定し、あわせて有形及び無形固定資産の減価償却方法の明示などを明記すべきである。

また、固定資産に関するルール（固定資産の範囲（計上基準）、固定資産責任者、台帳の整備、減価償却方法等）については、これらは通常、別途、経理規程においてあらたに章を設けて明確に定めることが望ましい。

庶務規程

専決や代決、文書の取扱いや起案及び回議、文書の保存期間などを定めた庶務規程は、決裁処理の責任の明確化や事務処理の能率化を図るメリットがある。

専決処理事項では、「資産の管理」が常務理事の専決処理事項となっており、「器具、備品の管理」については事務局長の専決処理事項となっている。この場合、たとえば常務理事の専決処理事項としている管理対象の「資産」の定義が曖昧であったり、器具、備品の管理が事務局長の専決処理事項となっているため、器具、備品は常務理事にとって管理対象外であるかどうか、あるいは事務局長と重複するのかどうか、など、管理対象の資産の範囲や職務分掌が明確になっていない。

仮に職務分掌が不明確の場合、各決裁者の責任範囲が不明確となり牽制機能が働かなくなったり、逆に権限が重複していれば少人数体制のもとでは業務がきわめて不効率となるおそれがある。資産とはどのような範囲であるかを固定資産規程で明確にするとともに、資産の管理等について管理者の権限と責任が明確となるよう規程を整備すべきで

ある。

また、庶務規程の別表第2「編集類目および文書保存期間」に会計関連の書類としては「会計帳簿の保存期間 10 年」とあるのみで、会計帳簿以外の財務書類に関する保存期間の規程がない。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第120条では、会計帳簿及びその事業に関する重要な資料の保存期間が10年と定められているので、財務諸表や証憑書類、収支計算書等のその他の財務書類についても明確に保存期間を規定すべきである。なお、財務諸表については特に法令で保存期間が定められていないものの、財務諸表は法人にとって大変重要な書類であるため、財務諸表の保存期間についてはできれば永年と規定することが望ましいと考える。

なお、庶務規程には書類の処分に関する指示、承認に関するルールが明記されていないため、帳簿書類の保存、処分について経理規程に別途明記すべきと考える（記載例 財務諸表…永久、会計帳簿及び会計伝票…10年、証票書類…10年、収支予算書…5年、その他の書類…5年）。

【意見 80】

経理規程

公益法人では法令上作成が必要な書類や公益認定基準のうち財務会計関係の基準は、損益計算をベースとする計算書類が求められているが、現在の経理規程では、公益法人認定移行前の特例民法法人と同様の収支計算書の作成が主目的とされる文言となっている。

経理業務には、多くの関連法令（公益法人会計基準等）を遵守する必要があり、これらの法令に則して、会計処理を行うことが求められており、経理規程に記載している。

現状経理規程には、公益法人が必要とされる決算書の作成が記載されていないことから、担当者が変更することにより公益法人会計基準や公益法人が遵守すべき法令に準拠した財務諸表が作成されないおそれがある。

よって、担当者が変更になっても公益法人会計基準に従った財務諸表が作成できるように「財務諸表等」として法令上、作成が要請されている貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録の作成を明記すべきである。

固定資産管理規程

固定資産の管理に関する規程、すなわち、固定資産の範囲や管理方法、減価償却の方法等の方針に関する規程がない。

担当者が自主的に税法基準を参考にし、資産計上や減価償却方法、耐用年数を決定して処理している。

担当者が変更になると資産の計上基準や減価償却方法とが変更になるリスクがある。

固定資産の規程を作成し、固定資産への計上基準、減価償却方法及び耐用年数を記載することにより、一定の基準で資産計上、減価償却を行うことになるため、会計処理の恣意性を排除し、財務諸表の期間比較が可能となる。

よって、固定資産の範囲について、「耐用年数が1年以上で、かつ取得価額が10万円以上の資産」等の計上基準を規定し、あわせて有形及び無形固定資産の減価償却方法の明示などを明記すべきである。

また、固定資産に関する規程（固定資産の範囲（計上基準）、固定資産責任者、台帳の整備、減価償却方法等）は、別途、経理規程において別途章を設けて明確に定めることが望ましい。

庶務規程

庶務規程の専決処理事項では、現在は、資産と固定資産の区別や固定資産の管理の職務権限や責任などが不明確であるため、固定資産の定義を明確にするとともに責任の所在や業務の不効率化を招くことがないように、固定資産を含む資産の管理の職務権限を明確に規定すべきと考える。

また、庶務規程中の文書保存期間に会計関連の書類としては「会計帳簿の保存期間10年」とあるが、会計帳簿の保存期間だけではなく、その他の財務書類（財務諸表、証憑書類、収支予算書、その他の書類等）についての保存期間を明確に規定すべきである。なお、財務諸表は法人にとって重要な書類であるから、できれば永年と定めることが望ましい。また、庶務規程には書類の処分に関する指示、承認に関するルールが明記されていない。

そのため、帳簿書類の保存、処分について経理規程に別途明記すべきと考える（記載例 財務諸表…永年、会計帳簿及び会計伝票…10年、証票書類…10年、収支予算書…5年、その他の書類…5年 等）。

14. 助成金及び負担金に関する予算設定

群馬県青果物生産出荷安定基金協会は、生産者が市場に出荷した野菜の販売価格が保証基準額を下回った場合に、差額の一定割合を生産者補給金として交付する事業を行っている。

生産者補給金の交付に充てるための資金は、生産者・農協・全農県本部からの負担金収入及び県・市町村からの補助金により資金造成されており国（農畜産業振興機構）からの助成金と併せて生産者補給金は交付されている。実際の造成事務（当年度の予算事務）は、前年度の補給金交付によって使用された金額と当年度の必要資金に基づいて算出される。

前年度の補給金交付によって使用される金額の確定に関して、対象出荷期間が2つの年度にまたがっているものもあるが、その期間は4月の1ヵ月間であり、予算が承認される6月末までには、前年実績はほぼ確定している。

なお、県補給資金補助金収入は予算額と決算額が毎年度一致しているのに対して、農畜産機構助成金収入の予算と実績は、毎年度多額の予算差異が生じている。また、生産者負担金収入、農協・連合会負担金収入、市町村負担金収入はいずれも予算額に対して実績が多くなっており、当該差額は補給資金返還支出として返還されている。

【意見 81】

県補給資金補助金収入は予算差異がなく、負担金・助成金に関しては予算差異が発生している。

しかしながら、県補給資金補助金収の予算額と決算額が毎年度一致しているということは、予算策定時までに資金造成の必要金額の正確な算定が可能なことを示している。また、各資金の造成基礎（資金造成単価×交付予定数量）は、県、生産者・農協・全農県本部、市町村、及び国（農畜産業振興機構）に関して同一であり、異なるのは負担割合だけである。

したがって、県補給資金補助金収入と同様に、各種の負担金・助成金についても予算差異のない予算設定が可能であるといえることから実態に即した予算設定をすべきであると考えられる。

第8 公益財団法人 群馬県産業支援機構

担当部局：産業経済部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人 群馬県産業支援機構
所在地	群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2階
設立年月日	昭和57年4月1日
代表者名	理事長 根岸 富士夫
資本金	1,063,050千円
県の出資割合	85.9%
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1. 経営支援<ul style="list-style-type: none">・ 経営窓口相談・ 専門家派遣・ 各種研修・セミナーの開催・ 異業種との連携・交流・ 中小企業再生支援協議会・ 上海事務所運営事業2. 取引開拓支援<ul style="list-style-type: none">・ 受注・発注先の紹介・ 商談会・展示会の開催・ 下請かけこみ寺3. ものづくり技術・産業連携事業<ul style="list-style-type: none">・ ものづくり支援・ 研究開発支援

(2) 沿革

昭和57年4月 (財)群馬県下請企業振興協会(昭和46年10月設立)と(財)群馬県設備貸与公社(昭和47年7月設立)が合併し、(財)群馬県中小企業振興公社が発足した。

平成15年4月 業務の多様化により、組織を改編し、(財)群馬県産業支援機構が発足した。

平成24年4月 公益財団法人への移行認定により、(公財)群馬県産業支援機構となった。

(3) 設置の目的

県内中小企業の経営基盤の強化に関する諸事業を実施することにより、中小企業の多様な事業活動を総合的に支援し、もって活力ある地域産業の発展に寄与することを目的とする。(定款第3条)

(4) 事業の概要

群馬県産業支援機構の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

① 経営支援

(ア) 経営資源強化対策事業

経営における県内中核的支援機関として、関係機関と連携のもと、中小企業のニーズに応じて経営課題の解決を支援する。

● 経営総合相談窓口の運営

経営や技術に関する専門的知識や豊富な経験を有するマネージャー及び職員が、窓口や企業訪問により中小企業の多様な相談に応じて経営課題の解決に向けた助言や指導を行うとともに、安定した経営を目指して勉強会を開催している。

● 専門家派遣事業

企業の経営課題を具体的に解決するため、経営戦略、経営改善、人材労務、創業など内容に応じた専門家を企業に派遣し、課題解決に向けて経営者等に対し実践的な指導・助言を行っている。

● 経営強化支援事業

経営資源の複雑化、グローバル化が進む中で、新規取引先の開拓及び経営基盤の強化を図るため、販路開拓や経営戦略に関するセミナーを開催している。

(イ) 地域需要創造型等起業・創業促進事業

起業・創業を促進し、地域の新たな需要の創造や雇用の創出を図るため創業に要する経費の一部を助成している。

(ウ) ハツ場ダム地域企業支援事業

長野原ハツ場ダム地区の中小企業者に対して経営相談に応じるとともに、課題解決のため専門家を派遣して支援している。

(エ) 中小企業再生支援協議会事業

産業競争力強化法に基づく認定支援機関として常勤及び非常勤の専門家を配置し、経営困難にある中小企業者や金融機関等からの相談に対応し、経営上の問題点や具体的課題を抽出して状況に応じた適切な助言や支援策の検討を行い、県内中小企業の再生支援に努めている。

● 再生計画の策定支援

相談案件の中で再生が可能と判断される中小企業について、金融機関等と調整を図りながら弁護士や公認会計士、中小企業診断士等の外部専門家による個別支援チームを編

成して再生計画の策定を支援している。

- 経営改善支援センターの運営

中小企業者、特に小規模事業者の経営改善計画の策定を支援するため、認定支援機関が計画策定する費用及びフォローアップ費用の一部を助成して経営改善を促進している。

- (オ) ぐんま地場産業フェスタ等支援事業

食品、繊維、木工、伝統工芸など県内地場産業企業の連携促進及び商品開発等の活性化を図るため、情報収集・提供を行うとともに、展示会出展等の販路支援を行っている。

- (カ) 地域中小企業外国出願支援事業

特許や商標等の知的財産を海外で戦略的に活用する中小企業者を対象に、外国出願に要する費用の一部を助成している。

- (キ) 経営人材育成事業

県内中小企業の経営者や後継者、経営幹部を対象に、財務や組織、戦略など経営力について学び、自社の将来について考える「ぐんま実践マネジメントスクール」を開催している。

- (ク) 中小企業情報化推進事業

県内中小企業の情報化を推進するための事業を実施している。

- (ケ) ネットワーク交流促進支援事業

新たな事業展開を模索し、ネットワークの構築に取り組む中小企業者等の企業連携を推進している。また、業種にとらわれない企業間の連携、交流を図る「ぐんま産業創造倶楽部」の活動を支援するとともに、当機構の実施する各種事業との連携や協力によって同倶楽部会員はもとより、広く県内企業の活性化を推進している。

- (コ) 上海事務所運営事業

県の国際戦略の推進に向けた海外拠点として、中国・上海市に平成 25 年 4 月に開設した上海事務所の運營業務を県と連携して実施している。

② 取引開拓支援

- (ア) 取引あっせん事業

発注案件の発掘を重点に、県内中小企業の受注機会の確保に努め、取引の拡大を支援している。

- 受注・発注企業の紹介による取引あっせん

受発注企業の取引申し出に対して、取引条件を踏まえた相手先企業の発掘、紹介による取引あっせんを行うとともに、情報誌やホームページ、メールマガジンにより取引情報を受発注ニュースとして提供している。また、受注企業を訪問して経営相談に応じ、経営総合相談窓口との連携による支援を行っている。

- 発注開拓の強化

職員等により、県内外発注企業の訪問による発注開拓を積極的に行って発注案件の掘り起こしに努め、県内中小企業の受注機会の確保を図るとともに、取引情報の収集・提供や景況の把握に努めている。

- 下請かけこみ寺事業

(公財)全国中小企業取引振興協会と連携して下請取引に関する苦情紛争相談に対応している。

- (イ) 販路開拓支援事業

優れた品質や高い技術力を有する県内中小企業の販路開拓を支援している。

- 広域商談会の開催

近隣の中小企業支援機関との連携により首都圏地域をはじめとする発注側企業や商社との商談会を開催して、高い技術力を持った活力ある県内受注企業の参加によって取引の拡大・促進を図っている。

- 個別商談会の開催

県内外の大手・中堅企業等からの発注案件に対し、迅速・タイムリーな対応を行うため、発注ニーズに対応できる県内中小企業とのマッチングを随時開催している。

- 展示会出展支援

首都圏をはじめ各地で開催される展示会に出展し、出展企業の支援、県内中小企業のPR、受発注相談への対応などを通じて販路開拓を支援している。

③ ものづくり技術・産学連携支援

- (ア) ものづくり人材育成事業

- 群馬ものづくり人材育成事業

県内ものづくり企業の品質向上、納期短縮、コスト低減等の現場改善を指導できるインストラクターを養成している。

- ぐんま改善チャレンジ事業

現場改善の専門家として養成したインストラクターを企業へ派遣して、工場内の課題解決を支援している。

- 群馬ものづくり現場新人研修

新入社員が現場で必要とする知識を体系的に習得するための研修を開催している。

- ものづくり人材育成への経費助成

従業員の技術力向上を目的とした社内研修や外部研修に派遣する場合の費用の一部を助成している。

- (イ) 戦略的基盤技術高度化支援（サポイン）事業

中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定を受けたものづくり中小

企業を含む共同体に対し、申請段階から計画づくりの支援を行うとともに、国の採択を受けたプロジェクトの円滑な進行を支援するため、事業管理機関として研究開発計画の運営管理、共同体メンバー間の調整等を実施している。

(ウ) 地域結集事業成果実用化・普及促進事業

地域結集型研究開発事業で取り組んだ家畜排せつ物からのエネルギー獲得や脱臭技術の研究成果の実用化に向けて、県や関係機関とともに、情報収集や各展示会への出展による成果普及、販路開拓支援等を実施している。

(エ) 次世代産業推進コーディネート事業

県が重点的に推進する次世代産業分野における中小企業の研究開発を推進するため、企業の次世代戦略への競争力強化に向けた支援とともに、次世代分野への展示会出展を支援している。

(オ) 産産連携コーディネート事業

企業の優れた技術同士を連携させ、共同開発、共同受注等を目的としたネットワークを支援している。

(5) 基本財産

763,050 千円

(内訳) 基本財産投資有価証券 752,471 千円

基本財産定期預金 10,579 千円

(6) 人員構成 (役員は平成 26 年 6 月 25 日現在、職員は平成 26 年 4 月 14 日現在)

区分		一般	県現職	県OB	計
役員	理事長			1	1
	副理事長		1		1
	専務理事			1	1
	理事	6			6
	監事	2			2
職員	事務局長			(注1)	—
	事務局次長	1			1
	一般職員	40			40
	嘱託・臨時	10			10
合計		59	1	2	62

(注1) 専務理事が事務局長を兼務している。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	94,760	335,401	240,931	注 1
固定資産	1,820,481	1,469,254	1,406,252	注 2
流動負債	7,680	28,320	22,832	注 3
固定負債	517,439	381,909	231,187	注 4
正味財産	1,390,122	1,394,426	1,393,163	—

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 流動資産 預金 30,348 千円 未収金 210,582 千円

○注 2 固定資産 基本財産投資有価証券（基本財産）752,471千円、
情報化基盤整備促進基金資産（特定資産）300,000千円
退職給付引当資産（特定資産）118,027千円

○注 3 流動負債 未払金8,921千円、預り金13,911千円

○注 4 固定負債 退職給付引当金118,027千円 県長期借入金109,904千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	377,149	517,488	616,078	注 1
経常費用	379,851	513,088	617,341	注 2
当期経常増減額	△2,701	4,400	△1,263	—
経常外収益	—	—	—	—
経常外費用	—	96	—	—
当期一般正味財産増減額	△2,701	4,304	△1,263	—

備考 経常収益及び経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

○注 1 経常収益

受取補助金205,254千円、受取受託料363,480千円、

○注 2 経常費用

謝金（事業費）167,519千円 委託費（事業費）54,606千円

使用料及び賃借料（事業費）53,939千円 備品費（事業費）88,257千円

経常収益のうち、受取受託料の推移

H23 年度 152,468 千円、平成 24 年度 273,696 千円、平成 25 年度 363,480 千円

平成 23 年度以降、事業が拡大し、経常収益及び経常費用共に増加している。経常収益のうち、特に受取受託料の増加が主要因であり、国からの受託事業が増加していることによる。

平成 24 年度には、新規事業として、県内ものづくり企業の競争力や技術力の底上げを図るため、①ものづくり改善インストラクターの養成及び企業への派遣、現場新人研修の実施、②国より戦略的基盤技術高度化支援（サポイン）事業の管理法人業務を受託した。

また、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、県の緊急雇用創出事業を活用して、地場産業、広域販路支援、次世代産業推進、環境・新エネルギー、ものづくり改善普及の各分野にそれぞれコーディネーターを配置して、県内産業の活性化に向けて事業を推進した。

これらに対する経常費用として、平成 24 年度は、戦略的基盤技術高度化支援事業に必要な機械等を購入したことにより、備品費が 34,374 千円から 124,890 千円に大幅に増加している。また、平成 25 年度は、緊急雇用創出事業に伴い、15 人を雇用したことから、謝金が 111,366 千円から 167,519 千円に増加している。

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
補助金（助成金）	179,857	197,963	203,522	注 1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	—	—	—	—
合計	179,500	197,963	203,522	—
（参考）委託料	31,699	57,851	93,576	注 2

備考 注 1 補助金の内訳（平成 25 年度決算）

- 産業支援機構事業支援費補助金 130,793 千円
- 経営支援強化対策事業費補助金 48,206 千円
- ハツ場ダム生活再建推進事業費補助金 543 千円
- 上海事務所事業費補助金 23,980 千円

備考 注 2 委託費の内訳（平成 25 年度決算）

- 地場産業コーディネート事業 9,267千円
- 広域販路開拓支援事業 28,497千円
- 環境・新技術コーディネート事業 18,804千円
- 次世代産業技術コーディネート事業 27,028千円
- ぐんまものづくり企業改善事業 9,980千円

・公的支援（ストック）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	403,606	262,398	109,905	注 1
出資金	913,050	913,050	913,050	—
合計	1,316,656	1,175,448	1,022,955	—

備考 注 1 貸付金残高の内容

- 小規模企業者等設備導入資金貸付金

【事業活動】

3. 事業計画書及び事業報告書の見直し

群馬県産業支援機構では、事業計画書は中期計画（3カ年）、単年度計画のいずれも作成している。

中期事業計画は、群馬県産業支援機構が公益財団法人移行以前より作成されており、直近で作成されている「第3期 中期計画」ではその計画期間を平成25年度から平成27年度の3年間としている。中期計画の位置付けは同計画書によると以下の通りである。

当機構は本県の経営支援における中核機関として地域経済を支える県内中小企業者の経営基盤の安定と強化を図ることが目的であるが、近年の長引く景気低迷による低金利により基金運用収入が減少、加えて県からの補助金が削減の方向にあって、今後は自主財源の確保に向けた取り組みを求められてきた。また、公益法人改革のもと、平成24年4月1日をもって公益財団法人へ移行し、公益性の高い事業の実施とともに財政の健全化が求められており、より一層の経営基盤の安定を図る必要が出てきている。

このような課題に対応し、中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、中小企業支援の中核的拠点としてこれまで培ってきた強みを活かし、活力ある地域産業の発展に寄与するという財団の目的を達成するため、中期的な視点から実施事業の効率的な執行を目指し、今後の活動方針及び各部門の目指すべき目標を明確にして、環境の変化に対応できる体制を構築すべく作成されている計画である。

以下の基本方針のもと各事業における数値目標も掲げられている。

《基本方針》

- 中小企業のおきパートナーとして企業のニーズに応じてきめ細かな支援を行い、経営課題を迅速に解決します。
- 数値目標の設定や成果把握の仕組みを整え、公益法人である特性を活かし、選択と集中により企業から真に必要とされ、より効果的な事業を重点的に実施します。
- 信頼されるワンストップサービスの経営支援拠点として、県をはじめ国、経済団体、大学、金融機関等中小企業支援を目的とする機関との連携に努め、その機能を強化します。

《数値目標による評価項目》

事業分野	評価項目	目標値		
		H25 年度	H26 年度	H27 年度
経営相談窓口	相談件数	1,200	1,200	1,200
専門家派遣	企業数	26	26	26
人材育成	セミナー満足度	80%	80%	80%
中小企業再生 支援協議会	相談件数	200	200	200
	再生計画策定完了件数	60	60	60
取引あっせん	あっせん件数	400	400	400
	成立件数	40	40	40
個別相談会	開催回数	40	40	40
その他	競争的資金獲得支援件数	200	20	20
	県内企業訪問件数	450	600	600
	うち取引開拓訪問件数	200	250	250
	メールマガジン新規配信数	300	300	300

他方、単年度事業計画書は当年度の重点事項を冒頭で記載の上、事業ごとに具体的な数値目標を記載しているケースもある。なお、年度終了後に作成される事業報告書では、事業計画書の記載事項（数値目標を含む事業もあり）に対応した形で実績を記載しており、両者を見比べることによって、ある程度ではあるが計画と実績との比較・把握が可能となる。

平成 25 年度の事業計画書と事業報告書の関係をまとめると以下ようになる。

事業名	平成25年度の事業内容	事業計画における数値目標	事業報告書における数値実績
経営支援			
	経営総合相談窓口の運営	—	内容別の相談件数 勉強会の開催状況(参加者数)
	専門家派遣事業	専門家の派遣企業数・回数	専門家の派遣企業数・回数
	経営強化支援事業	セミナー開催数	セミナー開催状況(参加者数)
	地域需要創造型等企業・創業促進事業	—	採択件数
	ハッ場ダム地域企業支援事業	—	相談件数 専門家の派遣企業数・回数
	再生計画の策定支援	—	相談件数 再生計画策定完了件数
	経営改善支援センターの運営	—	相談件数 計画策定支援件数
	ぐんま地場産業フェスタ等支援事業	—	企業訪問件数 展示会のサポート状況(開催日等)
	地域中小企業額外国出願支援事業	—	採択件数
	経営人材育成事業	スクールの開催状況(受講者数)	スクールの開催状況(受講者数)
	情報化セミナーの開催	—	セミナー開催状況(参加者数)
	IT関連専門家派遣事業	—	専門家の派遣企業数・回数
	情報提供事業	情報誌の発行部数 メールマガジンの配信先数	情報誌の発行部数 メールマガジンの配信先数
取引開拓支援			
	受注・発注企業の紹介による取引あっせん	—	受注・発注企業の登録状況 相談件数 あっせん件数(紹介件数、成立件数)
	発注開拓の強化	—	発注企業訪問件数
	下請かけこみ寺事業	動向調査の実施回数 無料弁護士相談会の開催件数	相談件数 無料弁護士相談会の開催状況
	広域商談会の開催	開催予定	開催状況
	個別商談会の開催	—	開催状況(開催回数、商談件数)
	展示会出展支援	出展予定	展示会のサポート状況(開催日等)
ものづくり等			
	インストラクター養成スクール	開催予定	開催状況
	ぐんま改善チャレンジ事業	—	インストラクター派遣企業数
	ぐんまものづくり企業改善活動推進事業	—	企業等訪問件数
	群馬ものづくり現場新人研修	開催予定	研修会の開催状況(受講者数)
	ものづくり人材育成への経費助成	—	交付件数
	戦略的基盤技術高度化支援事業	—	採択状況(再委託先、受託額) 技術展の開催状況
	地域結集事業成果実用化・普及促進事業	—	会議・展示会の開催状況
	次世代産業推進コーディネート事業	—	企業訪問件数 展示会の開催状況
	ぐんま産産連携フォーラムの開催	—	フォーラムの開催状況
	グループ化の促進支援	—	採択件数
	企業グループへの助成	—	採択件数
資金獲得支援			
	国・県の競争的資金獲得支援実績	—	支援件数 採択件数

ここで、単年度の事業計画であるが、平成 24 年度までは事業ごとに予算額（金額）の記載もあったが、事業計画書で記載している事業と予算書で把握している事業とが一対一で対応しないものがあること、及び事業によっては個別の予算がないものがあること等の理由で、平成 25 年度より記載がなくなっている（平成 26 年度の事業計画書も予算の記載はなし）。

しかしながら、事業計画書は作成する側（群馬県産業支援機構）の指標・目標となる一方で見ると、聞く側（評議員会や出資団体である県など）にとっても団体の概況把握に有用な資料である。現状の事業計画書は重点事項の記載はあるものの、具体的にどの事業がどの程度の（予算）規模で行われているのか（行われる計画なのか）、あるいは前年度に比べどの事業がどのように変化しているのかなどを事業計画書、あるいは事業報告書のどちらかを見ただけでは分かり難い。

そこで、事業計画書及び事業報告書をより可視化すべく、現状のものに予算額、前年度実績額を織り込むべきであるとする。

【意見 82】

単年度の事業計画については、平成 24 年度までは事業ごとに予算額（金額）の記載もあったが、事業計画書で記載している事業と予算書で把握している事業とが一対一で対応しないものがあること、及び事業によっては個別の予算がないものがあること等の理由で、平成 25 年度より記載がなくなっている（平成 26 年度の事業計画書も予算の記載はなし）。

しかしながら、事業計画書は作成する側（群馬県産業支援機構）の指標・目標となる一方で見ると、聞く側（評議員会や出資団体である県など）にとっても団体の概況把握に有用な資料である。

現状の事業計画書は重点事項の記載はあるものの、具体的にどの事業がどの程度の（予算）規模で行われているのか（行われる計画なのか）、あるいは前年度に比べどの事業がどのように変化しているのかなどを事業計画書、あるいは事業報告書のどちらかを見ただけでは分かり難い。

よって、事業計画書及び事業報告書をより可視化すべく、現状のものに予算額、前年度実績額を織り込むべきである。

4. 概算払の請求（群馬県産業支援機構事業支援費補助金）

群馬県産業支援機構事業費補助金では、産業支援機構の運営費（主に人件費）として群馬県から産業支援機構に対して補助金が支給されている。補助金の支給にあたっては、補助事業の進捗状況に応じて、補助金の一部を支払う概算払制度が設けられている。

原則として、補助金の支払時期は、事業が完了し補助金額が確定された後（翌年の 5 月頃）である。しかしながら、群馬県産業支援機構では、毎月給与として人件費が支払われており、事業の完了時までには県から補助金を受領できないと資金不足となることが想定されるため、概算払制度が必要となっている。

概算払制度は、群馬県産業支援機構における費用立替に伴う負担を軽減するため、必要があると認められる場合に、事業完了前に概算払を行うものである。

公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金交付要綱では、概算払の請求に関して、以下のように規定している。

（補助金の概算払の請求）

第 13 条 機構は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 7）を知事に提出しなければならない。

平成 25 年度において、以下のような概算払い(合計 4 回)が行われた。

- ・平成 25 年 7 月 第 1 回目 金額 29,912,000 円
- ・平成 25 年 9 月 第 2 回目 金額 29,912,000 円
- ・平成 25 年 11 月 第 3 回目 金額 46,612,000 円
- ・平成 26 年 1 月 第 4 回目 金額 23,000,000 円

平成 25 年度の公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金概算払請求書(様式第 7)を閲覧したところ、概算払の理由(別紙 抜粋)として以下のように記載されていた。

「原則として、機構資金の月次残高がマイナスとなることを回避することを目標に、必要な時期に、概算払いをお願いするものです。」

概算払請求書に別紙として資金計画を添付し、資金計画書上の資金の月末残高がマイナスとなることを理由に、概算払いを群馬県に請求しているものである。

しかしながら、概算払の理由の説明資料として、添付されていた資金計画を閲覧したところ、群馬県産業支援機構の合計残高試算表における現金預金の合計額と相違が見られた。例えば、資金計画上、平成 25 年 5 月末の資金残高は 43,391 千円となっていたが、合計残高試算表(公益目的事業会計)の預金残高は 335,860 千円であった。

この理由としては、預金残高には退職給与引当金や国庫貸与資金及び県単リース資金からの内部貸付金のほか、預り金(所得税、消費税等)が含まれており、全ての資金が利用できるものではなく、また、群馬県産業支援機構では実施事業毎に区分経理を行っているため、当該事業に係る資金計画を作成したことによるものであった。

補助金の概算払いを申請するにあたっては、資金の全体を表した資金計画が群馬県に提出されなければならない。群馬県産業支援機構が資金計画を県へ提出する際には、産業支援機構側で全体を表した資金計画となっていることを確認する体制を整備する必要がある。

また、群馬県側でも群馬県産業支援機構から提出された資金計画を精査し、全体を表したものであることを確認する必要がある。

【指摘事項 22】

群馬県産業支援機構事業費補助金では、補助事業の進捗状況に応じて、補助金の一部を支払う概算払制度が設けられている。概算払制度は、群馬県産業支援機構における費用立替に伴う負担を軽減するため、必要があると認められる場合に、事業完了前に概算払を行うものである。

平成 25 年度において、群馬県から群馬県産業支援機構に対して、合計 4 回の概算払いがなされた。概算払いを申請するには、申請書に概算払の理由を記載することが必要となっているが、平成 25 年度の概算払の理由は、資金計画上資金不足となることが見込まれるため、群馬県に対して補助金の概算払いを請求しているものであった。

しかしながら、当該資金計画を閲覧したところ、事業別経理を前提とした資金計画であったため、群馬県産業支援機構における資金の全体を表した資金計画となっていなかった。

補助金の概算払いを申請する場合には、資金の全体を表した資金計画を群馬県へ提出しなければならない。群馬県産業支援機構が資金計画を県へ提出する際には、群馬県産業支援機構側で全体を表した資金計画となっていることを確認する体制を整備する必要がある。また、群馬県側でも群馬県産業支援機構から提出された資金計画を精査し、全体を表したものであることを確認する必要がある。

【組織】

5. プロパー職員の理事登用

理事とは理事会を構成するメンバーであり、理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職の権限を有している。つまり、理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県産業支援機構が大きく舵を取ることになるため、その職責は大きい。

群馬県産業支援機構では理事の選任については公益法人移行以前より、県の現役職員やOBが任命されているのが慣例となっている。公益法人移行後は（常勤）理事長は県の産業経済部長出身者となっており、県が出捐団体（外部機関）として運営していることに対しては、その責任者が県出身者であるため一定の合理性はあると考える。

しかしながら、群馬県産業支援機構は発足して既に30年以上経過しており、プロパー職員の中には勤続30年を超えている者もあり、群馬県産業支援機構の業務内容には相当程度、精通している。また、群馬県産業支援機構の業務内容としては中小企業を中心とした民間企業の支援、発掘であり、他の団体と比べると民間事業者と接する機会も多いものとする。

そうであるならば、群馬県産業支援機構の業務に精通しているプロパー職員を理事に登用することで、長年の実務の経験に基づく知恵や発想等が経営者の立場になることで新たに生まれ、群馬県産業支援機構の基本方針に掲げられている中小企業の良きパートナーとして企業のニーズに応じてきめ細かな支援を行い、経営課題を迅速に解決するという役割も今以上に満たせるものとする。

また、群馬県産業支援機構に限らず県の団体出捐は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した社団としての自立経営が今まで以上に求められるところであるが、群馬県産業支援機構が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県産業支援機構の出身者であるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアッ

プにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。

なお、群馬県産業支援機構と同様の機構は他の都道府県にも存在しているが、近年では山梨県でプロパー職員が理事に登用された事例もある。

以上より、今後理事の選定にあたっては当団体のプロパー職員（OBを含む）人材に登用することも視野に入れるべきであると考えます。

【意見 83】

理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県産業支援機構が大きく舵を取るようになるため、その職責は大きい。

群馬県産業支援機構では理事の選任については公益法人移行以前より、県の現役職員やOBが任命されているのが慣例となっているが、県が出捐団体（外部機関）として運営しているためその責任者を県出身者に任せることに一定の合理性はある。

しかしながら、群馬県産業支援機構は発足して既に30年以上経過しており、プロパー職員の中には勤続30年を超えている者もあり、群馬県産業支援機構の業務内容には相当程度、精通している。また、群馬県産業支援機構の業務内容としては中小企業を中心とした民間企業の支援、発掘であり、他の団体と比べると民間事業者と接する機会も多いものと考えます。また、群馬県産業支援機構に限らず県の出捐団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した社団としての自立経営が今まで以上に求められるところであるが、群馬県産業支援機構が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県産業支援機構の出身者であるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。

以上より、今後理事の選定にあたっては当団体のプロパー職員（OBを含む）人材に登用することも視野に入れるべきであると考えます。

6. 役員（理事）の役員会（理事会）への出席率

理事とは理事会を構成するメンバーであり、理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職の権限を有している。

つまり、法人における理事会とは法人の業務の執行を決定する最高機関であるため、その構成員である理事には多様な人材を集結させることによって、法人にとって最良の判断を決定できるようにすべきと考えられている。

このような背景のもと、当団体では平成24年度から県の指導もあり、理事が全員民間の産業界からであったため、より多くの意見を集めるべく、学界から大学の教授1名を選出し、理事会の構成員となった。

しかしながら、同氏選出後の理事会の出席状況を見ると以下の通りであり、その出席率は芳しくない。

平成 24 年度	第 1 回	第 2 回（書面）	第 3 回（書面）	第 4 回
開催日	H24. 5. 24	H24. 7. 1	H24. 7. 9	H25. 3. 21
出欠状況	出席	—	—	欠席

平成 25 年度	第 5 回（書面）	第 6 回	第 7 回（書面）	第 8 回
開催日	H25. 4. 1	H25. 6. 6	H26. 1. 15	H26. 3. 18
出欠状況	—	欠席	—	欠席

（以下、26 年度であるため参考）

平成 26 年度	第 9 回
開催日	H26. 6. 10
出欠状況	欠席

上表からわかるように、平成 24 年 5 月の初回出席を最後に現在に至るまで最近 2 年間はすべて欠席している状況である。欠席の理由としては理事会の開催候補日を決定するにあたり、理事全員に 3～4 日の候補日の都合を打診し、その結果過半数以上の理事が出席できる日に設定したが、同氏が欠席となってしまっているとのことである。

しかしながら、理事会は群馬県産業支援機構にとって評議員会と同じく業務執行を行っていく上で重要な機関であるため、その構成員が理事会を欠席し続けるとなると、そもそもの選任趣旨が満たされないとともに、理事会そのものの形骸化につながる恐れもある。

よって、形骸化防止のための対応策としては、理事選任に関して見直しを行うか、あるいは、理事会の開催頻度を増加させるなどの対応を行うことにより少なくとも同氏が理事会に出席できる機会を増やすべきである。

【指摘事項 23】

当団体では平成 24 年度から県の指導もあり、理事が全員民間の産業界からであったため、より多くの意見を集めるべく、学界から大学の教授 1 名を選出し、理事会の構成員となった。

しかし、平成 24 年 5 月の第 1 回理事会の出席を最後に現在に至るまで最近 2 年間はすべて欠席している状況である。欠席の理由としては理事会の開催候補日を決定するにあたり、常勤理事や現役の県の役職者を優先した結果、同氏が欠席となってしまっているとのことである。理事会は群馬県産業支援機構にとって評議員会と同じく業務執行を行っていく上で重要な機関であるため、その構成員が理事会を欠席し続けるとなると、そもそもの選任趣旨が満たされないとともに、理事会そのものの形骸化につながる恐れ

もある。

よって、形骸化防止のための対応策として、理事選任に関して見直しを行うか、あるいは、理事会の開催頻度を増加させるなどの対応を行うことにより少なくとも同氏が理事会に出席できる機会を増やすべきである。

【資金運用】

7. 資金運用の方針

群馬県産業支援機構では、基本財産及びその他財産について資金運用管理規程に基づいて、中長期かつ継続的に円滑な資金運用を実施することを及び安全な資産運用を図ることを目的としている。

当該規程に従った運用規程は下記のとおりである。

管理運用の方法

第2条

基本財産は、安全かつ確実性の高い預・貯金及び有価証券等で管理運用するものとする。

2 その他の財産は、健全な運営に必要な資金を除き、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で管理運用するものとする。

運用体制

第3条 資金運用体制は、次のとおりとする。

1 資金運用は、事務局長が業務執行に係わる権限を有する。

2 事務局長は、資金運用執行責任者を総務課職員の中から指名するとともに、本規程の遵守に係る監督責任を負う。

3 資金の運用業務にあたっての最終決裁者は、理事長が有する。

資金運用の対象

第4条 運用対象は、次に掲げるものとする。

1 円建て有価証券、国債、政府保証債、地方債、公社公団債、事業債、金融債

2 円建て預貯金（出資金を含む）

3 その他安全性が高いと認められ、かつ有利と判断されたもの

格付け基準

第5条 国債、政府保証債、地方債以外の債券の投資判断として以下の格付け基準を遵守する。（金融債は発行体格付けを採用）

1 採用する格付機関

(1) 格付投資情報センター

(2) 日本格付研究所

(3) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

(4) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

(5) フィッチ・レーティングス

2 採用基準

(1) 取得から償還まで10年以下のもの

本条1項の格付け機関のうちいずれかがA格以上に格付けしているもの。

(2) 取得から償還まで10年超もの

本条1項の格付け機関のうちいずれかがAA格以上に格付けしているもの。

長期債

第6条 この規程による運用資産帳簿価格合計の20%を超えて、償還年限が10年を超える債券並びに金銭債券等の資産流動化商品を取得できないものとする。ただし、経済情勢や金利状況などにより理事会の承認を得たときは、この限りではない。

群馬県産業支援機構では、上記規程に基づき平成26年3月末現在において、基本財産及び特定資産として、下記の有価証券で運用している。

銘柄	額面：円	期間	年数	利率
基本財産（ものづくり）				
群馬県公募公債 1回	100,000,000	H16.11.25～H26.11.25	10	1.5
群馬県公募公債 3回	100,000,000	H18.11.27～H28.11.25	10	1.9
国債 274回	200,000,000	H18.1.20～H27.12.20	10	1.5
国債 275回	100,000,000	H18.1.25～H27.12.20	10	1.4
道路債（政保）343回	150,000,000	H19.2.28～H27.6.30	10	1.3
国債 141回	59,746,372	H24.12.25～H44.12.20	20	1.7
国債 93回	16,940,500	H23.2.21～H27.12.20	5	0.5
国債 325回	14,786,236	H24.9.20～H34.9.20	10	0.8
基本財産（一般）				
群馬県公募公債 3回	6,000,000	H18.11.27～H28.11.25	10	1.9
群馬県公募公債 1回	4,998,000	H22.11.25～H27.11.25	5	0.43
特定資産（情報化基盤整備促進基金）				
国債 61回	96,841,000	H23.6.16～H35.3.20	20	1.0
国債 61回	3,156,985	H23.6.16～H35.3.20	20	1.0
国債 145回	99,554,000	H25.6.26～H45.6.20	20	1.7
道路債（政保）188回	98,255,000	H25.11.5～H45.4.28	20	1.4

また、上記のほか、定期預金で12,771,907円保有している。

平成26年3月末において、10年超の債券は、総額で357,553千円であり、運用資産全体の33.2%となっている。

上記表の償還期間から、今後1年から2年の間で下記の債券（総額650百万円）が償還を迎える。

しかし、現時点では、償還された金額の運用方針は決定しておらず、償還のつど運用先について検討を行う予定である。

銘柄	額面：円	期間	年数	利率
基本財産（ものづくり）				
群馬県公募公債 1回	100,000,000	H16.11.25～H26.11.25	10	1.5
群馬県公募公債 3回	100,000,000	H18.11.27～H28.11.25	10	1.9
国債 274回	200,000,000	H18.1.20～H27.12.20	10	1.5
国債 275回	100,000,000	H18.1.25～H27.12.20	10	1.4
道路債（政保）343回	150,000,000	H19.2.28～H27.6.30	10	1.3
合計	650,000,000			

償還される債券 10 年物であるが、今現在 10 年物の国債で 0.5%程度であり、償還前の国債と同様の利回りを維持するためには、10 年超（ex 148 号 20 年国債 1.3%）の国債等を購入する必要がある。

現在の資金運用規程（第 6 条参照）では、運用資産帳簿価額合計の 20%を超えて、償還年数が 10 年を超える債券並びに金銭債権等の資産流動化商品を取得できないものとしているが、理事会の承認を得たときは、この限りではない。しかし、長期の債券を保有することは、一定の利率で資金を長期間固定化することになり、将来金利が上昇した場合に含み損が発生するリスクがある。

今後数年で 650 百万円の償還があり、一方で当面低金利が見込まれる中で、将来の金利リスクを抑えるために短期の運用を行うのか、安定した利息を受け取るために長期の運用を行うのか、またはリスクを取って事業債、外国債券等を購入していくのかといった検討を行うべきである

【意見 84】

群馬県産業支援機構において運用されている有価証券のうち、今後 2 年間で 650 百万円の償還が行われる。

償還される債券 10 年物であるが、今現在 10 年物の国債で 0.5%程度であり、償還前の国債と同様の利回りを維持するためには、10 年超（ex 148 号 20 年国債 1.3%）の国債等を購入する必要がある。

現在の資金運用規程（第 6 条参照）では、運用資産帳簿価額合計の 20%を超えて、償還年数が 10 年を超える債券並びに金銭債権等の資産流動化商品を取得できないものとしているが、理事会の承認を得たときは、この限りではない。しかし、長期の債券を保有することは、一定の利率で資金を長期間固定化することになり、将来金利が上昇した場合に含み損が発生するリスクがある。

今後数年で 650 百万円の償還があり、一方で当面低金利が見込まれる中で、将来の

金利リスクを抑えるために短期の運用を行うのか、安定した利息を受け取るために長期の運用を行うのか、またはリスクを取って事業債、外国債券等を購入していくのかといった検討を行うべきであると考える。

【リスク管理】

8. 各種規程の整備

現在、規程集は「公益法人規程集」と「産業支援機構規程集」の2本立てとなっており、規程が整理されていない。これは、公益財団法人に移行する際に必要な規程のみを公益法人規程集に定め、その他の規程については必要に応じて、事象が発生した時点で、随時更新しているためとのことである。

なお、それぞれに綴られている規程は以下のとおりである。

「公益法人規程集」

No.	施行年月日	直近改廃	名称	摘要
1	H24. 4. 1	改 H26. 6. 25	定款	
2	H24. 4. 1		事務局規程	
3	H24. 4. 1	改 H25. 4. 1	事務処理規程	
4	H15. 4. 1	改 H24. 4. 1	公印取扱規程	注1
5	H15. 4. 1	改 H26. 3. 18	理事長の専決事項に関する規程	注1
6	H24. 4. 1	改 H25. 4. 1	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	注2
7	H24. 4. 1	改 H26. 3. 18	会計規程	注2
8	H24. 4. 1	改 H26. 3. 18	資金運用管理規程	
9	H24. 4. 1	改 H26. 6. 10	特定資産取扱規程	
10	H25. 3. 22	改 H26. 4. 1	就業規則	注1
11	H24. 4. 1	改 H26. 4. 1	嘱託職員等就業規則	
12	H24. 4. 1		職員の給与に関する規程	注2
13	S57. 6. 30	改 H24. 4. 1	職員等の旅費支給規程	注1
14	H15. 4. 1		職員の初任給、昇給及び昇格基準内規	注1
15	H24. 4. 1		嘱託職員等の報酬、謝金、賃金規程	
16	H25. 4. 1		上海事務所の組織及び運営等に関する規程	
17	H26. 4. 1		職員の退職手当の支給に関する規程	注2
18	H17. 4. 1	改 H26. 4. 1	報酬、謝金及び旅費の算定基準内規	注1

「産業支援機構規程集」

No.	施行年月日	直近改廃	名称	摘要
1	H15. 4. 1		寄附行為	
2	H15. 4. 1		業務方法書	
3	H15. 4. 1		役員の報酬、手当及び旅費に関する規程	注 2
4	H15. 4. 1		理事長の専決事項に関する規程	注 1
5	H15. 4. 1	改 H22. 4. 1	組織及び職の設置に関する規程	
6	H15. 4. 1	改 H22. 4. 1	事務決裁規程	
7	H15. 4. 1		公印規程	注 1
8	H18. 4. 1	改 H22. 4. 1	会計規程	注 2
9	H16. 6. 11		入札検討委員会設置要綱	
10	H15. 4. 1	改 H18. 4. 1	職員等の旅費支給規程	注 1
11	H15. 4. 1	改 H22. 4. 1	就業規則	注 1
12	H15. 4. 1		職員の給与に関する規則	注 2
13	H15. 4. 1		退職手当の支給に関する規程	注 2
14	H15. 4. 1	改 H18. 4. 1	職員の初任給、昇給及び昇格基準内規	注 2
15	H15. 4. 1		文書取扱規程	
16	H15. 6. 1		情報公開要綱	
17	H17. 4. 1	改 H17. 11. 1	個人情報保護要綱	
18	H17. 4. 1	改 H20. 9. 1	機構組織図・席次	
19	H17. 4. 1	改 H20. 8. 1	機構事務分掌表	
20	H17. 4. 1	改 H20. 4. 1	産業政策課事務分掌表	
20		改 H20. 4. 1	商政課事務分掌表	
20		改 H20. 4. 1	工振課事務分掌表	
21	H13. 4. 1		関東甲信越静岡中小企業振興機関連絡協議会規約	
22	H16. 9. 15		シンボルマークの制定	
23	H16. 9. 17		職員記章規程	
24	H16. 11. 5		辞令及び委嘱状の様式	
25	H16. 4. 1	改 H22. 4. 1	派遣職員就業規則	
26	H15. 12. 25		研修用パソコン貸出要綱	
27	H15. 6. 30	改 H21. 6. 1	衛生委員会規程	
28	H17. 4. 1		謝金及び旅費算定基準内規	注 1
29	H16. 4. 1		複数年契約することを前提に行うリース契約等の取扱いについて	

30	H19. 1. 4		再雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関する労使協定書	
31	H19. 3. 7		機構内の中小企業診断士の資格更新に係る「実務従事要件」の取扱いについて	
32	H19. 4. 2	新規	平成19年度広域的新事業支援連携等事業費補助金（広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業）における講師、旅費の金額及び支払い方法等について	

（注1）：産業支援機構規程集から公益法人規程集に移行されている規程

（注2）：産業支援機構規程集、公益法人規程集に類似の規程があるもの（名称は同じであっても、改廃等の文言がないものを含む）

上記のように、公益法人規程集に更新されている規程と更新されていない規程が混在しており、一元化管理されていない。このため現状では、産業支援機構規程集のうち、どの規程が使用されていて、どの規程が更新されているのか明確になっていないため、整備する必要がある。また、分掌表等、人事異動の都度変更となり、規程集にはなじまないものも産業支援機構規程集には綴られている。

なお、パソコン上では現状の規程が一覧できるようになっているとのことであるが、目次が作成されていないため、項目別に分類し、施行年月日や直近改廃等の記載も加えて、誰が見ても分かるように一元化管理する必要がある。

【意見 85】

現在、規程集は「公益法人規程集」と「産業支援機構規程集」の2本立てとなっており、規程が整理されていない。これは、公益財団法人に移行する際に必要な規程のみを公益法人規程集に定め、その他の規程については必要に応じて、事象が発生した時点で、随時更新しているためとのことである。

現在、公益法人規程集に更新されている規程と更新されていない規程が混在しており、一元化管理されていない。このため現状では、産業支援機構規程集のうち、どの規程が使用されていて、どの規程が更新されているのか明確になっていないため、整備する必要がある。また、分掌表等、人事異動の都度変更となり、規程集にはなじまないものも産業支援機構規程集には綴られている。

なお、パソコン上では現状の規程が一覧できるようになっているとのことであるが、目次が作成されていないため、項目別に分類し、施行年月日や直近改廃等の記載も加えて、誰が見ても分かるように一元化管理する必要がある。

【会計】

9. 総勘定元帳の備え置き及び保管

総勘定元帳が、過年度も含めて会計システム内にデータとして保管されたままであり、帳表としてアウトプットされていない。その理由は現金預金以外の科目について、量的、コスト的に紙ベースによる出力の負担が重いため、帳表としてアウトプットをしなかったとのことである。（なお、会計データは過去分も含め、サーバーと外付けのハードディスクでバックアップしている。）

総勘定元帳とは、勘定科目ごとに全ての取引を記載した会計帳簿であり、仕訳帳からすべての取引が転記され、期末の決算時には財務諸表が作成される基となるものである。法人の活動によって発生したすべての取引が記録されるため、重要な主要簿といえる。

法人の会計規程の第6条の（帳簿の保存及び処分）において、総勘定元帳は保存期間5年と定めているように帳表の保存を前提としていること、及び期中の取引の内容や会計処理、また決算時に期中処理の誤りなどを確認するためにも、総勘定元帳は、データで保有するだけでなく、一度アウトプットすることが実務上、有用と考えられる。

なお、総勘定元帳を帳表としてアウトプットして保存することが原則であるが、国税関係の帳簿書類について、あらかじめ税務署長から承認を受けた場合に限り、磁気テープや光ディスクなどの電子データとして保存することができる法律がある（電子帳簿保存法）。

これは、一定の国税関係帳簿書類の保存にかかる負担軽減を図るため、1998年7月から施行されている。従来、会計記録は、アウトプット（紙の形）で7年間保存することが義務付けられているが、真実性の確保、可視性の確保など一定の保存要件を満たすことで、帳簿書類を電子データで保存することが可能となったので、電子データによる保存を希望する場合は、一定の期日までに承認が必要となるが、適用を検討することも有用である。

【意見 86】

総勘定元帳は法人にとって重要な主要簿であるが、この総勘定元帳について、法人では、量的、コスト的に紙ベースによる出力の負担が重いため、帳表でアウトプットされたものとなっていない。

しかしながら、法人の会計規程の「帳簿の保存及び処分」において帳表としてのアウトプットを前提としていること、及び期中の取引の内容や会計処理、また決算時に期中処理の誤りなどを確認するためにも、総勘定元帳は、データだけでなく、アウトプットすることが実務上、有用と考えられる。

なお、帳表をアウトプットして保存することを原則とするが、電子帳簿保存法によれば、国税関係の帳簿書類について、あらかじめ税務署長から承認を受けた場合に限り、磁気テープや光ディスクなどの電子データとして保存することができる。

これは、一定の国税関係帳簿書類の保存にかかる負担軽減を図るため、1998年7

月から施行されている。従来、会計記録は、アウトプット（紙の形）で7年間保存することが義務付けられていたが、真実性の確保、可視性の確保など一定の保存要件を満たすことで、帳簿書類を電子データで保存することが可能となったので、電子データによる保存を希望する場合は、適用を検討することも有用である。

10. 消費税の計算

平成26年3月期の群馬県産業支援機構の確定消費税の計算において、以下のような計算（集計）誤りが散見された。

- ① 課税仕入高の集計で、不課税（減価償却費、安定積立金、保険料等）が課税仕入高の集計に含まれていた。
- ② 上海事務所の取引については、国外にて行われた取引であるにもかかわらず、課税売上高及び課税仕入高の集計の対象に含まれていた。
- ③ 課税売上高が5億円以下でかつ、課税売上割合が95%以上であるにもかかわらず、仕入控除税額の計算方法を「個別対応方式」にて行っている。
当該個別対応方式の特定収入の調整計算において、正しく課税仕入れ等を区分できていないため、特定収入のうち課税仕入れ等のみ使途が特定されている金額が正しく計算されていなかった。また、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入がゼロと計算されているため、調整割合がゼロと計算され、結果として特定収入に係る課税仕入れ等の税額が誤った金額となっている。
- ④ 消費税の特定収入の調整の調整計算において、課税売上割合を考慮しなくてよいにもかかわらず、課税売上割合を乗じて計算されていた。

原因は、3年前ほど前に前任者から引き継いだ消費税の計算シート（Excel）の計算ロジックが誤っていたこと及び計算の正確性の検証を行う仕組み（複数の者による計算チェック、外部の専門家への委託等）が整えられていなかったことがあげられる。

また、消費税の計算はある程度、会計ソフトから連動して計算することができるが、各事業で起票及び入力された会計伝票上には取引ごとに消費税の課税区分を入力しておらず、その結果、会計ソフトから消費税の申告書を作成することができなかったためである。

上記のような複数の計算ミスがあることから、一概に判断できないが、非課税仕入や不課税仕入取引が多額に課税仕入れとして仕入控除の対象となっていると思われるため、全体的に過少申告・過少納付となっていると判断される。また、同様な計算方法を行っていたことから、単年度だけでなく、過年度分の申告も誤りである可能性が高い。

課税売上高や課税仕入れ高の集計や特定収入の調整計算などを正しく行い、適正な納税額を計算して納付することが必要である。例えば、資産の譲渡等の対価の額の計算では、上海事務所の国外に係る収入や違約金収入等は課税売上高や非課税売上高から除いて計算することが必要である。

このような事態とならないために、①経理に携わる担当者が会計や税務の基礎知識を身に着ける②会計や税務の基礎知識を身に着ける担当者はできるだけ複数の者とし、会計処理や税務申告の計算に際してダブルチェックを行う③外部の専門家に委託し、高度な税務会計処理（消費税の計算や海外取引等）については、専門家の助言やチェックをもらう、といった仕組みを整えることが必要である。

【指摘事項 24】

平成 26 年 3 月期の群馬県産業支援機構の確定消費税の計算において、不課税取引（減価償却費、安定積立金や海外取引、保険料等）と課税仕入取引が正しく区分されていなかったり、特定収入の調整計算他で数点の計算（集計）誤りが散見された。

原因は、計算の正確性の検証を行う仕組み（複数の者による計算チェック、外部の専門家への委託等）が整えられていなかったこと、また、消費税の計算はある程度、会計ソフトから連動して計算することができるが、各事業で起票及び入力された会計伝票上には取引ごとに消費税の課税区分を入力するよう指示をしておらず、その結果、会計ソフトから消費税の申告書を作成することができなかつたためである。

課税売上高や課税仕入れ高の集計や特定収入の調整計算などを正しく行い、適正な納税額を計算して納付することが必要である。

このような事態とならないために、①経理に携わる担当者が会計や税務の基礎知識を身に着ける②会計や税務の基礎知識を身に着ける担当者はできるだけ複数の者とし、会計処理や税務申告の計算に際してダブルチェックを行う③外部の専門家に委託し、高度な税務会計処理（消費税の計算や海外取引等）については、専門家の助言やチェックをもらう、といった仕組みを整えることが必要である。

11. 上海事務所の社宅敷金

正味財産増減計算書の事業費に「敷金」として 1,658,306 円が費用処理されている。これは、上海事務所に赴任している職員（所長、副所長）2名の現地社宅に係る敷金である（金額は、3月に1室分の退去及び入居が重なっているため合計3室分の合計である）。

当該敷金は、賃貸借契約書では、退去時に返却されることとなっている。また、消費税の計算をする過程で、上記の敷金が海外における消費（賃借契約）であるにもかかわらず課税仕入れとして集計されていた。

当該敷金は、賃貸借契約書において、退去時に返却されるという規定となっていることから資産計上すべきであり、また消費税の区分についても海外の現地物件にかかる取引であり課税仕入れとならないことから、課税区分は不課税として処理して消費税を計算すべきである。

なお、仮に契約時において、退去等があった際に敷金が返戻されない旨の規定がある場合は、長期前払い費用等で処理し、賃貸借期間で相当額を償却する処理となる。

【指摘事項 25】

上海事務所に赴任している職員（所長、副所長）2名の現地社宅に係る敷金1,658,306円（金額は、3月に1室分の退去及び入居が重なっているため合計3室分の合計である）について、賃貸借契約書では、退去時に敷金は返却となっているが、「敷金」という勘定科目を用いて一時に費用計上されていた。また、消費税の計算をする過程で、上記の敷金が海外における消費（賃借契約）であるにもかかわらず課税仕入れとして集計されていた。

敷金は、原則として契約期間の終了あるいは退去もしくは解約時に返金される場合に用いる勘定科目であり、また、賃貸借契約書において退去時に敷金を返却するという規定となっているため、資産計上すべきと考える。また、海外取引であるため、消費税の課税区分は不課税として処理して消費税を計算すべきである。

12. リース資産の計上基準

【指摘事項 26】

公益法人会計システム等の賃貸借契約（システムの他、パソコン3台、プリンタが一式となっているもの）のリース料総額が300万円を超えている（リース料総額5,779,620円）にもかかわらず、賃貸借処理されている。この公益法人会計システム等の賃貸借契約を確認すると、物件の使用・管理の規定や契約の解除の規定（解約は可能であるが、リース会社の損害額（賃貸借料の残額）を法人は負担する旨の記載がある）から、ファイナンスリース取引であると判定できる。

公益法人会計基準に関する実務指針（その2）のIVリース会計 Q15には、下記の規程がある。

「企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。公益法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。したがって、ファイナンスリース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとともに一定の事項の注記を行うこととなる。なお、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円未満の取引については資産計上又は注記を省略することができる。」

よって、公益法人会計システム等の賃貸借契約は、ファイナンスリース取引に該当することから、通常の売買取引に係る方法に準じる会計処理を行うべきであり、またリース取引の処理方法についての注記も記載するべきである。

13. 人件費に関する勘定科目

正味財産増減計算書の事業費や管理費における人件費に関する勘定科目として役員報酬、給与、諸手当、報酬、賃金、謝金が使用されているが、これら勘定科目の内容が事業間で使用の統一がなされていない。

正味財産増減計算書の各事業の人件費の勘定科目の内容を確認すると以下のように区分されている。

役員報酬	常勤の役員
給与	プロパー職員
報酬	嘱託及びコーディネーター
賃金	嘱託及び臨時職員、
謝金	マネージャー、企業再生専門員、コーディネーター、非常勤の理事、評議員

この場合、「嘱託」は契約や待遇は同じであるにもかかわらず、各事業によって「報酬」と「賃金」に分かれており、同様にコーディネーターについても「報酬」と「謝金」に分かれてしまっている。役員は常勤と非常勤の区別により「役員報酬」と「謝金」に分かれている。

これは、各事業単位での予算要求時に使用した科目を会計処理上も統一、整理せずそのまま使用していたためである。

雇用契約や待遇など、契約条件が同様であっても勘定科目を統一せず、各事業での慣例や異なった認識のもとで会計処理をしている場合、財務諸表の情報利用者に誤解や混乱を与えるおそれがある。たとえば、「役員報酬」という勘定科目であれば、当然常勤の役員報酬だけではなく、非常勤の役員報酬分も含まれると予想すると考えられるし、「謝金」や「報酬」は、通常、外部の専門家や委託契約による業者への支払いを予想すると考えられる。しかし、実際には、「謝金」や「報酬」に多くの雇用契約者分の人件費が含まれていることを鑑みると、財務諸表は、法人の事業費や管理費の使途を正しく表していないといえる。

使用する勘定科目について、特に人件費の科目を中心に体系のルール化を行い、使用する勘定科目を事業間で統一し、財務諸表の利用者に誤解や混乱を与えないようにすることが必要であると考えます。

なお、公益法人会計基準の運用指針 12. 財務諸表の科目において、一般的、標準的な勘定科目が掲げられており、事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができる、としているが、まずは標準的な勘定科目からの使用を検討し、統一化、ルール化することも一案である。

運用指針（「正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領」より人件費に関する勘定科目）

- ・ 経常費用（事業費）給与手当、臨時雇賃金、諸謝金
- ・ 経常費用（管理費）役員報酬、給料手当、諸謝金

【意見 87】

正味財産増減計算書の事業費や管理費における人件費に関する勘定科目としては、役員報酬、給与、諸手当、報酬、賃金、謝金が使用されているが、これら勘定科目については事業間で使用の統一がなされていない。

例えば、「嘱託」は契約や待遇は同じであるにもかかわらず、各事業によって「報酬」と「賃金」に勘定科目が分かれており、同様にコーディネーターについても「報酬」と「謝金」に分かれてしまっている。役員は常勤と非常勤の区別により「役員報酬」と「謝金」に勘定科目が分かれている。これは、各事業単位での予算要求時に使用した科目を会計処理上も統一、整理せずにそのまま使用していたためである。

雇用契約や待遇など、契約条件が同様であっても勘定科目を統一せず、各事業での慣例や異なった認識のもとで会計処理をしている場合、財務諸表の情報利用者に誤解や混乱を与えるおそれがある。

使用する勘定科目について、特に人件費の科目を中心に体系のルール化を行い、使用する勘定科目を事業間で統一し、財務諸表の利用者に誤解や混乱を与えないようにすることが必要であると考えます。

なお、公益法人会計基準の運用指針 12. 財務諸表の科目において、一般的、標準的な勘定科目が掲げられており、事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができる、としているが、まずは標準的な勘定科目からの使用を検討し、統一化、ルール化することも一案であろう。

運用指針（「正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領」より人件費に関する勘定科目）

- ・ 経常費用（事業費）給与手当、臨時雇賃金、諸謝金
- ・ 経常費用（管理費）役員報酬、給料手当、諸謝金